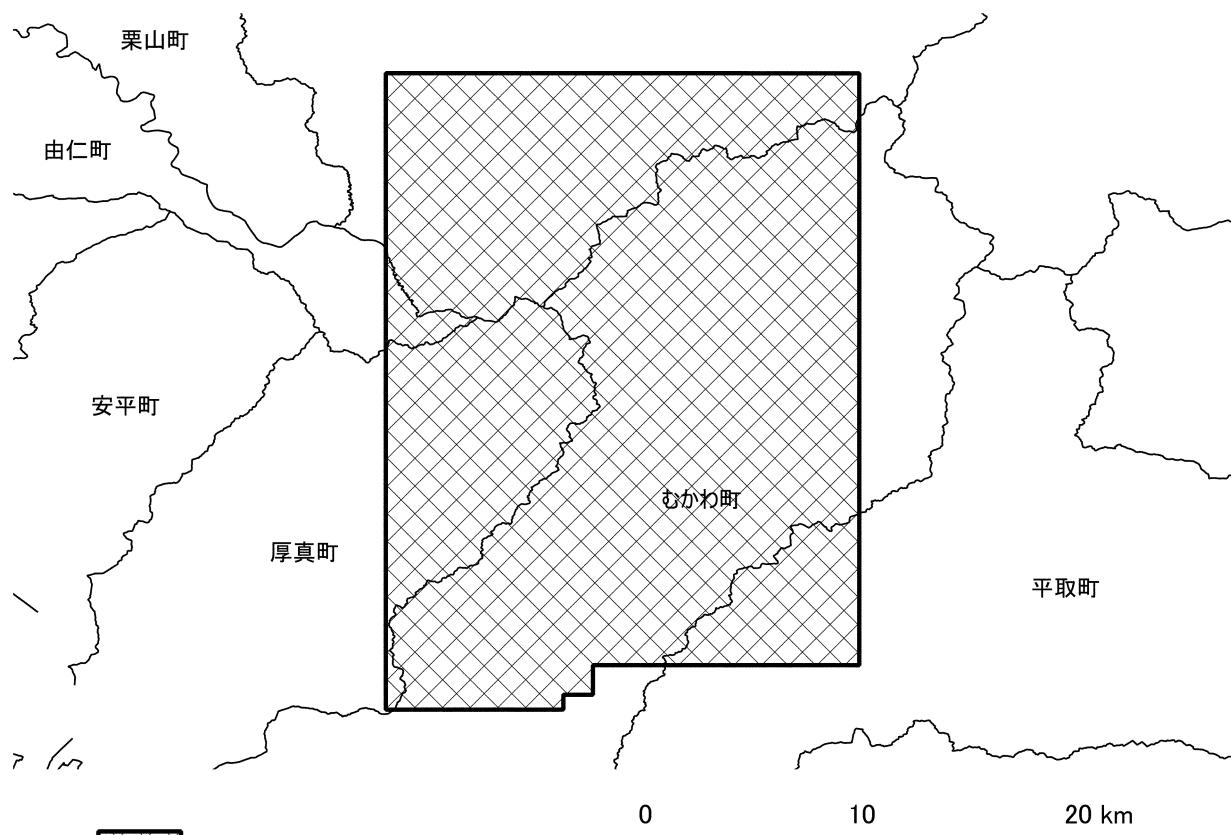
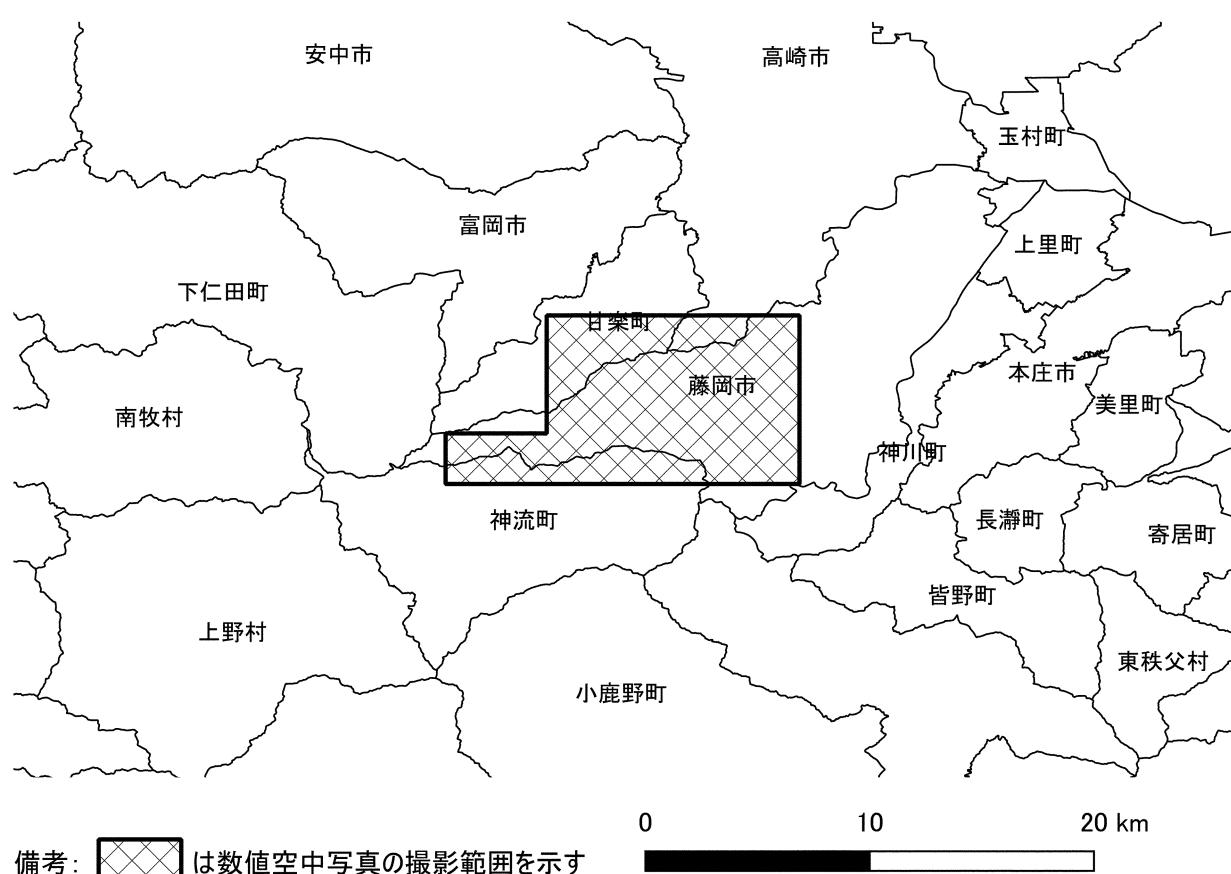


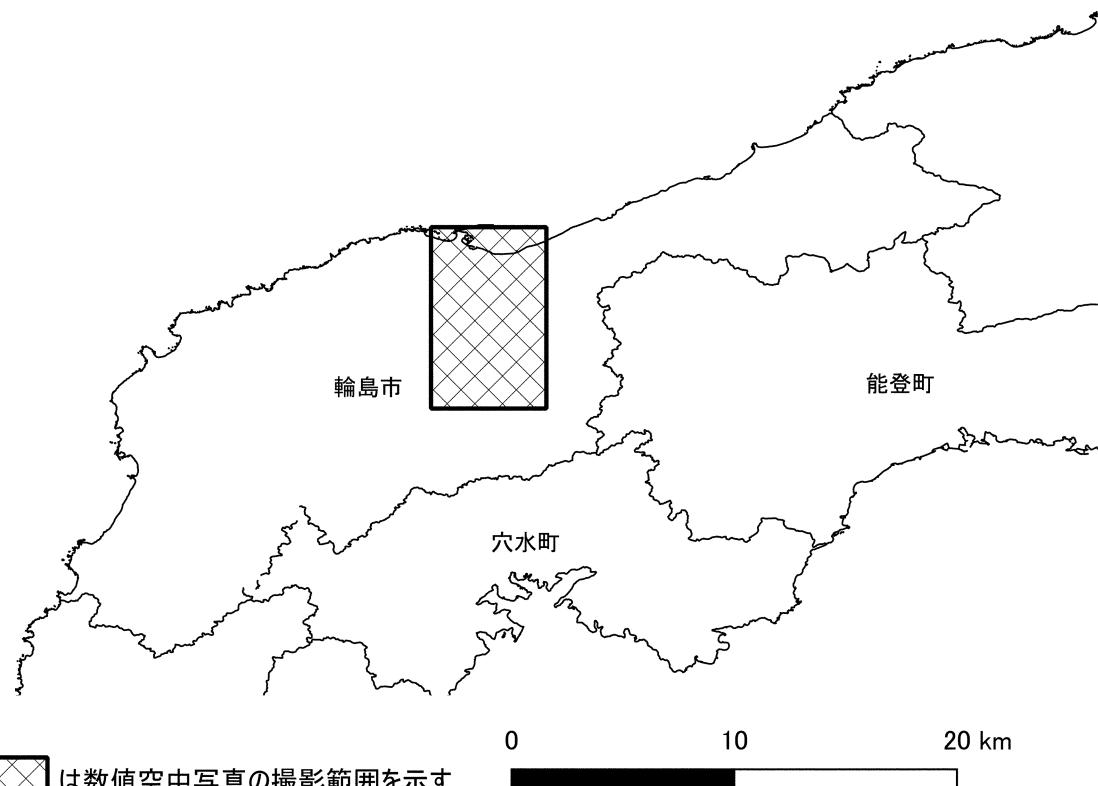
むかわ地区



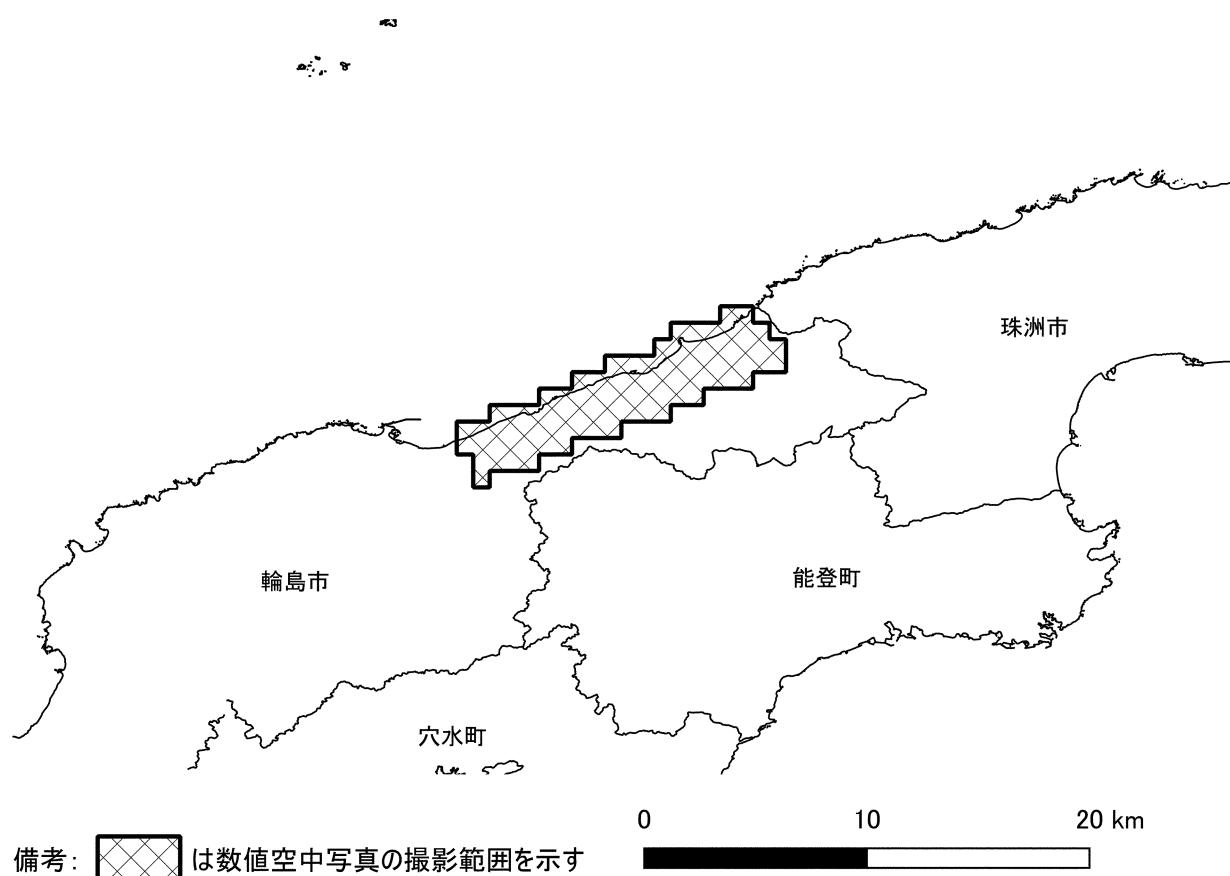
甘楽地区



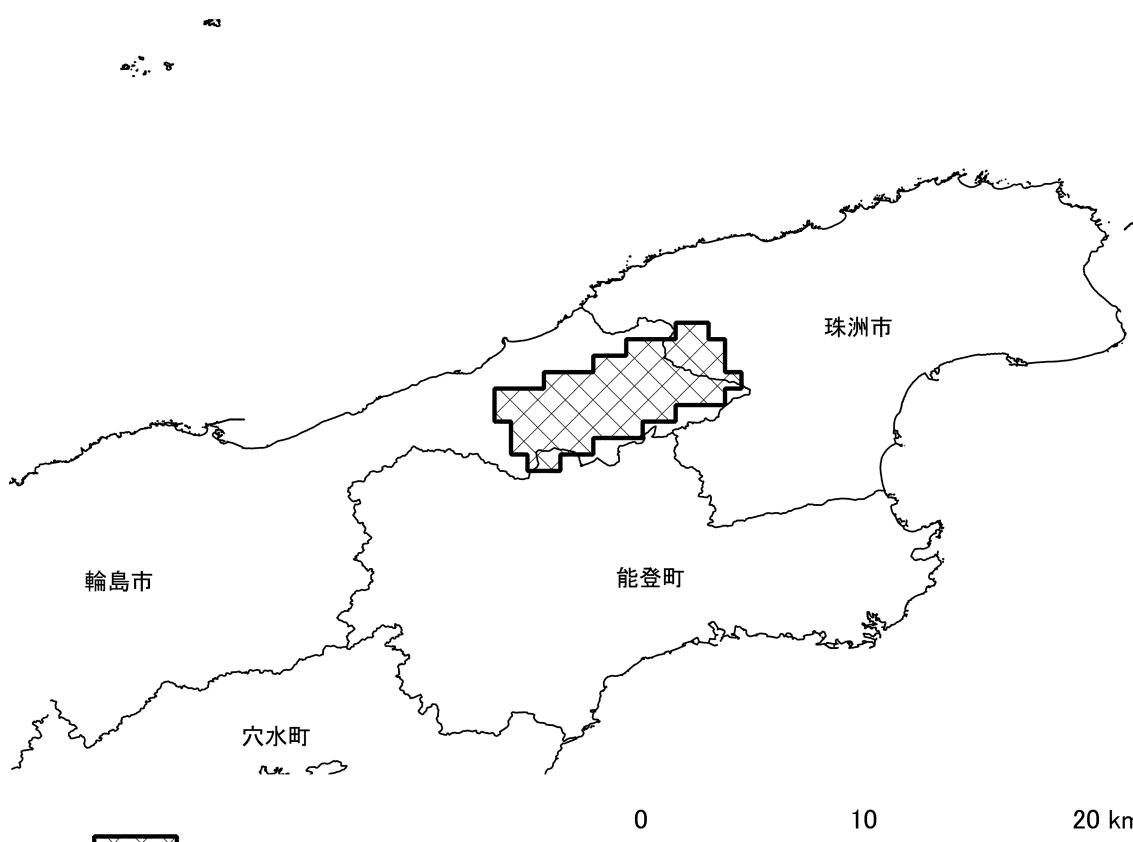
輪島A地区



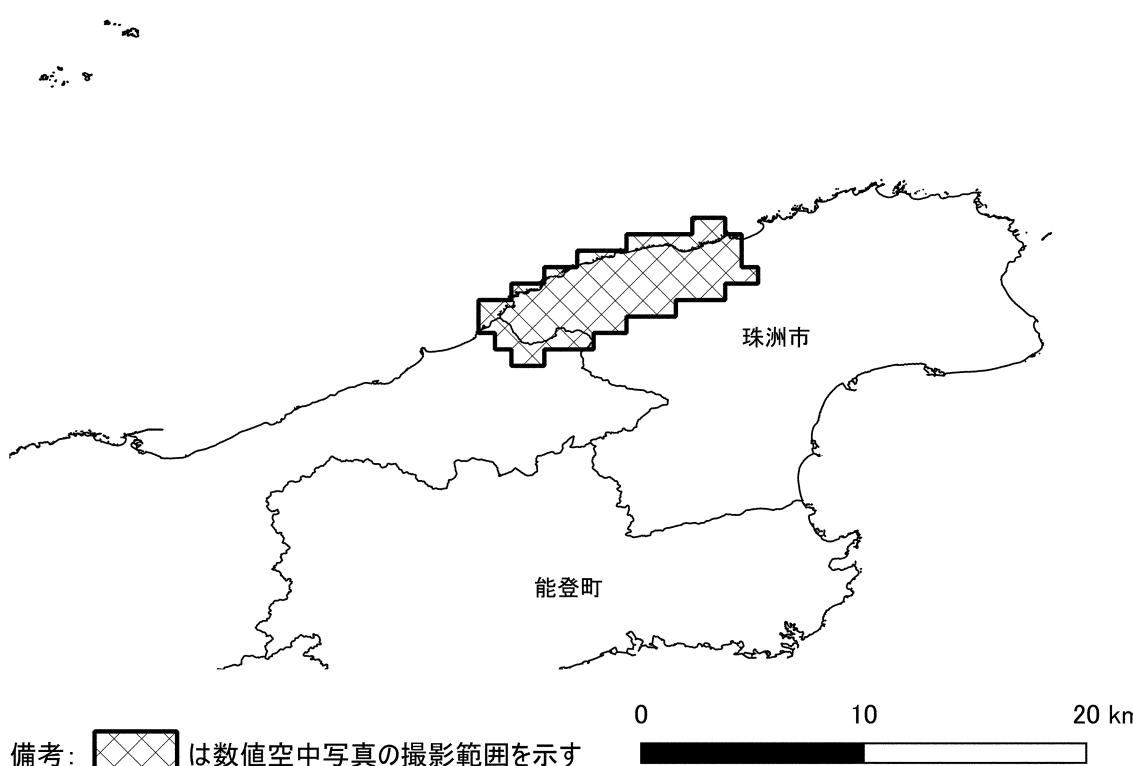
輪島B地区



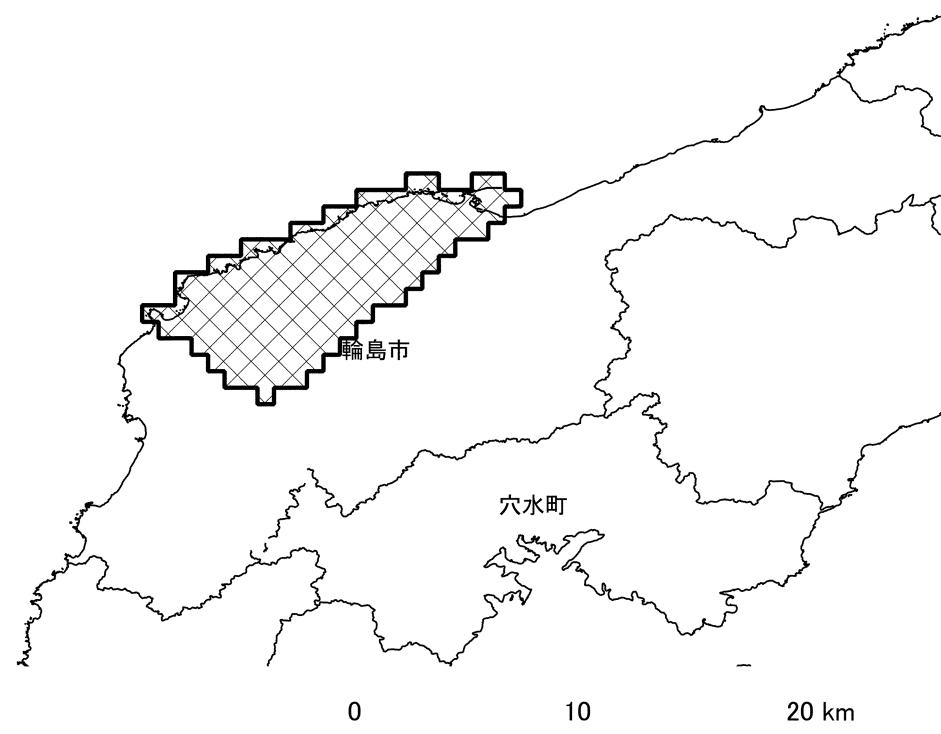
輪島C地区



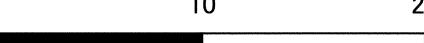
輪島D地区



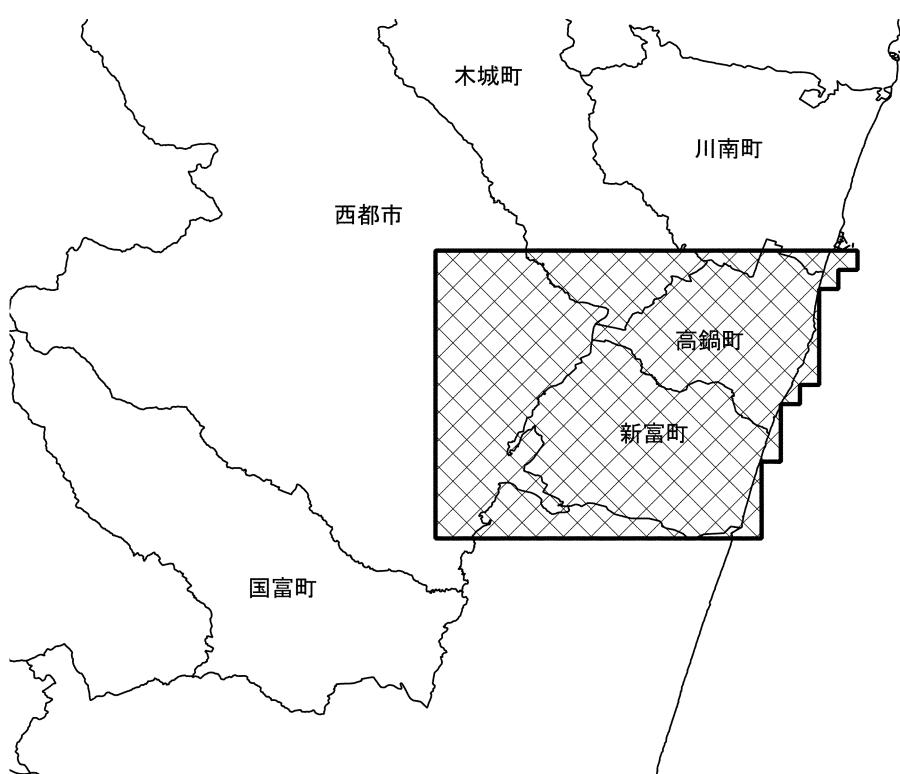
輪島E地区



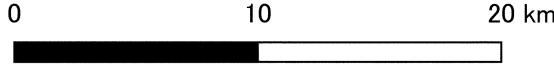
備考: は数値空中写真的撮影範囲を示す



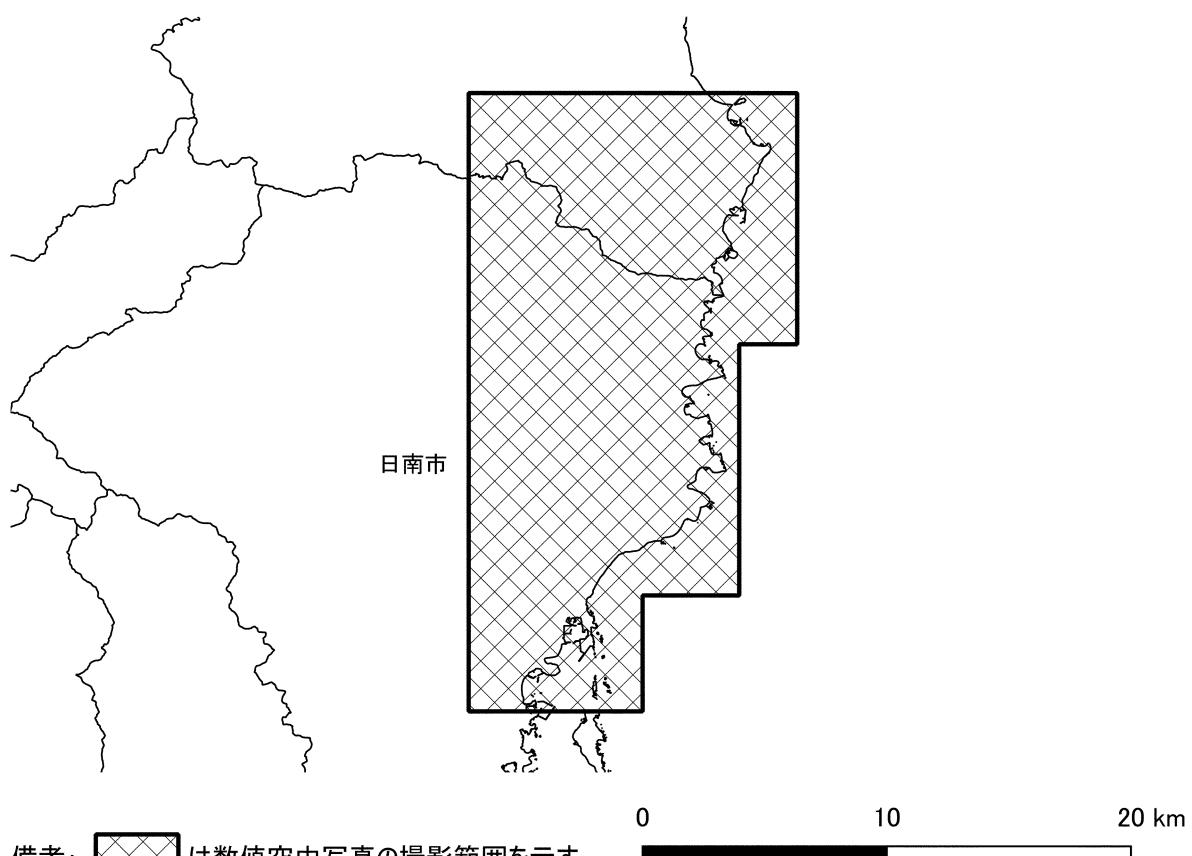
高鍋地区



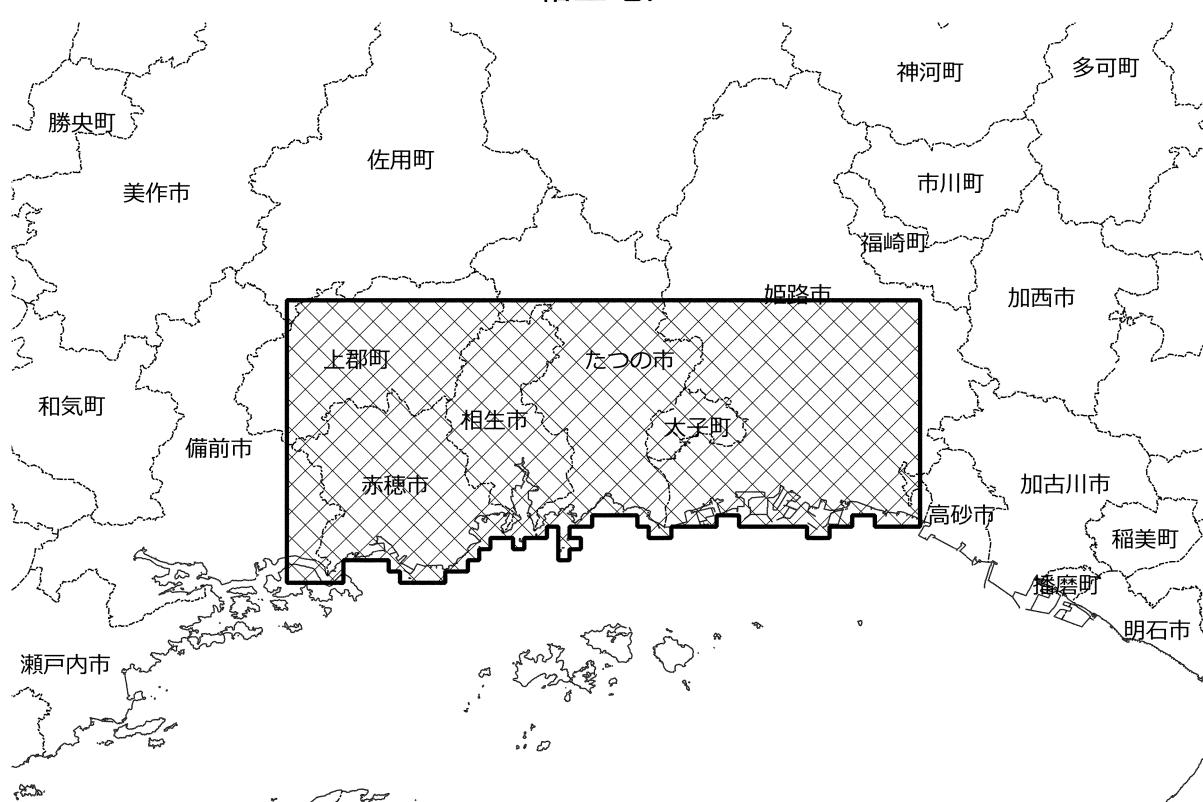
備考: は数値空中写真的撮影範囲を示す



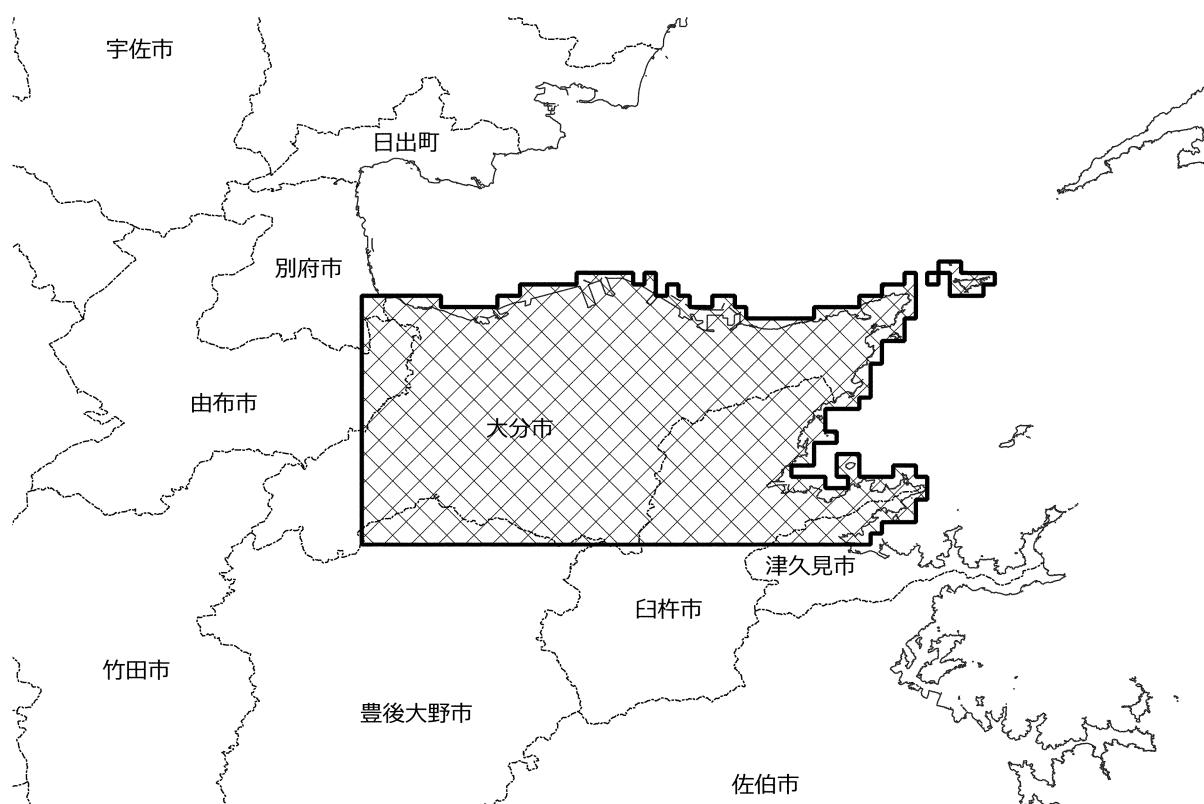
日南地区



相生地区



大分地区



備考: は数値空中写真の撮影範囲を示す

0 5 10 15 20 km

公安審査委員会告示配第一号

令和七年七月二十二日、公安調査序長官田野兎猛から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十七号）第十二条第一項前段の規定に基づき、左記第一記載の団体に対する処分の請求があつたので、同法第十六条の規定に基づく意見聴取を行うこととし、同法第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、左記第二記載のとおり公示する。

令和七年八月四日

記

公安審査委員会委員長 團藤 丈士

第一 被請求団体
一 名称

平成十二年一月二十八日、公安審査委員会によつて、三年間、公安調査序長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成十五年一月二十三日以降令和六年一月十二日までの間に、三年ごとに順次同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によつて構成される団体」と同一性を有する、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体

二 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷一丁目二十番六号

「さくらマンション」一〇一号室

三 代表者
1 氏名 松本 聖暉

平成六年三月十一日生（当三十一年）

第二 職業 団体役員
2 住 所 埼玉県越谷市西方一丁目三四四〇番地一 越谷シティハウス三一一〇八

昭和二十六年十二月二十五日（当七十三年）

3 通知事項 田中 和利

京都府京都市南区上鳥羽鍋ヶ淵町五〇七番地

二 公安調査序長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項
再発防止処分（具体的な内容は後記三のとおり）
無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項並びに同条第二項第一号、第二号及び第五号

二 請求の原因となる事実

1 被請求団体の組織概要

平成十二年一月二十八日、公安審査委員会（以下「公安審」という。）によつて、三年間、公安調査序長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成十五年一月二十三日以降令和六年一月十二日までの間に、三年ごとに、順次本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定（以下「期間更新決定」という。）を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によつて構成される団体」（以下「本団体」という。）と同一性を有する「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体（以下「Aleph」という。なお、当該団体は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の二男である松本聖暉（以下「麻原の二男」という。）らがその運営を主導する団体といふべきものである）は、「オウム真理教」の名称を用いて活動していた本団体が、四度の名称変更を経るなどして現在に至つた団体で、本団体の組織形態・運営・構成員等を維持したまま活動している、本団体と同一性を有する主要な団体のうちで最大の規模を有する団体であり、麻原に絶対的に歸依し、麻原の死亡後も「タントラ・ヴァジラヤーナ」を含む「オウム真理教」の教義を保持し続け、麻原及び麻原の説いた教義への絶対的歸依を明示的に強調して活動している。

「Alef」の活動を行う構成員は、令和七年四月末時点において、日本国内に少なくとも約千百九十名（出家した構成員約百六十名、在家の構成員約千三十名）が存在すると認められる。また、「Alef」は、拠点施設として、十二都道府県下に多数の施設を確保している。なお、一般、後記3・(2)・ア・イのとおり、麻原の二男が、平成二十六年頃以降、自らの存在を、対外的に秘匿し、かつ、「Alef」の内部においても幹部構成員や一部の出家した構成員以外には秘匿しながら、「Alef」の実質的支配者として、その意思決定に関与し、組織運営を主導していたことが確認された。

2 「Alef」が法第五条第四項の処分を受けている団体である」と（法第八条第一項柱書き後段の要件該当性①）

前記第一・一で述べたとおり、「Alef」は、令和六年一月十一日の八回目の期間更新決定（以下「第八回期間更新決定」という）を受けた本団体と同一性を有することから、法第五条第四項の処分を受けている団体に該当する。

3 「Alef」が法第五条第五項において準用する同条第三項の規定に基づく報告をしていない」と（法第八条第一項柱書き後段の要件該当性②）

〔一〕 「Alef」には、法に基づく報告義務がある」と

報告義務の内容

（1） 報告義務の内容

期間更新決定を受けている「Alef」は、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、公安調査庁長官に対し、三箇月ごとに、同項各号に規定された事項（以下「要報告事項」という）を報告しなければならない（以下、この報告として提出される報告書を「報告書」という）。

具体的には、①当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所（同項第一号）、②当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途（同項第二号）、③当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途（同項第三号）、④当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの（同項第四号）、これについて無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三号。以下「施行令」という。）第二条では、「現金の現在額（同条第一号八）」「預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称（同号亦）等」と規定）、⑤当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの（法第五条第三項第五号。これについて施行令第三条では、「当該団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下この号において同じ。）がした当該団体の活動に関する意思決定の内容（同条第一号）及び当該団体の機関誌紙の名称及び発行部数並びに編集人及び発行人の氏名（同条第二号）と規定。以下、これらをまとめて「主要な活動に関する事項」という。）及び⑥公安審が特に必要と認める事項（法第五条第三項第六号。公安審が第八回期間更新決定において「特に必要」と認めた事項は、「被請求団体（本団体）の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階」、「被請求団体（本団体）作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名」及び「被請求団体（本団体）その支部、分会その他の下部組織を含む）の営む収益事業（いかなる名義をもつてするかを問わず、実質的に被請求団体（本団体）が經營していいるものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）」以下「団体の営む収益事業の種類及び概要等」という。）である。）のほか（以下それぞれ「要報告事項①」という。）、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則（平成十一年法務省令第四十六号）第六条では、「報告書」の様式において、役職員や構成員に關し、特別の呼称がある場合には、これを併記することを規定している。

報告対象期間及び報告時期

〔二〕 「Alef」は、各期間更新決定後の期間中、三箇月ごとに、前年十一月一日から当年一月末日までの期間の分を二月十五日までに、同月一日から四月末日までの期間の分を五月十五日までに、同月一日から七月末日までの期間の分を八月十五日までに、同月一日から十月末日までの期間の分を十一月十五日までに、それぞれ要報告事項を報告しなければならない。

〔一〕 「Alef」の本件一部不報告、それに至る経緯等

「Alef」は、かねて未成年構成員（なお、未成年者とは、平成三十年法律第五十九号による民法の一部を改正する法律の施行前においては二十歳未満の者を、同法施行後においては十八歳未満の者をいうが「Alef」は、同法施行後も二十歳未満の者を未成年者として取り扱っていることから、二十歳未満の構成員をいう。以下同じ。）等一部の要報告事項を報告していないかったところ、さらに、令和二年以降、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項も報告しなくなつた。

これに対し、公安調査庁は、報告を促す指導を繰り返し行つたが、「Alef」は、それに応じなかつた。

また、「Alef」は、公安調査庁による前記指導に応じないばかりか、令和三年二月一日から同年四月三十日までの期間における要報告事項を報告期限である同年五月十五日までに報告せず、さらに、同月一日から同年七月三十一日までの期間における要報告事項を報告期限である同年八月十五日までに報告しなかつた（以下、これら二回の不報告事実をまとめて「全部不報告」という）。

これに対し、公安調査庁は、報告を促す指導を繰り返し行つたが、「Alef」は、それに応じなかつた。

公安調査庁長官は、「Alef」による全部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となつた」とから、同年十月二十五日、公安審に対し、「Alef」を被請求団体とする再発防止処分請求を行つた（以下「令和三年請求」という。）ところ、「Alef」は、同年十一月十一日、全部不報告に係る同年二月一日から同年四月三十日までの期間における要報告事項を記載した「報告書」及び同年五月一日から同年七月三十一日までの期間における要報告事項を記載した「報告書」をそれぞれ提出し、さらに、同年十一月十五日、同年八月一日から同年十月三十一日までの期間における要報告事項を記載した「報告書」を提出した（公安調査庁長官は、同年十一月十九日、全部不報告の是正を受け、令和三年請求を撤回した）。ただし、これらのいずれの「報告書」についても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかつた。

その後、「Alef」は、令和四年一月十四日付け「報告書」以降四回にわたり、「報告書」を提出したものの、いずれの「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかつた。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行つたが、「Alef」は、それに応じなかつた。

公安調査庁長官は、「Alef」による同日付け「報告書」以降四回にわたり、「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となつたことから、令和五年一月三十日、公安審に対し、「Alef」を被請求団体とする再発防止処分請求を行つた（以下「令和五年一月請求」という。）。

これに対し、「Alef」は、同年二月二十日付けで東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に再発防止処分の差止めを求める訴訟を提起するとともに、同処分の仮の差止めを求める申立てをした（以下「仮の差止め申立て事件」という。）。

その後、東京地裁は、同年三月九日、仮の差止め申立て事件につき、「Alef」の主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、「Alef」は、同年二十四日、前記差止め訴訟を取り下げた。）。

また、公安審は、同月十三日、官報公示の日の翌日から六箇月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和五年三月決定」という）。同決定は、同月二十日官報公示されたため、処分の期間は同月二十一日から同年九月二十日までである）。

令和五年一月請求後、「Aleph」は、同年二月十四日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかつた。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行つたが、「Aleph」は、それに応じなかつた。

また、「Aleph」は、同年五月二十二日付けで東京地裁に令和五年三月決定による再発防止処分の取消しを求める訴訟を提起するとともに、同処分の執行停止を求める申立てをした（以下「令和五年三月決定執行停止申立て事件」という）。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同年二月十四日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となつたことから、同年七月十四日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行つた（以下「令和五年七月請求」という）。

その後、東京地裁は、同年八月二日、令和五年三月決定執行停止申立て事件につき、「Aleph」の主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した。そして、前記取消訴訟についても、「Aleph」の申立てを受け、同年十一月十五日、損害賠償請求の訴えに変更されたところ、「Aleph」は控訴せず、同判決が確定した。

また、東京地裁は、令和六年十二月十七日、「Aleph」の主張を排斥し、請求を棄却した（なお、「Aleph」は控訴せず、同判決が確定した）。

また、公安審は、令和五年九月四日、同月二十一日から六箇月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物における使用禁止の範囲につき令和五年三月決定より拡張された）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和五年九月決定」という）。同決定は、同月十九日官報公示され、処分の期間は同月二十一日から令和六年三月二十日までである）。

その後、「Aleph」の出家した構成員らは、順次、令和五年九月決定のうち、同構成員らがそれぞれ居住する施設に関し、使用が禁止された部分の取消し等を求める訴訟を各地方裁判所に提起するとともに、一部の施設の構成員らは、令和五年九月決定による再発防止処分の執行停止を求める申立てをした（同月二十二日付けで愛知県名古屋市中区千代田所の「Aleph」管理下の施設、通称「名古屋施設」という。）に所属する出家した構成員五名が名古屋地方裁判所（以下「名古屋地裁」という。）に、同年十月一日付けで東京都杉並区西荻北所在の「Aleph」管理下の施設、通称「西荻施設」（以下「西荻施設」という。）に所属する出家した構成員一名が東京地裁に、それぞれ提訴・申立てをした。また、同月十四日付けで神奈川県横浜市神奈川区新町所在の「Aleph」管理下の施設・通称「横浜施設」に所属する出家した構成員六名が横浜地方裁判所に提訴した。

このうち、名古屋施設に所属する出家した構成員らによる執行停止の申立てにつき、名古屋地裁は、同月二十五日、同構成員らの主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、同構成員らによる執行停止の申立てにつき、東京地裁は、同年一月十二日、同判決が確定した）。また、西荻施設に所属する出家した構成員らによる執行停止の申立てにつき、名古屋施設に構成員らの主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、東京高等裁判所（以下「東

京高裁」という。）は、同年三月十五日、同構成員らの即時抗告を棄却し、その後確定した。西荻施設に係る前記取消訴訟については、同年五月二十二日、同構成員らの訴えの取下げを受けて終了した）。

さらに、「Aleph」及び「Aleph」の出家した構成員二名は、令和五年十一月二十五日付で東京地裁に令和五年九月決定による再発防止処分の取消しを求める訴訟を提起するとともに、同処分の執行停止を求める申立てをしたところ、東京地裁は、令和六年二月十四日、「Aleph」の主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、東京高裁は、同年三月十九日、「Aleph」の即時抗告を棄却し、その後確定した）。そして、前記取消訴訟につき、東京地裁は、同年九月十九日、「Aleph」らの訴えを却下した（なお、「Aleph」らは控訴せず、同判決が確定した）。

令和五年七月請求後、「Aleph」は、同年八月十四日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかつた。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行つた（なお、一部を除く指導文書については、未開封のまま返送された）が、「Aleph」は、それに応じなかつた。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となつたことから、令和六年二月一日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行つた（以下「令和六年二月請求」という）。

公安審は、同年三月十一日、同月二十一日から六箇月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物につき令和五年九月決定に三施設追加された）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和六年三月決定」という。同決定は、同月十九日官報公示され、処分の期間は同月二十一日から同年九月二十日までである）。

令和六年二月請求後、「Aleph」は、同年五月一日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかつた。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行つたが、「Aleph」は、指導文書の受取を拒否するなどして指導に応じなかつた。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となつたことから、同年七月二十二日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行つた（以下「令和六年七月請求」という）。

公安審は、同年九月二日、同月二十一日から六箇月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物における使用禁止の範囲につき令和六年三月決定より拡張された）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和六年九月決定」という。同決定は、同月十八日官報公示され、処分の期間は同月二十一日から令和七年三月二十日までである）。

令和六年七月請求後、「Aleph」は、同年八月十四日付け「報告書」以降二回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかつた。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行つたが、「Aleph」は、指導文書の受取を拒否するなどして指導に応じなかつた。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降二回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となつたことから、令和七年一月二十七日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行つた（以下「令和七年一月請求」という）。

公安審は、同年三月十日、同月二十一日から六箇月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和七年三月決定」という）。同決定は、同月十九日官報公示され、処分の期間は同月二十一日から同年九月二十日までである。

（2）
本件一部不報告状況等

令和七年一月請求後、「Aleph」は、同年二月十六日付け「報告書」及び同年五月十四日付け「報告書」を提出したものの、これらの「報告書」においても、少なくとも、要報告事項である後記アないし力について更殊報告せず、従前同様、要報告事項の一部の不報告に及んでいる（以下、これらをまとめて「本件一部不報告」という）。

ア 役職員に関する不報告

麻原の二男及び麻原の妻である松本明香里（以下「麻原の妻」という。）について報告していない。

なお、麻原の二男及び麻原の妻が「Aleph」の役職員であると認められる理由は以下のとおりである。

（ア）「役職員」の意義

「役職員」とは、「役員」及び「職員」の総称であり、団体の事務に従事する者を指し、「役員」とは、このうち団体の意思決定に関与し得る者をいう（法第五条第一項第三号）と明記されているとおり、「意思決定に関与し得る」と言えればそれで足り、実際に意思決定に関与した回数、程度等は問わなものと解される。「役員」が報告事項とされる趣旨は、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度や団体の活動状況を明らかにするためには、団体の活動を支える主要な要素の一つである人的要素についても明らかにする必要があるところ、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体の役員が、当該団体の保有する理念やその活動方針を左右する意思決定に関与し得る立場にある者であることから、その人定事項を知ることが必要不可欠であるためであると解される（治安制度研究会編著「オウム真理教の実態と「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律」の解説六十八ページ）。そして、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体について、その理念や活動方針など当該団体の活動の方向性を左右する意思決定は一度の意思決定の機会でもなし得るのであるから、報告が求められる「役員」とは団体の意思決定に関与し得る立場にあれば足りるのであって、実際に意思決定に関与した回数、程度等を考慮して限定的に解することは、その趣旨と整合するものとは言えない（すなわち、団体の理念や活動方針など、当該団体の活動性を左右する重要な意思決定には関与し得るもの、日常的な団体活動に関する意思決定には関与していない（他の役員等に委ねている）者がいる場合に、法がこれを「役員」として報告することを予定していないとは考えられない）。

（イ）
麻原の二男について

その後、麻原の妻が、同年十月に和歌山刑務所を出所した際、同人の弁護士を通じて本団体に関わらない旨コメントを発表した後、麻原の親族は本団体の組織運営に関与しない体裁をとるようになり、「報告書」にもその氏名等が記載されなくなつた。しかし、平成二十六年頃から、麻原の二男は、少なくとも一箇月に一回程度開催する才

ンライオン会議や、「Aleph」の幹部構成員とのメール等により、「Aleph」を対外的に代表する「共同幹事」の指名や幹部構成員の位階剥奪を含む懲罰、構成員の脱会阻止、「Aleph」の財産の支出基準の見直し、要報告事項をあえて不報告とすることを始めとする法に基づく規制処分への対応、「Aleph」が当事者となる訴訟の対応等、「Aleph」の人事や経理を含む組織運営に関わる重要な意思決定に主導的な立場で関与したり、幹部構成員に対して説法を行つたりするほか、「Aleph」における重要な祭祀活動や機関誌の執筆等を行うようになつた。この点は、令和七年四月、麻原の二男が前記活動を行つていた埼玉県越谷市西方所在の施設・通称「新越谷施設」（以下「新越谷施設」という。）に「オウム真理教」の教義に関わる教本や法具等が存在していたことに裏付けられている。

そのような中、麻原の二男は、本団体内で「解脱へ導くことのできる靈的指導者」として麻原が自称していた「グル」を自称するようになり、幹部構成員も麻原の二男を「グル」と呼称しているほか、「Aleph」においては麻原の二男の誕生日に合わせて麻原及び麻原の二男以外の構成員の誕生日には開催されていない「生誕祭」と称する行事が開催されたり（なお、過去には麻原の長男の誕生日にも「生誕祭」が開催されたことがあるが、同人が「Aleph」及び幹部構成員に對して生誕祭の開催等を因とする損害賠償請求訴訟を提起するなど、「Aleph」との関係を否定する態度を示したことから、現在は麻原の長男の生誕祭は開催されていない）、出家した構成員の祭壇に麻原の二男の写真が飾られたりしているなど、少なくとも幹部構成員や一部の出家した構成員からは「Aleph」の指導者として認知されている。

さらに、麻原の二男が決定した、法で定められた要報告事項の不報告やオウム真理教犯罪被害者支援機構に支払うべき被害賠償金の不払等は、現在もその方針が堅持されている。

以上の事実に照らせば、麻原の二男が、「Aleph」の事務に従事し、かつ、その意思決定に関与し得る者である「役員」に該当することは明らかであつて、同人は、「Aleph」の役員と認められる。

（ウ）
麻原の妻について

麻原の妻は、松本・地下鉄両サリン事件当時、麻原に次ぐ「正大師」という高位の位階にあり、当時の「オウム真理教」が敷いていた省庁制度において、「郵政省大臣」として、「オウム真理教」の教義の布教等の重要な業務を統括し、麻原の逮捕後は「オウム真理教」の「代表代行」として活動するなど、本団体の役員であつたと認められる。

なお、本団体は、麻原が創設した位階制度の下、高位の位階を有する者が絶対的な権限を有する上命下服の体制を敷いており、「Aleph」においてもこの体制を維持している。

その後も、麻原の妻は、平成十四年十月に和歌山刑務所を出所すると、本団体の人事に関し、自らの意向に沿わない幹部構成員を本団体の中枢から外すなど、実質的に本団体の人事上の重要な決定を行うほか、麻原の説法を教学するために作成した教材の改訂を決定するなど、本団体の意思決定に関与し続け、平成二十六年には、反対派を排除しながら、麻原の二男を前記のとおり、「Aleph」の実質的支配者としてその組織運営を主導する地位に就けさせた。取り分け、觀察处分を免れるなどの目的から麻原の影響力を払拭したかのように裝う、いわゆる「麻原隠し」を志向していた幹部構成員を本団体の組織運営から遠ざけたり、麻原から後継者と指名された麻原の二男を、「Aleph」の組織運営を主導する地位に就けたりしたことは、正に自身の意に沿う団体の活動を行ふべく団体の活動方針を左右する重要な意思決定に関与したものと認められるところ、現在もなお、「Aleph」は、同意思決定に基づいて、麻原への帰依を隠すことなく、また、麻原が指名した後継者である麻原の二男の主導の下で活動しているものである。

さらに、その後も、麻原の妻は、新越谷施設において、「Aleph」の組織運営を主導する麻原の二男と同居し、身近でその生活及び前記の団体活動を補佐しながら、自らも、幹部構成員に対して、他の構成員への対応方法に意見を述べてこれに従わせたり、「Aleph」の財産の支出について許可を求められてこれを与えたりするなど、その運営に関する重要な意思決定にも関与し続けた。

麻原の二男は、麻原の言辞を引いて「自身が「宗教の王」、麻原の妻が「宗教の後見人」とされた旨述べているところ、麻原の妻は、少なくとも令和七年三月末頃までは麻原の二男と同居してその団体活動等が滞りなく行えるよう活動し続けており、現在も、幹部構成員からは、「宗教の後見人」として実質的支配者である麻原の二男を補佐する立場であると認知されているのみならず、「Aleph」からの多額の資金提供で生計を立てている。この点、一般の出家した構成員は、「Aleph」の資産により生計を立てている一方、麻原の二男及び麻原の妻を除く、「Aleph」との関係が認められない麻原の親族に対しても、「Aleph」からの資金提供はないことからすると、麻原の妻は、麻原の親族であるからではなく、「Aleph」の役職員ないし構成員であるからこそ、「Aleph」からの資金提供を受けていると認められる。なお、「Aleph」から麻原の妻に対する資金提供は「絵画使用料」名目でなされているが、絵画の内容や使用状況に加え、資金提供を開始した当時の幹部構成員が、「絵画使用料」は名目上すぎず、実質は生活のための資金援助である旨述べていること等に照らせば、「絵画使用料」としての経済的合理性は認められず、「Aleph」の役職員ないし構成員としての麻原の二男及び麻原の妻の生活のための資金提供であることは明白である。仮に、同絵画が麻原の妻が描いたものであるが故に価値が認められるのだとすると、それは、とりもなおさず、「Aleph」の教義上、「麻原の妻が「正大師」という高位にあり、「宗教の後見人」という重要な地位にあるからにほかならず、むしろ、麻原の妻が「Aleph」の役職員ないし構成員であることを裏付けるものであるといえ。

以上のとおり、麻原の妻は、平成十四年十月の出所後、本団体及び「Aleph」の活動方針を左右する重要な意思決定に関与し続けてきたことが認められ、さらに、前記の「Aleph」の位階制度に基づく上命下服の体制も加味すれば、正大師の位階を有する麻原の妻が、依然として、「Aleph」の意思決定に関与し得る立場に変わらないと認められる。

以上の事実に照らせば、麻原の妻が、「Aleph」の事務に従事し、かつ、その意思決定に関与し得るに該当する」とは明らかであつて、「Aleph」の役職員と認められる。

(エ) 以上の事実から、少なくとも平成二十六年頃から、麻原の二男及び麻原の妻は、「Aleph」の役職員であり、「Aleph」は、麻原の二男及び麻原の妻がその運営を主導するものとして、本団体と同一性を保ちつつ、両名と單一の団体を形成しているものと認められるが、本件一部不報告に及ぶ以前から、「Aleph」は麻原の二男及び麻原の妻が「Aleph」の役職員である事実について一切報告をしてこなかつたものである。構成員に関する不報告

前記アで述べたとおり、「Aleph」の役職員と認められる麻原の二男及び麻原の妻について、報告していない。

「Aleph」の役職員とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体への加入者を指すものであり、当該団体への明示的な加入行為があればそれによるが、そのようなものがない場合でも、当該団体から加入者として認知されればそれで足りるものと解されるところ、前記ア・イ及びウで述べた事実関係に照らせば、麻原の二男及び麻原の妻が、「Aleph」の役職員であるかにかかわらず、構成員に該当する」とは明らかである。

「Aleph」が、本件一部不報告に及ぶ以前から、麻原の二男及び麻原の妻が構成員であることを一切報告してこなかつたことは、前記ア・エで述べたのと同様である。また、未成年構成員に加え、在家の構成員の一部についても、「報告書」中の氏名及び住所の記載を「白抜き」とし、報告していない。

活動の用に供されている土地及び建物に関する不報告

新越谷施設、滋賀県甲賀市水口町所在の「Aleph」管理下の施設・通称「水口施設」及び同市信楽町所在の「Aleph」管理下の施設・通称「甲賀信楽施設」の全部並びに埼玉県越谷市北越谷所在の「Aleph」管理下の施設・通称「北越谷施設」(以下「北越谷施設」という)の一部の所在、地積(規模)及び用途について、報告していない。

また、「Aleph」の実質的支配者である麻原の二男は、前記ア・イで述べたオンライン会議や祭祀活動等の団体の活動を新越谷施設において行っていたと認められ、新越谷施設には、これらの活動に供される教本等が存在していたことからすれば、新越谷施設は、「団体の活動の用に供されている建物」として、その所在、規模及び用途を報告すべき対象であると認められる。

「Aleph」が、前記ア・エで述べたのと同様である。

団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する不報告

平成三十年二月十四日付け「報告書」まで記載され、同年五月以降に報告されなくなつた小売業等を営む一の収益事業の種類及び概要等に加え、廃業した収益事業を除く計九の収益事業(以下「計九の収益事業」といい、前記一の収益事業と合わせ「計十の収益事業」という)の種類及び概要等について、報告していない。

なお、収益事業について、「Aleph」は、「収益事業は「Aleph」が経営するものではなく、法的義務として報告することはできない」旨主張しているが、計十の収益事業は、代表者等がいずれも「Aleph」の出家した構成員であるといふ、「Aleph」においては、「所有の戒律」に基づき、出家した構成員について個人資産の保有が認められていないこと、本店所在地がいずれも「Aleph」の施設であり、かつ、従業員も「Aleph」の出家した構成員であること、事業内容が在家の構成員に対する指導や物品販売等で「Aleph」の活動と一体であり、「Aleph」からの経済的独立性もないことなどから、「Aleph」が実質的に経営する収益事業であり、団体の営む収益事業に該当する」とは明らかである。

資産に関する不報告

「Aleph」の預貯金及び少なくとも計十の収益事業の資産について、報告していない。

力 指導状況

公安部調査課は、「Aleph」に対し、本件一部不報告に係る要報告事項等を報告するよう文書により繰り返し指導を行つたものの、「Aleph」は、かかる文書の受取を拒否するなどして指導に応じず、結局、現在に至るまで、本件一部不報告を継続している。

力 再発防止処分下における「Aleph」の活動状況

「Aleph」は、令和五年三月決定後、建物の一部の使用が禁止された施設(以下「一部使用禁止施設」という)において、使用禁止とされた道場等に保管されていた物品を使用が禁止され、出入りさせない場所へ移動させた上で、相当数の在家の構成員を出入りさせたとして、道場以外の場所を実質的に道場と同じように使用したり、屋外において在家の構成員を対象とした行事を開催したりするなど、活動内容を変化させた。

令和五年七月請求以降は、一部使用禁止施設において、引き続き、相当数の在家の構成員を出入りさせたなど、施設内での活動を継続するほか、在家の構成員に対し、ウェブ会議システムを用いて在宅のまま指導を受けさせたり、屋外における修行を行わせたりするなど、施設外での活動を企図したと考えられる活動を行つ一方、施設内において寝室を拡大して使用禁止の処分を回避しようとしたものと考えられる活動も認められた。また、一部の施設については、

令和五年九月決定以降、「Aleph」は、在家の構成員が多數参集していた施設の道場が使用禁止の構成員のための道場としての使用をやめたと主張しているものの、その部屋の内部に祭壇や音響機器を設置し続けるなど、道場機能をそのまま維持していることなどから、依然として、在家の構成員のための道場としての運営を続け、少なくともそれが極めて容易かつ可能な状況にあると認められた。

止となつていてることもあり、在家の構成員に対し、施設に出入りさせたり、各種セミナー等の行事を開催して参加させたりすることは控えるようになつた。その結果、在家の構成員から徴収する資金については大幅に減少している状況がうかがえた。一方で、「Alego」は、在家の構成員に対し、自宅での修行を指示したり、「Alego」が実質的に經營する収益事業を継続させたりするとともに、その活動に用いることが可能な車両を配備したり、新たに不動産を出家した構成員名義で確保したりするなど、その活動を潜行化させていることが認められた。

今和六年一月には、「Aleph」のオーランベーシに、約十三年半ぶりに改正した「運営規則」を掲載し、団体名を「人格のない社団Aleph」に変更したほか、「贊助会員」と称する制度を新設した。このうち「贊助会員」と称する制度は、「運営規則」において「所定の各会費に応じて、別途定める事項の各特典を享受することができる」と規定されているところ、かかる「特典」については、同年五月十四日付け「報告書」において、提案権及び投票権なる権利が付与されたとされているものの、その詳細は明らかにされておらず、実質は、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分（以下「受贈与禁止処分」という）を課された「Aleph」が、その潜脱を企て、在家の構成員から会費名目で金錢を徴収するために新設した制度である可能性があり、在家の構成員から徴収する資金が大幅に減少した「Aleph」が、収入の確保に腐心している状況がうかがえた。

大瀬施設（以下「八潮大瀬施設」という。）に対して実施した立入検査において、同施設以外の一部使用禁止施設に所属する出家した構成員を含む約七十名の出家した構成員の滞在が確認され、同月二十九日から同年五月五日までの間の同構成員らの八潮大瀬施設への出入り状況等に鑑みると、この期間、「Aleph」が、同構成員らを対象とした集中セミナーを開催していたことが強く推認されるところ、同立入検査の際、同施設の道場内に設置された「布施箱」の中に現金が投入されている状況が確認されており、受贈与禁止処分下にあって、同施設の道場が資金獲得の場所として使用されていることが判明した。

令和六年九月決定以降も、引き続き、一部使用禁止施設においては在家の構成員を出入りさせることなどは控えている状況が認められる一方で、使用を禁止された施設の道場においては、道場機能をそのまま維持していることが認められることなどから、同所が使用禁止場所ではないくなった場合、出家した構成員や在家の構成員を集めて集中セミナーなどを開催することが極めて容易かつ可能な状況にある。

のほか、「Aleph」は、前記のとおり、令和五年九月決定以降、車両を配備したり、不動産を確保したりしていたところ、近時、同車両を利用した在家の構成員に対する指導が確認されたり、同不動産を維持しつつ、新たに、出家した構成員名義で、従前、同構成員の活動が見られなかつた複数の地域において、複数の不動産を確保する動きが確認されたりするなど、引き続き、その活動を潜行化させていることが認められる。

また、収益事業の事務所の使用が禁止された施設において、同施設に居住していた出家した構成員が、同施設から退去して新たに物件を賃借した上、同収益事業の会計帳簿を同施設からいざれかに持ち出しておきながら、同帳簿が同施設に存在するものではないこと等を理由として、同施設に対する立入検査として同帳簿を検査することを忌避するという事案も発生している（なお、収益事業の会計帳簿の保管場所は、「公安審が特に必要と認める事項」として要報告事項であるが、前記3・（一）・（2）・工で述べたとおり、「[Alepp]」はこれを報告していない）。

さらに、令和六年一月に新設された「賛助会員」と称する制度については、令和七年二月十六日付け「報告書」及び同年五月十四日付け「報告書」において、「賛助会員」の「特典」の内容について、「賛助会員」のステータスに応じた、「賛助会員」による投票を実施し、その投票結果を採用することなどが記載されており、「賛助会員」と称する制度が運用されている状況がうかがえたものの、依然として、その詳細は現在に至るまで明らかにされていない。このように、「[Aleph]」は、再発防止処分によって道場等の使用が禁止されたことを受け、施設外における活動を活発化させつつあるとともに、再発防止処分によって受贈与禁止処分を課されたことで、令和六年一月に新設した「賛助会員」と称する制度を運用して会費名目での金銭の徴収を図るなど、収入の確保に腐心しているが、「[Aleph]」が提出する「報告書」に記載された団体の活動に関する意思決定の内容等が不十分であることもあいまって、麻原の二男らが主導する意思決定や「賛助会員」と称する制度の詳細を含め、その活動内容については、依然として、判然としない部分が多く、把握が困難である点で、活動を潜行化させていると認められる。

（一） これが困難であると認められること（法第八条第一項柱書き後段の要件該当性③）
本件一部不報告自体が、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難な
状態を生じさせていること

〔Aleph〕が本件一部不報告を継続している状況は、過去に無差別大量殺人行為を行い、現在もなおその属性として危険要素を保有している団体の活動を支える主要な要素である。

別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度及びその活動状況を継続して明らかにするべく報告義務を課した法の趣旨を没却させるものである。更にいえば、本件一部不報告は、「Aleph」の実

質的支配者である麻原の二男が主導して行った「Aleph」による意図的な行為である」とが明らかとなつており、このような行為の介在により、本来「報告書」の記載内容によつて、

三箇月ごとの報告日において容易かつ迅速に把握できるはずの要報事項が直ちには把握できぬばかりか、段々と見えてくる事項が現れて、これらに対応する手立てがござりません。

きたいばかりか、報告によて示される活動状況を基に、その裏付けを取らたり、それを端緒として更に団体の活動状況を明らかにしたりするための各種調査等を実施することなども

できず、それにより、「Alesh」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度、すなわち無差別大量殺人行為の実行に關連性を有する危険な要素の質的・量的・程度やその変化について正確

な把握ができないという極めて危険な結果を導くものである。

殊に、今般新設した麻原の二男及び麻原の妻が役職員及び構成員であることやその活動場所である新越谷施設の不報告については、前記のとおり、上命下服の体制を敷く

ル [Aleph]において、オウム真理教による無差別大量殺人行為を首謀した麻原と同様に、グルを自称する実質的支配者の存在やその活動実態等の把握を困難にするものであり、

「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を正確に把握する上で極めて重要な要素の不報告であるといえる。

第三の不報告は、本件一部不報告は、正にそれ自体がしたがつて、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ

(二) 危険性の程度の把握が困難な状態を生じさせていると認められる。

(1) 任意調査による要報告事項の把握の困難性
そもそも任意調査（去第七条第一項）の場合、調査対象者の協力を得る必要があるなど、

その調査方法には限界がある上、「Aleph」は、出家した構成員を「Aleph」管轄下の施設

に集団居住させ、外部情報等を管理統制するなど、外部との接触を極力排した閉鎖的な居住空間を形成しているところ、構成員に対して、公安調査官の任意調査への協力を拒み、

実態を明らかにしないことを徹底するよう組織的に指導している。
したがつて、[Alenp]の構成員に対し、要報告事項を把握するための情報や、その把握

に資する物件の所在や内容等について質問をしたとしても、回答を得ることが極めて困難であることから、任意調査によつて、これらを把握することは困難である。

(2)

立入検査による要報告事項の把握の困難性

「Alep」は、立入検査（法第七条第二項）についても、構成員に関する物件を隠匿し質問に答えないなどの対抗措置を記載した文書を作成するなどして実態を明らかにしないことを徹底するよう組織的に指導している。実際に、令和7年3月決定以降も、従前同様立入検査において、鍵の不存在等を理由に、事実上、立入検査を不可能ならしめたり、検査の妨害や遅延を図つたり、公安調査官による質問に對して回答を拒否したりするなど、組織的に徹底した対抗措置を講じている。

また、前記4で述べたとおり、一部の施設においては、同施設に事務所を置く収益事業の会計帳簿等をいずれかに持ち出しておきながら、同施設に存在するものではないとして、立入検査の対象外である旨主張するなど、検査を忌避するための新たな方策も講じてきて

したがつて、立入検査によつても、要報告事項を把握するための情報や、その把握に資する物件の所在や内容等について把握することは困難である。

本件一部不報告に係る要報告事項を個別に見ても、任意調査や立入検査によつて要報告事項に関する情報を入手することが困難であること

(1) 人的要素（要報告事項①及び⑥）

無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度及び活動状況を明らかにするためには、団体の活動を支える主要な要素の一つである人的要素についても明らかにする必要があるところ、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体の役員については、当該団体の保有する理念やその活動方針を左右する意思決定に関与し得る立場にある者であること、職員については、その意思決定に基づき事務に従事する者であること、構成員については、団体の資金的基盤を支え、かつ、団体の活動の主体となる者であることから、これらの者による定事項について把握することが必要不可欠であるので、法定の報告事項とされている。また、出家した構成員の位階については、位階制度に基づく上命下服の体制を保持する本団体において、その位階と団体内部における立場・役割との対応関係を把握し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると公安審が特に認めたことから、これらが報告事項とされている。

「Alep」の役職員、未成年構成員を含む在家の構成員の一部及び出家した構成員の位階について報告がない場合、団体の意思決定者、構成員及び位階の特定、変動等が不明であるところ、任意調査や立入検査の方法で構成員から情報を入手したり名簿等の関連物件を発見・確認したりなどすることは、前記(2)で述べたとおり、「Alep」の非協力姿勢に基づく徹底した対抗措置等により困難であつて、前記4で述べたとおり、「Alep」が「賛助会員」と称する制度を運用するなどしてその活動を潜行化させているといえる状況や、麻原の二男がその存在や地位、役割等を、対外的に秘匿し、かつ、団体の内部においても幹部構成員や一部の出家した構成員以外には秘匿しながら活動している状況も踏まえると、前記事項に関する危険な要素を迅速に把握することは困難である。

(2) 物的要素（要報告事項②及び③）

現に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体の資産及び負債については、当該団体の活動を支える主要な要素の一つである資金的要素を明らかにするためにその把握も踏まえると、前記事項に関する危険な要素を迅速に把握することは困難である。

「Alep」の役職員、未成年構成員を含む在家の構成員の一部及び出家した構成員の位階について報告がない場合、団体の意思決定者、構成員及び位階の特定、変動等が不明であるところ、任意調査や立入検査の方法で構成員から情報を入手したり名簿等の関連物件を発見・確認したりなどすることは、前記(2)で述べたとおり、「Alep」の非協力姿勢に基づく徹底した対抗措置等により困難であつて、前記4で述べたとおり、「Alep」が「賛助会員」と称する制度を運用するなどしてその活動を潜行化させているといえる状況や、麻原の二男がその存在や地位、役割等を、対外的に秘匿し、かつ、団体の内部においても幹部構成員や一部の出家した構成員以外には秘匿しながら活動している状況も踏まえると、前記事項に関する危険な要素を迅速に把握することは困難である。

(3)

団体の営む収益事業の種類及び概要等（要報告事項⑥）

団体の営む収益事業の種類及び概要等については、当該団体が、収益事業によつて得た多額の収益を原資として危険物等を購入するおそれがあり、資産及び負債や政令で定める団体の活動等に関する報告だけでは、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難であるため、収益事業の実態を把握し、その活動状況を継続して明らかにすることが必要であると公安審が特に認めたことから、これらが報告事項とされている。

「Alep」が実質的に経営する収益事業について報告がない場合、収益事業の実態やその活動状況についての把握が困難となるところ、任意調査や立入検査の方法で構成員から情報を入手したり関連物件を発見・確認したりするなどして収益事業の実態やその活動状況を明らかにすることは、前記(2)で述べたとおり、「Alep」の非協力姿勢に基づく徹底した対抗措置等により困難であり、前記4で述べたとおり、一部の施設では収益事業の会計帳簿が施設外に持ち出されるなど、「Alep」がその活動を潜行化させているといえる状況も踏まえると、前記事項に関する危険な要素を迅速に把握することは困難である。

(4) 資金的要素（要報告事項④）

現に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体の資産及び負債については、当該団体の活動を支える主要な要素の一つである資金的要素を明らかにするためにその把握が必要不可欠であることから、これらが報告事項とされている。

「Alep」が実質的に経営する収益事業の資産及び同収益事業の預貯金を含む「Alep」の預貯金について報告がない場合、所有する現金及び預貯金の現在額、預貯金口座の存在及び変動、収益事業間の資産の移動状況等についての把握が困難であるところ、任意調査や立入検査の方法で構成員から情報入手したり、関連物件を発見・確認したりするなどしてこれらを明らかにすることは、前記(2)で述べたとおり、「Alep」の非協力姿勢に基づく徹底した対抗措置等により困難であつて、前記4で述べたとおり、「Alep」が収入の確保に腐心してその活動を潜行化させているといえる状況も踏まえると、前記事項に関する危険な要素を迅速に把握することは困難である。

(5) 立入検査の際に後記の本件収益事業書面が施設内で確認されたとしても、なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難であること

「Alep」は、前記のとおり、収益事業に係る所定の事項につき、報告義務の履行として「Alep」名義の「報告書」で報告することを一切拒否している状況にある。一方で、「Alep」は、令和7年2月16日付け「報告書」の団体の活動に関する意思決定の内容として、計九の収益事業に関し、同年5月14日付け「報告書」の団体の活動に関する意思決定の内容として、同年3月末日付で廃業したとされる収益事業を除く計八の収益事業（以下「計八の収益事業」という。）において、①当該事業者に係る「事業の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所」、②当該事業者に係る「現金の現在額」、預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称」及び「貸付金」等を記載した文書（以下「本件収益事業書面」という。）を報告基準日ごとに作成し、公安調査官の調査に供する用意を継続していることを確認した旨記載しており、実際に、「Alep」管理下の施設に対して実施した立入検査において、本件収益事業書面が一部確認されている。もとより、計八の収益事業は、「Alep」が実質的に経営するものであり、公安審の決定や裁判所の判決等でその旨繰り返し認定されており、かかる記載自体、「Alep」と収益事業が別のものであるという「Alep」の独善的かつ身勝手な主張をこぼすものでしかないが、実質的に考慮しても、かかる本件収益事業書面の存在をもつて、「Alep」に課せられた報告義務が果たされたと解する余地ではなく、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは依然として困難である。

すなわち、法が予定している観察処分の枠組みは、報告内容に虚偽があれば再発防止処分を受け得るという制度的担保の下、三箇月ごとに、容易かつ迅速に要報告事項を把握することができるなどを前提として、任意調査等でそれを確認するというものであるところ、本件収益事業書面は、「Aleph」の責任において報告されたものではないため、その内容の正確性・真実性について、前記のような制度的担保なく作成されて施設内に置かれたものにすぎない。その結果、本件収益事業書面では把握漏れを防ぐこともできず、「Aleph」が実質的に経営する収益事業を全て把握し、その活動状況を継続して明らかにすることが困難である。

また、「Aleph」は、令和二年一月十五日付け「報告書」以降、本件一部不報告を含め、約五年間もの長期間にわたり、少なくとも計九の収益事業の種類及び概要等並びに同収益事業に係る資産を報告しておらず、これによつて、これら要報告事項について、三箇月ごとの容易かつ迅速な把握及びそれを前提とした任意調査等による確認ができる、危険な要素の質的・量的度とその変化について正確な把握ができない状況が継続しているものであり、このことは、各施設への立入検査時に本件収益事業書面が確認されたことによつて到底解消されるものではない。

その他、これまでの立入検査の結果に鑑みても、前記(二)で述べたとおり、「Aleph」の非協力姿勢に基づく徹底した対抗措置等もあり、各施設への立入検査において、「Aleph」の出家した構成員が自ら進んで本件収益事業書面を公安調査官に提供したことはないばかりか、令和七年六月十八日に実施した名古屋施設に対する立入検査においては、本件収益事業書面が施設外に持ち出されており、立入検査時における本件収益事業書面の確認はできず、立入検査に立ち会つた弁護士も本件収益事業書面の記載事項の一つとされる会計帳簿の保管場所については明確に回答しないなど、前記「報告書」に記載された「公安調査官の調査に供する用意を継続している」とは到底いえないと認められる。

さらに、本件収益事業書面が確認された場合であつても、収益事業に係る会計帳簿上の記載が概略的であることから会計帳簿上の金額の信用性を含めて十分な裏付けを得るに至らないなど、その内容も不十分なものにとどまつておらず、危険な要素の質的・量的程度について正確な把握ができるとは到底認め難い状況にある。

例えば、前記4で述べた「賛助会員」と称する制度についてみても、いざれの収益事業に係る会計帳簿等にも同制度に基づく会費収入の記載は見当たらない、「Aleph」の主たる事務所がある北越谷施設に保管された会計帳簿等には一定の収入の記載があるものの、同制度に基づく会費を特定するに足りる記載は見当たらず、結局、「賛助会員」と称する制度に基づく会費名目の金額の実態は明らかでなく、ひいては「Aleph」が「報告書」で報告する現金額すら真実のものかどうかを容易に判断することは困難な状況にある。

このように、本件収益事業書面が一部確認されたとしてもなお、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難であると認められ、このことについては、令和五年三月決定による再発防止処分に係る損害賠償請求訴訟において、東京地裁もその旨認定している。

なお、前記3・(二)・(2)・(二)工で述べた平成三十年二月十四日付け「報告書」まで記載されていた小売業等を営む一の収益事業については、「報告書」の団体の活動に関する意思決定の内容に前記のような記載がなく、立入検査においても本件収益事業書面に類する書面は確認されておらず、この点からも無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難である。

(6) 小括

以上詳述したとおり、「Aleph」による本件一部不報告は、人的要素、物的要素、資金的因素を個別に見ても、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められ、本件収益事業書面があつてもなお、その危険性の程度を把握する」とが困難であると認められる。

以上のとおり、「Aleph」は、公安調査庁長官による令和三年請求の撤回後、公安調査庁が指導を重ねても一部不報告の状況に改善が見られないだけでなく、令和三年請求以前よりも不報告事項を増加させるなどその状況が悪質となつてゐる上、そのような状況が継続・固定化しており、令和五年九月決定以降は、一見してその内容を把握することが困難な形で活動を潜行化させ、さらに、令和六年一月に新設した「賛助会員」と称する制度を運用して、収入の確保に腐心しているところ、その内容は判然としない部分が多く、前記同様、活動を潜行化させることから、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められることは明らかである。

そして、「Aleph」が位階制度に基づく上命下服の体制を保持していることに照らせば、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握するには、過去に無差別大量殺人行為を首謀した麻原から「後繼者」と指名され、自らも麻原と同様に団体の指導者である「グル」を称する麻原の二男の活動実態を把握することが必要不可欠であるが、麻原の二男自らが、出家した構成員以外には秘匿しながら活動し、一部不報告を主導してきたことなどに鑑みると、麻原の二男らの活動実態を明らかにし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難であると認められる。

加えて、「Aleph」は、(1)出家した構成員を管理下の施設に集団居住させるとともに、親族との縁の断絶や外部情報の遮断を構成員に推奨するなど、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持しており、立入検査に對しては、非協力的な姿勢を組織ぐるみで徹底するなど閉鎖性が顕著であること、(2)観察処分の一環として公安調査庁長官に対する報告義務を負う事項につき、一部不報告を続けるとともに、新規構成員獲得のために欺もう的な手段による勧誘活動を組織的に展開するなど、欺まん性が顕著であること、(3)その閉鎖的・欺まん的な組織体質に起因して、依然として全国各地で地域住民が恐怖感・不安感を抱き、その結果、観察処分の期間更新を要請していることなどを指摘され、第八回期間更新決定に至つたものであるが、そこで指摘された閉鎖性、欺まん性等の問題点は再発防止処分下においても何ら変わらず、むしろより先鋭化しているとさえいえる状況であり、地域住民等の不安感も大きいものと推察されることも十分考慮する必要がある。

以上のとおり、「Aleph」については、法第八条第一項柱書き後段の要件を満たすものと認められるだけなく、同条の再発防止処分を行う必要性も認められる。

三 制度の内容

(1) 処分の内容

(1) (理由) 「Aleph」がいかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して禁止すること(法第八条第二項第一号)

(1) (理由) 「Aleph」がいかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して禁止すること(法第八条第二項第一号)

(1) 令和七年三月から四月にかけて、新越谷施設への立入検査を実施しようとして以降、これを把握した麻原の二男及び麻原の妻が新越谷施設から離脱し、現在に至るまで新越谷施設に戻つてないという状況においては、これまで繰り返し述べて來たとおり、麻原の二男らがその存在や地位・役割等を「対外的に秘匿し、団体の内部においても幹部構成員や一部の出家した構成員以外には秘匿しながら活動し、公安調査庁に對しても一部不報告と、いう形で「Aleph」への関与を秘匿していること等に照らすと、麻原の二男らが、新越谷施設に対する立入検査を始めとする観察処分の実施を免れるために、既に公安調査庁に把握された新越谷施設に代わる活動場所として、新たに物件を取得し又は借り受けの現実的なおそれが認められる。前記二・4で述べたとおり、一部使用禁止となつた施設において、同施設に居住していた出家した構成員が同施設から退去し、居所を転々とした後に新規物件を賃借したり、道場の使用が禁止された施設において、新たに配備した車両を用いて在宅の構成員の指導を行つたりするなど、「Aleph」が法に基づく規制処分を免れようとして新規物件等を取得して潜脱的行為に及んでいることなどの「Aleph」の行動様式に照らせば、麻原の二男らが、同様に、新規物件を取得するおそれは大きいと言える。

そして、「Aleph」が、現在に至るまで、公安調査庁が指導を繰り返しているにもかかわらず、要報告事項の一部不報告を継続していることに鑑みると、新越谷施設の代替として新たに物件を取得し、又は借り受けたとしても、同物件について報告を行わないであろうことは明白である。そうすると、「Aleph」の実質的支配者である麻原の二男らが新たに取得し、又は借り受けた物件において、秘密裏に「Aleph」の活動に関する様々な意思決定や危険な教義の扶植、構成員の勧説や資金獲得につながる活動等を行う事態を防ぐためには、活動再開のために帰住する可能性が必ずしも高いとは言えない新越谷施設の使用を禁止するのではなく、「Aleph」による新たな土地や建物の取得又は借り受けを禁止する必要がある。

この点、法第八条第一項柱書き後段が不報告の場合に再発防止処分を課すことを認めた趣旨は、観察処分に付された団体が、不報告又は立入検査妨害等を行い、当該団体の危険な要素の質的・量的度を把握することが困難な場合にも、団体側の行為の介在によつてそのような事態に陥っていることに鑑み、無差別大量殺人行為の発生を防止する観点から、必要な限度で団体の活動の一部を一時的に停止させ、物的要素の質的・量的な増大の防止を図り、あるいは物的要素の程度の把握を確実ならしめ、速やかにその危険性の内容や程度を把握することができるようにする点にあるのであるから、本件のように、不報告の態度が顕著であり、かつ、現に規制処分を免れるために新たに土地や建物の取得や借り受けを行う現実的なそれを有する「Aleph」に対しては、物的要素の拡大を防止し、その活動を一時的に停止させた上でその危険性を把握する必要があるものであり、正に新たな土地や建物の取得又は借り受けを禁止する処分を課すことが必要な場合であるといえる。

他方、処分によつて禁止されるのは、団体の活動として、あるいは団体の用に供する目的で、土地又は建物を取得し又は借り受けることであつて（法第九条第一項、第二項第一号）、これに当たらない行為まで禁止されるものではないのであるから、「Aleph」の意図的な不報告を理由として、新たな土地や建物の取得又は借り受けを禁止する処分を課すことは、法の目的を達するために必要かつ許容される範囲の制約にとどまる。

加えて、「Aleph」は法人格がなく、団体名義で土地や建物を取得等するのではなく、構成員個人名義で物件を取得等することも考えられるところ、一旦新たに土地や建物を取得又は借り受けされた場合には、これまで繰り返し述べたとおり、「Aleph」が任意調査や立入検査に非協力姿勢を徹底していることに照らすと、その使用実態を把握することは困難であり、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが著しく困難となるとともに、当該物件が拠点施設とされた場合においては、地域住民や関係地方自治体に新たに不安感等を生じさせる事態ともなり得る。

また、令和七年三月決定によつて施設の使用が制限されている状況において、「Aleph」が新たな土地や建物を取得し又は借り受け、代替となる道場等や作業場所として団体の活動の用に供することがあれば処分の実効性を大きく減殺する」とになりかねないところ、前記のとおり、一部の施設において、施設に居住する出家した構成員が退去して新規物件を賃借し、かつ、同施設に保管していた会計帳簿等をいざれかに持ち出している事案や、在家の構成員の指導に用いるための、いわば動く道場としてのキャンピングカーを駐車する土地を賃借するなどの動きが見られるが、「Aleph」はこうした事実について、「公安審が特に必要と認める事項」の収益事業に関する事項のうち、収益事業の会計帳簿の保管場所の変更や道場以外での構成員の指導という収益事業の内容として、あるいは、活動に関する意思決定の内容として、報告しておらず、資金的要素や人的要素を含め、これらに関する危険な要素を迅速に把握することを困難としている。

さらに、「Aleph」と施設の建物の賃貸人との間で建物明渡請求訴訟が係属している事案が確認されており、今後の訴訟の状況により、代替施設の取得又は借り受けに向けた動きを止めると容易に推測されるが、「Aleph」の非協力姿勢に鑑みると、新規物件を報告しないおそれがあり、それが大きい。

「Aleph」が任意調査に非協力姿勢をとることを組織的に指導していること等に鑑みると、今後新規物件の取得又は借り受けに向けた動きが全国にある他の施設にも波及していくおそれがあり、「Aleph」が代替施設の確保に動くことで、「Aleph」の物的要素の把握困難性が増大するのみならず、前記の収益事業の会計帳簿が施設外に持ち出された事案があることからもうかがえるとおり、「Aleph」が、公安調査庁が把握していない土地や建物を利用して、同序に報告することなく、既存の収益事業を営んだり、新たな収益事業等を起業・稼働させるなどして団体の活動に供し、資金的要素を増大させたり、勧説活動等により人や要素を増大させたりする事態を防ぐためにも、「Aleph」による新たな土地や建物の取得又は借り受けを禁止する必要がある。

収益事業の会計帳簿が施設外に持ち出された事案からも明らかのように、そもそも新たに取得し又は借り受けた物件の所在を特定し、その使用実態を相応に明らかにしなければ、使用禁止処分を課すことは容易ではないのであつて、前記のとおり、「Aleph」の不報告や法潜脱の姿勢が進んでいる現下の情勢にあつては、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを禁止する処分を課すことが求められている。

以上の諸事情に鑑みると、「Aleph」が新規物件を取得し又は借り受けのおそれが大きく、一たび土地や建物の取得又は借り受けがされた後に使用禁止処分を課しても、「Aleph」の潜脱的な行為により、処分の実効性が減殺されるおそれがあり、いち早く「Aleph」の施設を現状のままにとどめ、その人的・物的・資金的要素の拡大を防止した上でその危険性の程度を把握する必要がある。

なお、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを禁止する地域については、全ての都道府県として処分の実効性が最大限確保されると考えられるが、他方で、処分の性質上、「Aleph」の現在の活動状況等を考慮するとともに、既存の施設がある地域に在家の構成員のおよそ九十パーセントが居住する実態を踏まえると、既に使用禁止となつてゐる「Aleph」の施設が所在する別紙記載の都道府県に限定する」とが相当である。
〔二〕
〔二〕「Aleph」が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを現状のままにとどめ、その人的・物的・資金的要素の拡大を防止した上でその危険性の程度を把握する必要がある）

〔三〕なお、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを禁止する地域については、全ての都道府県として処分の実効性が最大限確保されると考えられるが、他方で、処分の性質上、「Aleph」の現在の活動状況等を考慮するとともに、既存の施設がある地域に在家の構成員のおよそ九十パーセントが居住する実態を踏まえると、既に使用禁止となつてゐる「Aleph」の施設が所在する別紙記載の都道府県に限定する」とが相当である。
〔二〕「Aleph」が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを現状のままにとどめ、その人的・物的・資金的要素の拡大を防止した上でその危険性の程度を把握する必要がある）

〔理由〕

本件一部不報告により、資金的要素を始めとする危険な要素の把握が困難であるため、作業場所及び道場を含む施設について、その使用を一時的に停止させる必要がある。

〔二〕「Aleph」が、収益事業の名目で「Aleph」の事業や在家の構成員に対する指導等を行い収益を得ることにより、「Aleph」への不透明な資金流入が起つてゐる」とに鑑み、無差別大量殺人行為の発生を防止する観点から、「Aleph」が実質的に経営する収益事業の事業所たる作業場所及び道場を含む施設について、その使用を一時的に停止させる必要がある。

また、不動産賃貸事業等を営む収益事業についても、「Aleph」の施設を購入・賃借するなど「Aleph」の事業を行つてゐることはもとより、前記〔二〕で述べたとおり、「Aleph」が代替施設の確保に動くおそれが高まつてゐることなどから、同収益事業の運営拠点たる事務所についても、事業所として使用を禁止する必要がある。

このほか、報告されていない施設についても、前記同様の観点から、その使用を一時的に停止させる必要がある。

加えて、前記二・4で述べたとおり、「Aleph」は、令和六年一月に新設した「賛助会員」と称する制度を運用するなど、受贈与禁止処分の潜脱をもろんで収入の確保に腐心している状況が看取されるところ、「Aleph」が、多数の在家の構成員を集めることができる大規模施設の道場等を自由に使用することを許したならば、今後、出家した構成員や在家の構成員を集めて集中セミナー等を開催するおそれは極めて高いと認められ、そのような事態となれば、各収益事業等に多額の不透明な資金が流入する危険性があり、こうした事態を防ぐためにも、施設の道場について、引き続き、使用を一時的に停止させる必要がある。

さらに、「Aleph」は、未成年構成員を含む在家の構成員の一部を報告していないところ、報告されていない構成員がいかなる属性・経歴等を有する者か不明であり、構成員の中に、無差別大量殺人行為を実行する具体的蓋然性を有する者が含まれているおそれもあることから、そのような構成員が施設に参集するといった人的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止するためにも、不特定多数の構成員が一齊に参集できる施設の使用を一時的に停止させる必要がある。

そして、法が再発防止処分に更新規定を設けなかつた趣旨は、処分期間中の具体的な状況を踏まえた適切な内容の処分を新たに行うべきであるという点にあること、「Aleph」がこれまでの再発防止処分下において、使用を禁止された道場以外の場所を実質的に道場と同じように使用したり、寢室を拡大したりして処分を回避しようとして、使用禁止場所である道場においては、道場機能をそのまま維持している「Aleph」の活動状況等に鑑みると、道場等の使用停止を可能ならしめている令和七年三月決定による再発防止処分と少なくとも同程度の処分の実効性を確保するためには、同活動状況等を十分踏まえ、使用を一時的に停止させる範囲は同一のものとする必要がある。

したがつて、別紙のとおり、「Aleph」管理下の施設中、いずれもその土地・建物が「専ら居住の用に供しているもの」でないと認められる四施設の全部及び十二施設の一部を使用禁止とするのが相当である。

「Aleph」が金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止すること（同項第五号）

本件一部不報告、特に「Aleph」が実質的に経営する収益事業の資産を含む「Aleph」の貯金等の資産の不報告といつて、「Aleph」の資金を要する全ての巴屋が困難であるといつて

立入検査の結果、令和七年五月十四日付け「報告書」における報告資産をはるかに上回る多額の資産が確認されているところ、取扱いの不明瞭な資産が増加し、無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素の増大を防止する必要があることからも、資産の増大に直結する金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを一時的に停止させる必要がある。

Aleph] が金品その他の財産上の利益の贈与を受ける」とを禁止する」とが相当である。

処分の期間
六箇月間

意見聴取の期日及び場所

令和七年八月二十日午後二時
意見聴取の場所
東京都文京区大塚二丁目一
音一丁目二

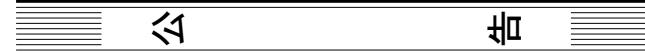
治承省注承綱ノト布多ノ月日 — 考古

示止する都道府県一覧（法第八条第二項第一号）

土地及び建物の取得及び借受けを禁止する都道府県

北海道、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、徳島県、福岡県

「Aleph」が所有し又は管理する特定の土地又は建物の使用禁止対象施設一覧（法第八条第二項第一号）



諸 事 項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年8月4日

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 神戸地方検察庁 令和6年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年8月4日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和4年7月9日頃から同年11月10日頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

SNSでやりとりを重ねて、恋愛感情や親近感を抱かせていたことをを利用して又は遺産相続名目で、日本に送る荷物の運送料が必要等うそのメッセージを送信し、被害者をだまして指定する銀行口座に現金を振込入金させた行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 主な犯行態様

ア 恋愛感情を抱かせていたことをを利用して、日本に送る荷物の配送料・書類作成料金、日本に入国する際の手数料、海外送金の手数料、交通事故の入院費用、税関への支払い、贈り物にかかる税金代が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る、いわゆる国際ロマンス詐欺

イ 親近感を抱かせていたことをを利用して、日本に行くための荷物運送料、現金輸送にかかる費用が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る

ウ 遺産相続名目に、海外送金の手数費用、遺産相続手数料が必要等うそのメッセージを送信し、被害者から現金をだまし取る

(2) 支給対象犯罪行為において使用した氏名、職業

米国の眼科医デイビッドフランクアラン、シリアに派遣された米国籍の看護師（女性）ジエシカ、カナダ陸軍大将ジョセフペイツ、米国軍人（女性）バターソンリン、英国在住の貨物船船長（男性）トニーポール、米国軍人（男性）スアン、イタリア在住の香港系米国人（男性）李、イタリア人男性医師、米国在住の医療従事者の男性、弁護士スティーブンチャイ（男性）、米国在住の自称国際弁護士新垣光子

(3) 被害者が現金を振込送金した銀行口座

銀行（支店名）、口座名義、口座番号の順に記載

三井住友銀行浜松町支店、レウ エンビリピティエ ダンマジョティ テロ、7735035

三井住友銀行兵庫支店、ホアン バン ナム、7729136

三井住友銀行徳庵支店、チヤン バオ フツク、1860768

三井住友銀行湊川支店、グエン フィ ソン、4260531

三井住友銀行わらび支店、グエン ヴアン ルオン、7525060

三井住友銀行門真支店、マー ヴアン ティエン、4137497

三井住友銀行高幡不動支店、グエン ティエン ズン、1762847

三井住友銀行茨木支店、ファム アイン ドウック、4329272

三井住友銀行西宮支店、グエン ヴアン リュウ、8832837

三井住友銀行明石支店、ヴ ムン フン、7152436

5 開始決定の時における給付資金の額 金27万円

6 支給申請期間 令和7年8月4日から令和7年10月3日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 神戸地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和6年3月26日

(3) 確定年月日 令和6年4月10日

(4) 被告人の氏名 小島太一郎

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和4年7月11日頃から同年11月10日頃までの間、千葉県内又は東京都内において、窃盗犯人が正当な払戻権限がないのにATMから引き出して窃取した犯罪収益である現金（いわゆる国際ロマンス詐欺又はこれに類似する詐欺により得た被害金）を、犯罪収益であるとの情を知りながら受け取り、もって犯罪収益を受取した。

（罪名）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650-0016 神戸市中央区橘通1丁目4番1号 神戸地方検察庁 被害者支援担当
電話番号 078-367-6081（直通）

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり。）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第1116号

さいたま市北区東大成町2丁目570番地 工
スボワール大宮204号室

債務者 加瀬 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第11181号

埼玉県白岡市小久喜1462番地6

債務者 中野 敏道

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第334号

埼玉県春日部市梅田本町2丁目20番地5 セ
ルカS203

債務者 片平 博紀

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第339号

埼玉県八潮市大字大曾根794番地9

債務者 白井麻由美

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第409号

埼玉県三郷市彦成3丁目258番地 県営三郷
彦成住宅1-405、旧住所埼玉県吉川市高久
1丁目4番地16 スズキII-201号

債務者 飯野 昭

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第410号

埼玉県三郷市彦成3丁目258番地 県営三郷
彦成住宅1-405、旧住所埼玉県吉川市高久
1丁目4番地16 スズキII-201号

債務者 飯野奈穂子

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第174号

埼玉県比企郡川島町大字中山1772番地

債務者 中川亜理佐

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部破産係

令和7年(フ)第490号

埼玉県川越市大字山田1473番地5

債務者 真保実沙紀(旧姓古川)

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第494号

埼玉県入間市東町4丁目2番 2-103号

債務者 松本美佐子

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第207号

埼玉県深谷市上野台3378番地1 コーポ白樺
館A棟101号

債務者 末永 雅枝

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第224号

埼玉県羽生市大字須影714番地11

債務者 三浦真美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第1053号

東京都調布市佐須町2丁目3番地6 ホワイト
スクエアエイト203

債務者 鳥越 政憲

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1138号

東京都八王子市初沢町1308番地9 コートハウ
ス高尾105号

債務者 井上 富貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第352号

神奈川県座間市相武台2丁目5番13号 コー
ポ鈴101号

債務者 藤本 博嗣

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第355号

相模原市南区当麻2290番地8

債務者 山口 七奈

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第370号

相模原市中央区横山台1丁目41番17号

ニューライフ横山台寮2-4号室

債務者 高麗 信幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第157号	長崎県長崎市三重町393番地、旧住所埼玉県蕨市錦町5丁目4番10号 オリーブ北戸田201号 債務者 霜川 雅 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第12号	北海道沙流郡日高町厚賀87-3-D 債務者 広田 祥吾 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第14号	北海道日高郡新ひだか町静内青柳町4丁目9番17号 真下マンション26 101 債務者 荒矢璃莉華(旧姓上田) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第190号	岩手県滝沢市大崎259番地20 債務者 遠藤 大樹 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第214号	盛岡市東桜山133番4号 シンプリーE21号、前住所盛岡市つづじが丘7番22号 債務者 西前 拓朗 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第699号	仙台市青葉区小松島新堤15番8号 債務者 高橋 和典 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第700号	仙台市泉区北中山4丁目38番地の47 アヴィニールK201、従前の住所仙台市青葉区荒巻字青葉341番地の5 青葉山ハイツ206 債務者 越後谷 倭 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第620号	宮城県名取市高柳字辻156番地の1 市営住宅高柳東団地A棟第205号 債務者 山田 真実(旧姓大友) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第666号	仙台市青葉区みやぎ台2丁目10番6号 債務者 佐藤 勝雄 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第723号	仙台市青葉区台原3丁目25番38号 センチュリー22-112 債務者 岩井由紀子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第683号	仙台市宮城野区原町1丁目1番72-2号 ノヴァ原町B108、従前の住所仙台市青葉区国分町3丁目11番13-306号 債務者 永田あかね 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第57号	秋田県湯沢市清水町1丁目2番7号 フィールファイン清水町101号 債務者 神山 信久 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第68号	山形県南陽市郡山1203番地の5 債務者 青木 善崇 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第22号	福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地7番地の2 債務者 舟木 光 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所白河支部破産係
令和7年(フ)第248号	茨城県水戸市住吉町69番地の16 サングリーン35・102号 債務者 河野 翼 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第253号	茨城県ひたちなか市西大島1丁目21番5-304号 県営東石川アパート5棟、前住所茨城県ひたちなか市大字堀口227番地1 県営堀口アパート1棟3階1号 債務者 萩谷 明彦 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所

<p>令和7年(フ)第40号 茨城県日立市諫訪町4丁目36番14号 債務者 寺田さゆり 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所日立支部</p>	<p>令和7年(フ)第102号 茨城県古河市上辺見331番地1 クレアーレ 101号室 債務者 抜迫 真澄 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所下妻支部</p>	<p>令和7年(フ)第452号 栃木県宇都宮市平松本町321番地5 アーバ ンステイツ103 債務者 梅山 浩利 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第979号 神奈川県大和市柳橋1丁目7番地5 大和ハ ウス 債務者 武田 茂 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第69号 茨城県日立市大みか町4丁目24番23号 新光 エンジニアリング日立寮、前住所宮城県名取 市愛島北目字清水14番地 債務者 大友 拓也 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所日立支部</p>	<p>令和7年(フ)第408号 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2477番地1 ダイヤモンドパレスA102号、前住所栃木県 宇都宮市東宝木町3番3号 カーサ・エルド ラード303号 債務者 四宮 優誠 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第124号 群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚2002番地4 債務者 石井 智朗 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 前橋地方裁判所太田支部</p>	<p>令和7年(フ)第1051号 神奈川県藤沢市高倉889番地の1 リュエル 高倉201 債務者 泉 洋 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第141号 茨城県つくば市要99番地2 メゾン・ド・ミ ミカB棟103号 債務者 逢見 信 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第410号 栃木県宇都宮市下栗町843番地1 フローラ 大塚壱番館105 債務者 幾度 修 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第126号 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2070番地の1 フラット205号 債務者 酒井 啓隆 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 前橋地方裁判所太田支部</p>	<p>令和7年(フ)第1187号 横浜市磯子区磯子台25番7号 紅取荘103号 債務者 木原 節子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第159号 茨城県土浦市神立中央3丁目8番12号 スズ キハイツ203 債務者 栗又 好 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第438号 栃木県宇都宮市宝木本町1208番地11 宝木 コープ102 債務者 柳 明美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第854号 横浜市港北区新吉田東6丁目17番17-101号 債務者 天野 高志 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 前橋地方裁判所太田支部</p>	<p>令和7年(フ)第1333号 神奈川県海老名市大谷北3丁目8番19-304 号 債務者 林田 訓久 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第102号 茨城県日立市諫訪町4丁目36番14号 債務者 寺田さゆり 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所日立支部</p>	<p>令和7年(フ)第452号 栃木県宇都宮市平松本町321番地5 アーバ ンステイツ103 債務者 梅山 浩利 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第979号 神奈川県大和市柳橋1丁目7番地5 大和ハ ウス 債務者 武田 茂 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1051号 神奈川県藤沢市高倉889番地の1 リュエル 高倉201 債務者 泉 洋 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>

令和7年(フ)第1341号 神奈川県藤沢市大鋸3丁目11番15号 ベンギンヴィレッジ 債務者 太田 一恵 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1421号 横浜市戸塚区舞岡町3482横浜舞岡病院、住民票上の住所横浜市戸塚区品濃町1835番地29 コーポレート東戸塚506号 債務者 武井雄一朗 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1485号 横浜市瀬谷区阿久和東2丁目60番地6 希望ヶ丘ハイム206 債務者 松本 彩梨 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1725号 横浜市旭区左近山448番地3 左近山団地9 街区3棟205号 債務者 佐藤 一馬 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1351号 横浜市南区大岡2丁目21番8号 リヴェール弘明寺408 債務者 入江菜津美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1424号 横浜市磯子区上中里町659番地5 なごやかレジデンス磯子212号 債務者 佐藤 マサ 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1515号 横浜市緑区新治町479番地 第2ラーグビルズF K102号 債務者 梅畑 栄作 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第11号 新潟県佐渡市新穂瓜生屋283番地2 市営瓜生屋第1住宅4号 債務者 宮坂 郁弥 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所佐渡支部破産係
令和7年(フ)第1406号 横浜市南区永田東1丁目17番29号 エクセルント野口202号 債務者 池沢 光幸 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1429号 神奈川県大和市西鶴間5丁目1番10号 ラグリューII21号 債務者 灌澤 守 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1617号 横浜市港北区篠原北1丁目2番15号 サンハイツバーツ11 303 債務者 武 薫花 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第12号 新潟県佐渡市新穂瓜生屋283番地2 市営瓜生屋第1住宅4号 債務者 宮坂恵美利 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所佐渡支部破産係
令和7年(フ)第1419号 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘1丁目32番18号 債務者 大橋 雄樹 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1478号 横浜市神奈川区大口仲町165番地2 メゾン竹松101号 債務者 中村耕二郎 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1655号 横浜市中区扇町3丁目10番地1 コーポさくらA505 債務者 伊藤 香菜 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第129号 長野市檀田2丁目38番8-102号 ディアスあらいA 債務者 菅沼 淳子(旧姓一戸) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第139号 岐阜市鷺山東2丁目2番33号 債務者 加藤 芳子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第135号 静岡県富士市吉原4丁目12番4号 ハイネス吉原302号、前住所静岡県富士市石坂432番地の14 サンヒルズB-104号 債務者 松本久美子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第680号 京都市西京区牛ヶ瀬弥生町3番地 三木ハイツ 202号室、前住所滋賀県彦根市高宮町2171番地7 債務者 本間龍之介 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第770号 京都市伏見区京町5丁目104番地8 プリシード桃山京町レジデンス3B、前住所京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町20番地1 レオパレス塚修 105 債務者 上原 里枝 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第258号 岐阜県瑞穂市穂積996番地1 TOWAIE HOZUMI 北棟 B号室 債務者 宮内 和真 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第137号 静岡県富士市今泉1967番地の1 はーとらいふ富士今泉、前住所静岡県富士市駒島338番地の4 レオネクストエスペランザII-104号 債務者 森田 充伸 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第713号 京都府宇治市五ヶ庄野添57番地の2 市営住宅3棟102号 債務者 森本 守 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第32号 奈良県生駒市俵口町1011番地1 エルンストン生駒 203 債務者 m. c. factoryこと 蔡内道雄 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第414号 静岡市駿河区国吉田6丁目8番11号 グランペール国吉田105号、住民票上の住所川崎市宮前区土橋3丁目2番地5 ブリヂランド201 債務者 今田 日菜 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第138号 静岡県富士宮市宮原348-1 南富士病院、住民票上の住所静岡県富士宮市東阿幸地12番地 債務者 勝又 啓樹 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第730号 京都市伏見区久我西出町11番地484 債務者 山本 舞 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第94号 奈良県高市郡高取町丹生谷598、住民票上の住所奈良市三条町606番地の17 ハイツシロ301号 債務者 中村 雅彦 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第125号 静岡県富士宮市山本441番地の4 ケービーアイI-101 債務者 若山久美子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第643号 京都府長岡京市井ノ内上東ノ口1番地1 W1N68 203 債務者 岡本 美雪 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第755号 京都市右京区西京極河原町35番地1 ネバーランド西京極303号 債務者 齊藤紗和子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第182号 奈良県葛城市南花内210番地39、申立時の居所奈良市大宮町6丁目6番地の1 アルファコート407号 債務者 大野愛莉紗 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所破産係

官報 (号外第 177 号) 金和 7 年 8 月 4 日

令和7年(フ)第297号
岡山市北区建部町中田327番地1 ヴィラナ
リー建部2号棟302
債務者 團迫 結志
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第317号

岡山県瀬戸内市長船町土師558番地15

債務者 大饗 桃果

1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第344号
岡山市中区関339番地1 メゾンドシャルム
108号
債務者 小原 慧太
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第374号
岡山市南区築港緑町1丁目15番22号 アトム
コード202
債務者 森本 浩二
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 争点とその結果

令和7年(フ)第380号
岡山市中区さい東町2丁目7番3号
債務者 塩見 勝好
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第381号
岡山市中区さい東町2丁目7番3号
債務者 塩見 有子
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第398号
岡山市北区清輝橋3丁目5番11号○AKマン
ション203、旧住所岡山市南区富浜町4番8
号 マリート富浜2号館505
債務者 近藤カレン
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第862号
福岡市博多区南八幡町1丁目1番25-306号
マイプル南福岡
債務者 開ノ内晴城
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年(フ)第892号
福岡市南区日佐3丁目34番9-101号 サン
コリース
債務者 末田 誠
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第959号
福岡市博多区那珂1丁目35番15-301号 竹
下通り二番館
債務者 ciliiegioこと道端 美如
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責章見申述期間 令和7年9月16日まで

1 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1053号
福岡市中央区白金1丁目14番14-501号 パ
ルム薬院
債務者 マックラアリー ラトナジャズリン
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の
　　用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1061号
福岡市博多区冷泉町2番8-405号 朝日プリザ祇園
債務者 松田 真哲
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

令和7年(フ)第1073号
福岡市博多区北付3丁目22番605号
債務者 田尻 隼治
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1080号
福岡県那珂川市片縄北3丁目15番11号
債務者 太居 勇介
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1102号
福岡県筑紫野市天山37 医療法人みらい 筑
紫野病院内、住民票上の住所福岡県大野城市
つつじヶ丘3丁目13番5号
債務者 中野 和人
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
 用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1103号
福岡市南区平和2丁目5番17-202号 パ
ラツツオ南山荘通
債務者 和田 昭夫
1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
　　(延)福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1113号	福岡市東区松香台1丁目28番12-306号 P L E A S T 松香台 債務者 溝上 真一 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1114号	福岡市西区福重4丁目18番1-205号 ラピス姪浜 債務者 吉見祐里奈(旧姓伊藤) 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1120号	福岡市中央区天神3丁目7番17-501号 アソシアグロツツオ天神ミッドシティ 債務者 吉田 妙美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1147号	福岡市南区野多目1丁目2番12-606号 市営野多目一丁目住宅2号棟 債務者 仁部 道代 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1151号	福岡市南区塩原3丁目5番21-102号 コスマハイツ大橋、前住所福岡市南区野間1丁目10番17-101号 スタイルビュー高宮 債務者 河津 伸二 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1183号	福岡市早良区飯倉4丁目3番16号 債務者 栗野富士夫 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1190号	福岡市博多区東比恵2丁目17番23-710号 ローズマンション第一博多一号館 債務者 熊高 美紀 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1198号	福岡市早良区南庄6丁目21番26-801号 D'クラディア室見 債務者 米村 大智 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1221号	福岡県筑紫野市俗明院2丁目5番24号 メゾン・ド・リュウB101号 債務者 福田 翼 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1227号	福岡県糟屋郡柏原町原町3丁目6番37号 サンコート原町 103号 債務者 奥村 功(旧姓野口・今村) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1228号	福岡市中央区清川2丁目1番23-702号 口マネスク南天神、前住所福岡市博多区住吉3丁目9番16-406号 レジデンシャルヒルズヴィラスタイル 債務者 手島 嘉治 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1247号	福岡市城南区樋井川6丁目8番11-203号 サンヒルズ城南 債務者 上田 一美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1251号	福岡市南区五十川2丁目1番10-204号 レオパレス五十川 債務者 島本佐登子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1275号
 福岡市南区花畠3丁目3番8号 大野ビル
 303号
 債務者 小宮 勝明
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第77号
 鹿児島県霧島市隼人町神宮2丁目8番7号
 錦江アパート2 201、前住所宮崎県都城市
 南鷹尾町12街区25号 日昇コーポラスI
 101号
 債務者 富山 七海
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第84号
 鹿児島県霧島市国分中央6丁目12番30-202
 号 ドリームデュウ
 債務者 浜畠 美紀(旧姓吉村)
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第88号
 鹿児島県姶良市加治木町反土2144番地1
 債務者 黒木 里美
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第92号
 鹿児島県霧島市隼人町内山田1084番地14
 債務者 高原百合香(旧姓原口)
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第98号
 富山市豊若町1丁目15番46号
 債務者 萩原 洋匡
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第94号
 鹿児島県姶良市東餅田3676番地 コーポ山口
 103号
 債務者 吉原 末男
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第95号
 鹿児島県霧島市国分清水1丁目24番7-203
 号 ポニヨハイツ
 債務者 吉村 郁美
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第76号
 鹿児島県肝属郡南大隅町根占横別府5158番地
 債務者 二宮けい子(旧姓兒玉)
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第1211号
 東京都多摩市永山4丁目2番地12-208
 債務者 加賀 龍介

1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3033号
 大阪府吹田市垂水町3丁目1番7号 (G 4-13)
 債務者 西原 大輔
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3250号
 大阪府東大阪市中新開2丁目13番25号 ア
 ネックス木の国 701
 債務者 石井 孝明
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3300号
 大阪市鶴見区横堤2丁目2番13号
 債務者 竹村 静巳
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3396号
 大阪府摂津市東一津屋1番47-9号
 債務者 梅田 優(旧姓久保田・中村)
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年(フ)第116号 奈良市大宮町4丁目238番地の6 パナハイツ大宮105号 債務者 花岡 恵(旧姓青木) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 奈良地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第76号 栃木県足利市堀込町2947番地1 堀込団地1-47 債務者 茂木真由美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p>令和7年(フ)第86号 千葉県富津市青木2丁目12番地4 マルモハイツA201 債務者 貞苅 進一 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 千葉地方裁判所木更津支部</p> <p>令和7年(フ)第613号 神戸市中央区宮本通4丁目4番12号 田畠マンション203号室、従前の住所京都府八幡市八幡垣内山25番地の13 高村ハイツ301号室 債務者 田中 克健 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第335号 兵庫県尼崎市立花町2丁目10番27号 債務者 安部 晶子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p> <p>令和7年(フ)第218号 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4074番地1 M'Sハイツ103 債務者 松浦 博美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第174号 沖縄県豊見城市字豊崎1番地876 Duo Coat 大政302号 債務者 上原 公紀 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部</p> <p>令和7年(フ)第205号 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1206番地3 フォーエイ・いは 202号室 債務者 廣田美渚子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部</p>	<p>令和7年(フ)第254号 京都市右京区太秦安井車道町21番地7 セントボーリア太秦305(前住所) 神戸市兵庫区三川口町1丁目4番22-402号 債務者 蓮田 真優(旧姓川野) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第464号 神戸市垂水区朝谷町20番地の5 サンタウン林B-1号 債務者 黒崎 凌雅 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第586号 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番地の78 債務者 沖 真由美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第591号 神戸市北区唐櫃台4丁目11番5号 向田方 債務者 時吉 夢空 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第594号 神戸市垂水区神和台1丁目21番地の10 債務者 山本 紵里 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第602号 神戸市長田区二葉町10丁目3番20-210号、 従前の住所神戸市長田区駒ヶ林町1丁目16番 12号 ビダフェリスふじ103号 債務者 才モニの味こと 金 福順 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第220号 兵庫県西宮市山口町下山口4丁目21番20-403号 債務者 丸岡 優李(旧姓菊地) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p> <p>令和7年(フ)第311号 兵庫県西宮市段上町6丁目17番21号 債務者 井上かおり 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>
--	--	---	--

令和7年(フ)第336号	兵庫県尼崎市南武庫之荘2丁目17番12-404号 債務者 村野 咲 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第24号
令和7年(フ)第193号	兵庫県丹波市柏原町北中329番地1 A-2 債務者 東野 和保 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所柏原支部 令和7年(フ)第84号
令和7年(フ)第84号	佐賀市新郷本町6番9号 債務者 西原 宏美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第307号
令和7年(フ)第307号	北海道苫小牧市春日町2丁目6番5号 モリオハイムA 202 債務者 泊谷 悅子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第54号	宮城県柴田郡村田町大字村田字針生前5番地 1 アーバンシティプレステージI 103号 債務者 松崎 佑介(旧姓国分) 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 仙台地方裁判所大河原支部 令和7年(フ)第245号
令和7年(フ)第308号	新潟市北区早通北5丁目1番31-42号 債務者 倉島 尚子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第123号
令和7年(フ)第123号	静岡県富士市一色201番地の10 債務者 橋口 幸子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第128号
令和7年(フ)第128号	静岡県富士宮市万野原新田2992番地の2 市 営万野住宅B棟54号 債務者 小林 清美 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第90号
令和7年(フ)第90号	鳥取県米子市旗ヶ崎6丁目19番22号 102号 債務者 大山ねぎこと 恩田真理子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 鳥取地方裁判所米子支部 令和6年(フ)第79号

令和7年(フ)第42号 福岡市東区香椎1丁目1番1号—903 破産者 株式会社アイソル 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第157号 福島県いわき市久の浜町西2丁目7番地の6—201号 破産者 株式会社福島電産 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所いわき支部
令和5年(フ)第6885号 東京都西東京市田無町5丁目7—28—201、開始決定時の住所東京都西東京市田無町6丁目15—17—205 破産者 富岡智美 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第4005号 新潟県見附市新町1丁目2—5 破産者 きやらこむ株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第4007号 東京都渋谷区代々木1丁目5—13—101 破産者 有川羽純 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6250号 千葉県松戸市牧の原2丁目155 破産者 古谷新之助

1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8295号 東京都江東区枝川1丁目10—3—906 破産者 久米恵美子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8531号 東京都八王子市別所1丁目3—8—203 破産者 松本辰也 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8643号 東京都葛飾区お花茶屋2丁目15番8号 破産者 有限会社吉本建築 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8701号 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1330番 破産者 株式会社ディーオ 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8738号 東京都杉並区成田東5丁目35番7号 破産者 有限会社アフロディーテ 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8801号 東京都町田市忠生2丁目16番地3 破産者 大久保電機株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8802号 東京都町田市矢部町12—9—203 破産者 大久保信 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第230号 東京都港区西新橋3丁目16番11号 破産者 株式会社ゼクオス 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第231号 東京都港区西新橋3丁目16番11号 破産者 株式会社アイネシステム 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第232号 東京都港区西新橋3丁目16番11号 破産者 有限会社リゾートアイネ 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第233号 東京都港区西新橋3丁目16番11号 破産者 有限会社水戸アイネ 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第234号 東京都港区西新橋3丁目16番11号 破産者 有限会社相模湖アイネ 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第248号 東京都世田谷区若林3丁目15番地3—408 破産者 株式会社Lively Kitchen 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第294号 東京都江戸川区東小岩5丁目33—6—102 破産者 久保木美和 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第350号 東京都台東区駒形2丁目1番8号 初音ビル 101 破産者 株式会社kind Hearted 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第378号 東京都葛飾区四つ木4丁目16—4—105 破産者 山田由郷 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第496号 東京都台東区小島2丁目1-5-301 破産者 樋口 陽一 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2153号 福岡県福岡市博多区祇園町8-13 第一プリンスビル2F 破産者 株式会社イコールワン 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第540号 東京都江戸川区北小岩5丁目15-9-203 破産者 宮内 詩織 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2154号 東京都港区六本木7丁目6-2-205 破産者 安田錦之助 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第641号 東京都練馬区小竹町2丁目2-3-203 破産者 渡辺 義弘 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2160号 東京都世田谷区下馬1丁目20番22-202号 破産者 メディグル株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第718号 埼玉県川口市大字東本郷113-11-102 破産者 鬼塚 修二 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2226号 東京都渋谷区代々木2丁目6番3号 破産者 株式会社TASKU 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第920号 東京都葛飾区お花茶屋3丁目14-7-101、 開始決定時の住所東京都葛飾区立石5丁目 3-14-501 破産者 関口 海男 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2360号 福岡県福岡市博多区祇園町8-13 第一プリンスビル2F 破産者 株式会社イコールワンホールディングス 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1105号 東京都板橋区板橋2丁目30-2-501 破産者 渡邊 沙織	101 破産者 千葉 克俊	101 破産者 千葉 克俊	101 破産者 千葉 克俊

令和7年(フ)第2472号	東京都杉並区西荻北3丁目1番6号 ハイム野田201、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿5丁目10番10号 海老沢ビル202 破産者 JTM合同会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2473号	東京都杉並区西荻北3丁目1-6-201 破産者 三浦 淳一 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2519号	東京都渋谷区恵比寿南2丁目25番3号 破産者 H&O株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2523号	東京都世田谷区尾山台3丁目29番4-501号 破産者 リトルビープル株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2590号	千葉県市川市市川1丁目1-2 KANEM URA・No. 2 BLD501号 破産者 株式会社シンドー 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2591号	東京都江戸川区南小岩2丁目2-14 破産者 高山 敦 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2606号	東京都江戸川区南小岩7丁目1-7-101 破産者 二色 匠 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2627号	東京都渋谷区神宮前5-36-2 パンプアップ第二ビル102 破産者 有限会社general design 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2628号	大阪府大阪市天王寺区国分町6-6 破産者 中川 孝 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2773号	東京都江東区北砂4丁目41-11-1104 破産者 梶原 良夫 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2844号	東京都中央区晴海5丁目1-17-323 破産者 アリカーン玲奈 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2857号	東京都福生市加美平2丁目7-16-302 破産者 瓜田 剛輝 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2871号	東京都葛飾区堀切1丁目40-3-105 破産者 佐藤 光一 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2930号	神奈川県横浜市西区西戸部町1丁目92-2-208 破産者 尾川 瞬哉 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2985号	東京都新宿区西新宿7丁目19-8-501 破産者 堤 泰臣 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2992号	東京都品川区南品川2丁目17-35-210 破産者 北村 優太 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3095号	東京都江戸川区上一色1丁目9-5-202 破産者 中島 和行 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3099号	東京都立川市高松町2丁目16-14-202 破産者 谷澤 賢一 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3103号	東京都江東区亀戸3丁目44-5-103 破産者 佐竹直喜雄 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3104号	東京都世田谷区南烏山1丁目4-6-201 破産者 十河 香奈 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3106号 東京都葛飾区金町2丁目21-1-322 破産者辰巳茜 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第421号 栃木県宇都宮市清原台1丁目10番6号 破産者 有限会社松山運送 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第3109号 東京都墨田区亀沢1丁目10-8-501 破産者干場薰 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第583号 栃木県宇都宮市上桑島町1465番地 破産者 有限会社ナック 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第3188号 東京都西東京市芝久保町2丁目17-611 破産者金子良幸 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所熊野支部	令和6年(フ)第599号 栃木県那須烏山市小倉741番地1 破産者 人形の宝春こと小林春男 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第3199号 東京都板橋区徳丸6丁目23-13-402 破産者安永明日香 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松江地方裁判所益田支部	令和7年(フ)第236号 栃木県宇都宮市下荒針町3343番地10百音ハイツ102 破産者鴨志田勇太 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第3250号 東京都板橋区高島平8丁目12-9-501 破産者久保公祐 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和4年(フ)第100号 栃木県足利市伊勢町2丁目9番地30 破産者株式会社キッチントナー 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3251号 東京都板橋区高島平8丁目12-9-501 破産者久保万実	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第387号 宮城県石巻市川口町1丁目7番21号 破産者及川電機株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第762号 埼玉県吉川市木壳2丁目6番5号 破産者株式会社レガーメ 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6283号	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6284号	青森県弘前市大字吉野町2-11 破産者 弘前B R I C K株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7496号	東京都練馬区上石神井2丁目30-16 破産者 長島 可純 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8487号	東京都板橋区中丸町25-2-205 破産者 大野 昆陽 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8821号	東京都渋谷区笹塚2丁目4番10号 破産者 株式会社タイムチャイルド 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8822号	東京都渋谷区本町5丁目17-7-301 破産者 中込 愛夏

1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1099号	東京都板橋区常盤台2丁目28-11-601 破産者 鎌田 尚子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第75号	東京都千代田区麹町1丁目5番地2 破産者 株式会社S I G M A会グループ 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1404号	東京都清瀬市野塩5丁目280-3-103 破産者 松土 翼 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第76号	東京都北区浮間3丁目10番6号 破産者 株式会社ドラン 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1550号	東京都港区白金6丁目9-9-203 破産者 真木龍之介 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第325号	東京都足立区江北1丁目15-3-509 破産者 伊藤加代子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1640号	東京都世田谷区奥沢5丁目11-9-203 破産者 岩井真之介 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第669号	東京都渋谷区渋谷2-19-15 宮益坂ビル ディング609 破産者 M I R A I A G E N T株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1701号	神奈川県横浜市港北区富士塚2丁目28-28-305 破産者 三浦 高裕 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第670号	東京都新宿区市谷仲之町3-7-106 破産者 後藤 政紀 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2461号	東京都稲城市矢野口1724番地 破産者 有限会社美鈴電気工業
		令和7年(フ)第2462号	東京都府中市押立町5丁目9-5-101 破産者 宮倉 弘 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
		令和7年(フ)第2463号	東京都府中市押立町5丁目9-5-101 破産者 宮倉 和子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
		令和7年(フ)第2468号	東京都目黒区目黒本町6丁目17番19号 破産者 株式会社鬼 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
		令和7年(フ)第2469号	東京都世田谷区野沢3丁目21-16-106 破産者 金沢 康行 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
		令和7年(フ)第2625号	東京都足立区梅島2丁目18番13号 グラン シャレー梅島1階 破産者 株式会社東京ライフ 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2626号 東京都葛飾区西亀有4丁目24-13 破産者 橋本 英樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3059号 東京都練馬区練馬2丁目27-17 シャルム 1993 104 破産者 藤本 尚 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2787号 東京都葛飾区新小岩4丁目43-6-105 破産者 高田 光治 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2995号 東京都日野市旭が丘4丁目7-5 シティハイツ日野旭が丘5-305 破産者 吉田 竜也 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2794号 東京都港区三田4丁目12-24-201 破産者 和田 匠 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3002号 埼玉県所沢市くすのき台2丁目14-9-302 破産者 大久保宙生 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2802号 東京都豊島区千早1丁目23-11-101 破産者 瀧石 智章 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3024号 東京都板橋区板橋1丁目48-8-611 破産者 平床 光余 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2870号 東京都葛飾区新小岩2丁目36-8-301 破産者 黒澤 光 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3056号 東京都港区三田5丁目21-10-2A 破産者 齋藤 隆 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第294号 東京都葛飾区立石4丁目9-1-316 破産者 野坂 憲	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3096号 東京都足立区舎人1丁目1-3 トーキョーベータ舎人8-202 破産者 山中 玲央 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2926号 東京都葛飾区立石4丁目9-1-316 破産者 野坂 憲	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3097号 東京都練馬区豊玉北4丁目27-8 平田方201 破産者 倉本 稲子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第294号 東京都国分寺市西町5丁目20-5 レジデンス武蔵野II103 破産者 加藤 裕之	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3098号 東京都練馬区豊玉北4丁目27-8 平田方201 破産者 山中 玲央 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3102号 東京都葛飾区東四つ木4丁目44-2-1006 破産者 玉城彰太郎 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3198号 東京都練馬区豊玉南3丁目6-4 破産者 萩島 裕美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3108号 埼玉県新座市西堀2丁目6-21 破産者 岡安 悠弥 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3151号 東京都江戸川区南小岩7丁目14-14-302 破産者 宮本 修紀 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3131号 東京都江東区亀戸5丁目29-9-101 破産者 白倉 健二 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3155号 東京都江戸川区西一之江3丁目11-4-202 破産者 菊地 剛志 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3132号 東京都墨田区文花1丁目28-36-713 破産者 荒木三千代 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3167号 東京都東久留米市下里4丁目1-41-505 破産者 大津 恒典 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3133号 東京都新宿区大久保3丁目9-5-509 破産者 吉本 智美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3178号 東京都大田区萩中1丁目9-11-203 破産者 山田 澄江 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3138号 東京都台東区柳橋1丁目25-2-303 プラ ウドフラット浅草橋Ⅲ 破産者 神 佑摩(旧姓飯塚)	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3185号 東京都目黒区目黒1丁目3-2-302 破産者 長島 英也 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3273号 東京都板橋区高島平7丁目12-5-303 破産者 岩永 安子	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3275号 東京都杉並区高円寺北3丁目35-23-101 破産者 田浦 佑一 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第98号 愛知県豊橋市浜道町字南側125番地 破産者 The Whole Net 株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年(フ)第287号 愛知県豊川市新豊町1丁目106番地 破産者 アイキューフーズ有限会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第2308号 大阪市淀川区西中島6丁目7番11号小谷第一 ビル8F 破産者 株式会社エコハウスサポート 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第4164号 大阪府豊中市春日町2丁目17番22号 破産者 株式会社清水工業 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1459号 大阪市淀川区宮原5丁目3番40号 破産者 D O - G O 株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第656号 兵庫県尼崎市富松町3丁目4番43-403号 破産者 有限会社リフォルム・デザイン 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第565号 福岡市博多区博多駅前1丁目23番2号P a r k F r o n t 博多駅前1丁目5F-B 破産者 株式会社P I C K S I N C 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和4年(フ)第290号 佐賀市兵庫町大字渕4312番地3シャーメゾンM & Y A 棟 破産者 株式会社S E R A 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第101号 大分市新栄町1番26号 破産者 株式会社大分メディカルサービス 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 愛知県安城市住吉町3丁目3番5号リコットタワー新安城2001	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第148号 鹿児島市花野光ヶ丘2丁目20番3号 破産者 有限会社南日本新聞花野光ヶ丘販売所	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口県周南市大字栗屋156番地の10	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2370号	福岡市東区と白丘1丁目6番3-205号 福岡市営和白丘住宅 破産者 高武 芳子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第234号	福岡市西区今宿青木217番地6 破産者 荒巻 大輔 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第439号	福岡市博多区昭南町2丁目2番27号 第1太陽コープ 203号 破産者 藤田 信彦 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第577号	福岡県筑紫野市塔原東1丁目13番19号 破産者 八重樫 翔 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第659号	福岡市南区井尻4丁目3番5号 ポストハウス303号、前住所福岡市南区玉川町16番13号 レイクス高宮303号 破産者 一木 保男

令和6年(フ)第222号	福岡地方裁判所第4民事部 東京都八王子市元本郷町1丁目24番9号 マンション寿 202号、開始決定時の住所東京都八王子市上柚木3丁目5番地 4-108 破産者 長谷川輝泰 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第44号	相模原市緑区原宿南2丁目25番地1 ツインズ蘭203号室 破産者 小林真由子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第193号	相模原市南区折立町8番20-205号 ハイツキャトルA 破産者 小野 雅弘 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第193号	相模原市南区東林間4丁目19番15号 サンピア東林間203 破産者 近藤 秀祐 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第2376号	福岡県筑紫野市湯町3丁目7番1-503号 破産者 古川富美代 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第132号	福岡市西区下山門団地11番304号 破産者 木下 貞子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第193号	福岡県宗像市陵巣寺1丁目9番28-406号 破産者 力丸 秀夫 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第498号	福岡市南区折立町8番20-205号 ハイツキャトルA 破産者 小野 雅弘 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第157号	相模原市緑区橋本7丁目17番1-506号 破産者 伊藤 康弘 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第175号	相模原市中央区千代田5丁目5番1号 グルワール中村201 破産者 勝田 浩司 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第176号	相模原市中央区千代田5丁目5番1号 グルワール中村201 破産者 村門 真光 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第56号	大阪市東淀川区東中島4丁目1番14号 コンフィデンス檜マンション 602号 破産者 村門 真光 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2433号 福岡市博多区春町2丁目1番19号 サニーフラット南福岡 105号 破産者 烏井TOBACCOこと 烏井 康子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所いわき支部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第356号 福岡市博多区東光寺町1丁目1番8-705号 プローテ東光寺 破産者 末岡 黎(破産手続開始決定時の氏名三宅黎) 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第47号 鹿児島県垂水市牛根境1180番地 破産者 森 弘己 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1036号 宮城県栗原市栗駒稻屋敷宝領東27番地27 破産者 高橋 純 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第155号 仙台市太白区大野田2丁目2番19-1005号 破産者 小泉 点	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島県いわき市小川町高萩字山ノ入220番地の1 破産者 佐藤 基樹	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島県越谷市七左町1丁目129番地1 プリムローズ106 破産者 塚崎 淳
令和7年(フ)第217号 福島県いわき市小川町高萩字山ノ入220番地の1 破産者 佐藤 基樹	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部		

令和6年(フ)第313号	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和6年(フ)第3687号
	大阪府守口市寺方錦通1丁目10番16—102号 破産者 渡邊 悠子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4187号
	大阪府大阪市城東区永田2丁目2—13、開始決定時大阪府大阪市城東区東中浜8丁目3番10号 破産者 しづるフォトこと城東樹脂化工こと 高木 弘仁 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4214号
	大阪市住吉区清水丘3丁目4—2—207、住民票上の住所堺市北区百舌鳥西之町2丁254番地60 破産者 山室 卓也 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第5204号
	大阪市西成区天下茶屋北2丁目7番5号 じきょう 破産者 細川 武則

1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第5219号
大阪府吹田市高野台2丁目1番B42—410号 破産者 Count Downこと 酒井 裕智 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第5346号
大阪府豊中市庄内栄町2丁目4番10—104号 破産者 岸元 将剛 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第5429号
兵庫県三田市高次2丁目20番41号 グリーンハイムA301号、開始決定時大阪府東大阪市足代2丁目7番12号 破産者 大里仏光堂こと 大里 信昭 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第6139号
大阪府大東市扇町5番29号 破産者 TOTAL SIGN ASADAこと 麻田 実 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第13号

和大阪市中央区上町1丁目15番2—301号 破産者 林 智子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1460号
大阪市淀川区宮原5丁目3番40号 破産者 三宅 盤 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第371号
和歌山県岩出市西国分545番地 破産者 上野 賀代 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第3号
和歌山県紀の川市黒土117番地1 破産者 神保 清張 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第36号
和歌山県三次市粟屋町159番地 破産者 高橋 勇治 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第35号

和歌山市新和歌浦6番20号 破産者 山下 叙恵 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第87号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東1163番地 破産者 石井 教夫 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第280号
広島市南区西霞町24番10号 破産者 煙石 将博 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第36号
広島県三次市粟屋町159番地 破産者 高橋 勇治 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所三次支部 令和6年(フ)第35号
徳島県阿南市那賀川町色ヶ島向原94番地1 破産者 平川 一樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(フ)第10号 徳島県阿南市横見町願能地西17番地3 琴江 川マンション2号館201号室 破産者 大下 康裕 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第17号 静岡県三島市文教町2丁目13番64号 ヴィラ 文教102、開始決定時の住所静岡県三島市梅 名47番地の5 破産者 加藤 隆仁 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第4号 福岡市南区長住3丁目65番102号 破産者 岸野 博文 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第247号 北九州市小倉南区湯川新町4丁目16番25号 破産者 宮田 祥伍 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第121号 福岡市博多区築港本町1番9-605号 アク アヒルズ天神東 破産者 宮田 理佐 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第163号 佐賀県三養基郡基山町宮浦1752-4、住民票 上の住所佐賀県鹿島市大字三河内丙1405番地 2 破産者 森田 典昭 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第307号 福岡市西区小戸4丁目5番33-203号 コス モハイツ 破産者 豊岡 好子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第167号 大分市中津留1丁目2番30-1501号 グラン ドバレス中津留 破産者 秀嶋 良昭 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第640号 福岡市早良区南庄1丁目22番23号 カーサ ラッフィナート302号 破産者 廣田 隆史 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島市花野光ヶ丘2丁目34番1号 J・F コーポ302号	令和7年(フ)第149号 鹿児島市花野光ヶ丘2丁目34番1号 J・F コーポ302号 破産者 奥 博幸 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第704号 福岡市南区大楠1丁目26番9-401号 ペス カデリア大楠、前住所名古屋市北区志賀町4 丁目60番地の11 アーバンラフレ志賀12棟 709号 破産者 有薗麻美子	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第52号 鳥取県八頭郡八頭町富枝38番地、旧住所大阪 府交野市天野が原町2丁目13番3号 破産者 松井 敬之 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(フ)第524号 福岡県糟屋郡志免町南里2丁目3番6号 破産者 大塚 希望			

令和6年(フ)第5058号 東京都練馬区豊玉北4丁目30番9号 破産者 サンワインターナショナル株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8577号 東京都墨田区八広4丁目34-12-207 コーポマスダ10 破産者 山下 稜斗 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7688号 東京都品川区八潮5丁目8-47-1207 破産者 金子 恒之 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8803号 東京都足立区新田3-35-21-510、開始決定時の住所東京都渋谷区笹塚2丁目14-15 ヴェルト笹塚ツインI 1004 破産者 紙谷 友広 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8817号 東京都北区十条仲原1丁目26番5号 破産者 株式会社K&Y 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1281号 神奈川県大和市下鶴間655-3-106 破産者 土屋 裕己 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第288号 埼玉県草加市旭町6丁目14番6号 破産者 株式会社アイ出版サービス 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第7696号 東京都大田区田園調布本町29-5 破産者 小林勢津子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第229号 東京都中野区中央3丁目32番2号 クリンネルビル 破産者 恒陽振興株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1783号 東京都羽村市神明台1丁目28-3-205 破産者 中本 純一 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1825号 神奈川県横浜市磯子区岡村8丁目21-19-801 破産者 大森 昭彦 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第5122号 福岡県福岡市中央区清川2丁目13番34号 P R E M I A G E 天神南1001、商業登記簿上の 本店所在地福岡県福岡市中央区清川2丁目13 番34号 破産者 株式会社クロナス九州 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8288号 東京都品川区旗の台5丁目12番4号 破産者 株式会社ブレイン・ストーム 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第229号 東京都中野区中央3丁目32番2号 クリンネルビル 破産者 恒陽振興株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1825号 神奈川県横浜市磯子区岡村8丁目21-19-801 破産者 大森 昭彦 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第5164号 神奈川県小田原市酒匂2丁目2-43 レイモ ンドハウスA棟103、開始決定時の住所東京 都国分寺市新町3丁目20-7 破産者 羽野 賴光 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	
令和6年(フ)第8464号 東京都葛飾区細田1丁目15-16-201 破産者 遠藤 直樹 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1164号 東京都杉並区高円寺北2丁目29番14号 破産者 株式会社サンテオレコーポレーション	令和6年(フ)第576号 栃木県矢板市玉田404番地165 コリーナ矢板 G-1654 破産者 菊地 直人		

令和6年(フ)第8252号 東京都練馬区光が丘2丁目10-2-1101 破産者 石川 竜己 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8827号 東京都杉並区宮前2丁目22番12号 破産者 合同会社ピースフィールド 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8910号 東京都世田谷区松原2丁目39-12-305 破産者 宮川勇こと 叶 勇 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第227号 東京都葛飾区西水元3丁目26-9 和光26-301 破産者 三井 純 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第565号 東京都江戸川区中央2丁目17-18-506 破産者 小島 秀樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1979号 東京都豊島区千川2丁目13-9 破産者 松並 直樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第3642号 大阪市港区波除5丁目8番10号 破産者 関西テクノ株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第100号 大分市新栄町1番26号 破産者 株式会社ワールドオフィス 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大分地方裁判所第1部破産再生係
令和6年(フ)第489号 愛知県豊田市瑞穂町2丁目3番地 ダイアモンド エフ103号 破産者 小瀧 淳一 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
免責許可決定 令和7年(フ)第527号 福岡市東区香住ヶ丘2丁目20番7-212号 ひかりハイツ香住ヶ丘 破産者 恩田 燐夜

1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第686号 福岡市中央区今泉2丁目1番28-205号 日商岩井今泉マンション 破産者 吉武美佐恵 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第696号 福岡市城南区長尾3丁目6番20号 破産者 平川 麻美(旧姓植津) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第699号 福岡市中央区福浜1丁目1番14-1014号 市営福浜住宅14棟 破産者 猪口 大貴 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第709号 福岡市南区三宅1丁目5番20号 J Oビル205号 破産者 松尾 鈴子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第715号 福岡県宗像市自由ヶ丘南1丁目16番地6 破産者 池田 沙和 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第720号 福岡県朝倉市甘木1158番地2 カーサグランデ303号 破産者 狩俣 聖哉 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第721号 福岡県朝倉市甘木1158番地2 カーサグランデ303号 破産者 狩俣 舞(旧姓後藤) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第757号 福岡県福津市勝浦450番地 破産者 工藤 純介 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第783号 福岡県大野城市山田4丁目15番17号 フローラル山田101号 破産者 廣井 和也 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第206号 相模原市中央区田名4135番地1 スリージェ103 破産者 岩間富士男 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第56号 静岡県富士市森下39番地の2 A D V A N C E 1-202号 破産者 松室 健二 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第71号 静岡県富士市今泉3242番地の9 破産者 三好 則子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第74号 静岡県富士宮市三園平895番地の2 マ・メゾンII A 201、前住所静岡県富士宮市内野979番地の2 破産者 法師人龍史 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第79号 静岡県富士市石井164番地の21 破産者 遠藤 裕二 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第81号 静岡県富士市横割3丁目1番1号 三久マンション608号 破産者 望月 春男 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第10号 三重県南牟婁郡御浜町大字志原1822番地7 2号室 破産者 小嶋 信二 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所熊野支部 令和7年(フ)第182号 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲620番地 サニーコート舟田A204号 破産者 堀江 萌里(旧姓八尋) 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第497号 福岡市博多区山王1丁目2番26号 山王ハイツ 206号 破産者 中川 和正 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第516号 福岡県糟屋郡志免町片峰1丁目2番11-203号 破産者 小林 夏樹	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第518号 福岡市城南区南片江2丁目30番5-101号 エストレーノ・サクラ 破産者 八尋 里美(旧姓高木) 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第546号 福岡市博多区新和町1丁目10番11-605号 エバーライフ南福岡 破産者 椎葉久美子(旧姓中川) 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第583号 福岡市中央区六本松2丁目2番8-403号 ジェンティーレ六本松II 破産者 今村 リエ 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第646号 福岡市中央区平和3丁目9番6号 E S T A S平和203号 破産者 嶋中 善明 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第656号 福岡市城南区神松寺3丁目10番1-209号 市営片江団地1棟 破産者 渕上 博美 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第667号 福岡市南区井尻1丁目8番3-301号 セジュール・D IV、開始決定時の住所福岡市東区千早5丁目21番18号 ステイトリー香椎303号 破産者 林 翔馬	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第674号 福岡市早良区原団地15番201号 破産者 久保田陽子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第675号 福岡市早良区原団地15番201号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東雲町1丁目4番12号 第1スカイハイツ 201号 破産者 久保田七実 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第679号 福岡県太宰府市宰府5丁目26番17号 パディ・ハウス三浦2 201号 破産者 三分一聰明 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第725号 福岡市中央区荒戸1丁目7番16-607号 ダイナコート西公園トレンドウ 破産者 赤田絵里子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第735号 代替住所A(従前住所 北九州市小倉北区長浜町13-12 リファレンス小倉北601) 破産者 宮澤愛衣麗(旧姓山田) 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第197号 札幌市西区二十四軒3条5丁目8番23-503号 破産者 清水 繁樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第356号 札幌市東区北33条東14丁目2番18-307号 破産者 堀 京介 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第768号 福岡県朝倉郡筑前町栗田1351番地1 コーポ桜木 201号 破産者 加藤光太郎 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第798号 福岡市東区和白2丁目1番29-205号 セイントヴィラ和白II 破産者 三宅 正行 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第102号 沖縄県那覇市字仲井真137番地 大幸アパート301 破産者 亀川 仁史 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年(フ)第53号 札幌市西区発寒4条5丁目1番18号 アーバンサイド103号 破産者 三浦 利樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第197号 札幌市西区二十四軒3条5丁目8番23-503号 破産者 清水 繁樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第356号 札幌市東区北33条東14丁目2番18-307号 破産者 堀 京介 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
--	--	--	---

令和7年(フ)第494号
札幌市北区北35条西7丁目1番2-303号
破産者 田中 文祥
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第531号
札幌市東区北26条東15丁目1番45-305号
破産者 高山 正美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第542号
札幌市豊平区西岡4条2丁目10番7号 プロ
スト西岡101号
破産者 今野 真弓
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第603号
札幌市手稲区曙12条1丁目6番4-701号
破産者 阿部久美子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第648号
札幌市白石区栄通17丁目8番25-202号
破産者 杉目 玲哉
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1号
北海道留萌市住之江町4丁目55番地
破産者 川崎美榮子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所留萌支部

令和7年(フ)第130号
青森市栄町2丁目6番6号 コーポ栄町102
号
破産者 奥崎 恵子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第31号 岩手県北上市大曲町9番3号コスモスハイツ206号、旧住所秋田県横手市平鹿町浅舞字上蔣沼115番地7
破産者 藤王 翔平
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第21号 秋田県能代市河戸川字前山24番地おかえりホーム
破産者 鎌田 猛
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第22号 秋田県能代市字西赤沼14番地4 島田病院
破産者 西村 憲二
法定代表人成年後見人 大庭 秀俊
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第42号 福島県いわき市高倉町田ノ作33番地
破産者 鈴木 和一
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第576号 栃木県矢板市玉田404番地165 コリーナ矢板G-1654
破産者 菊地 直人
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第599号 栃木県那須烏山市小倉741番地1
破産者 人形の宝春こと 小林 春男
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第236号 栃木県宇都宮市下荒針町3343番地10 百音ハイツ102
破産者 鴨志田勇太

1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第41号
栃木県足利市通2丁目6番地21 サンコモード502、前住所神奈川県大和市西鶴間2丁目17番8号 サングロリア204号
破産者 泉谷こと 高松 茂樹
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第42号
栃木県足利市鹿島町1125番地22
破産者 渡邊 和寿
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第45号
栃木県足利市朝倉町3丁目34番地5
破産者 廣瀬 立子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第46号
栃木県佐野市石塚町1396番地2、前住所栃木県佐野市赤見町3140番地16
破産者 本吉 未佳
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第109号
群馬県藤岡市本郷1982番地2
破産者 庄田登志子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第565号
埼玉県川口市差間2丁目31番19号 グランドハイツ金子B 201号
破産者 飯島 幸衛
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第575号
さいたま市浦和区大東3丁目24番3号 三宝
ハイツ 103
破産者 宇津木和也
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第585号
埼玉県戸田市本町1丁目21番13-1204号
破産者 石田壮一郎
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第617号
埼玉県新座市北野2丁目15番13号
破産者 村井 玲王
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第637号
さいたま市南区南本町1丁目10番18号 フォ
アウインズ南本町103
破産者 伊藤恵美子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第639号
埼玉県川口市柳崎4丁目6番24号 ヤシの家
破産者 橋本 守
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第641号
埼玉県川口市芝5丁目3番16号 末広荘102
号
破産者 山田輝美江
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第653号
埼玉県川口市飯塚3丁目10番36号 イースト
ハウス201号、旧住所埼玉県川口市本町2丁
目10番18-307号 ワイズフラット
破産者 柴田 公彦
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第658号
さいたま市大宮区桜木町4丁目900番地1
桜木サンワビル301、旧住所千葉県東金市田間3丁目52番地3
破産者 渡邊 鷹大
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第660号
さいたま市緑区東浦和5丁目12番地22 東浦和シティハイツ302、旧住所さいたま市桜区大字下大久保849番地 ファミーユサカエA 102
破産者 高橋 弘昭
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第665号
埼玉県川口市大字安行藤八723番地 川口安行ウイスティア103号
破産者 工藤 健司
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第668号
埼玉県川口市芝下3丁目20番39号 ウィスティア 302号
破産者 平山 和子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第673号
埼玉県蕨市錦町2丁目19番33号 プレスティージュ301号
破産者 萩原 早苗
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第678号
さいたま市南区鹿手袋3丁目6番8号 田口コープ103
破産者 蕨島 愛子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第679号
さいたま市桜区栄和2丁目25番29号
破産者 平井百合子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第681号
埼玉県新座市畑中1丁目13番5号 エスボーワール畑中403号室
破産者 今村 里奈
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第682号
埼玉県志木市上宗岡2丁目18番2-401号
破産者 小林久仁子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第746号
さいたま市北区日進町2丁目1090番地2 日進パレス103
破産者 中里 和子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第771号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地2-38-403
破産者 小島 太
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第149号
埼玉県富士見市鶴馬1丁目11番17-106号
破産者 坂本 広一
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第233号
埼玉県坂戸市仲町12番12号 ヴェルディオ坂戸306号室
破産者 岡本 光司

1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第250号
埼玉県坂戸市千代田1丁目4番4-3号
破産者 郷田真由美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第251号
埼玉県坂戸市千代田1丁目4番4-3号
破産者 郷田 龍人
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第277号
埼玉県川越市むさし野南31番地12
破産者 菅原 亮
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第288号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町5丁目9番17-105号
Studio M 弐番館、前住所埼玉県比企郡小川町東小川4丁目10番地3
破産者 古家 美穂
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第295号
埼玉県所沢市南住吉16番16-101号 マイトピア所沢
破産者 寺島コマツ
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第305号
埼玉県狭山市大字水野764番地の24
破産者 降田 豊
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第310号
埼玉県所沢市並木8丁目1番地1-810
破産者 木俣 朝勝
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第323号
埼玉県所沢市美原町3丁目2944番地の13 煉瓦館トワゾー201
破産者 原田 逢生
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第362号
埼玉県川越市大字下新河岸100番地17
破産者 平野 晓也
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第63号
千葉県君津市中野5丁目10番33号 102
破産者 鶴田 幹夫
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第66号
千葉県君津市泉232番地2
破産者 稲益 聖一
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第71号
千葉県君津市南久保1丁目7番20号 C
破産者 中村 恵一
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第177号
相模原市中央区相模原3丁目1番14号 ステップ1205
破産者 脇 昌美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第251号
相模原市南区東林間4丁目16番1号 ノア東林間101
破産者 山下 健吾
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第28号
富山市金代349番地 P L A Z A 金代317号
破産者 仁木 雅晴
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第36号
富山市金代406番地 フローラス富山102号
破産者 上田由香里
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第45号
富山市藤木3001番地 スマイル ジャスト
204号
破産者 A s o b i こと 山本 遊
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第138号
愛知県刈谷市稻場町2丁目701番地 稲場マ
ンション102号
破産者 降旗 政明
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第161号
愛知県豊田市伊保町の場45番地1 ディアス
の場B-203号、申立時の住所愛知県豊田市
永覚新町3丁目15番地13 ベルメイルA
102号
破産者 山本 健司
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第199号
愛知県岡崎市稻熊町字8丁目165番地 グ
ループハウス柚月 209、前住所愛知県新城
市庭野字上ノ平43番地2
破産者 小林 隆秀

1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第203号
愛知県岡崎市明大寺町字河原14番地 明和ハ
イツ 102
破産者 速水 昌子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第204号
愛知県西尾市伊藤3丁目1番地2 ハート
ホームS102号室
破産者 小林 祐香
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第209号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢4番地1 生活
訓練事業所あい、前住所愛知県岡崎市森越町
字河原46番地 めぞんリバーサイド 202
破産者 宮戸 亮太
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第234号
愛知県刈谷市宝町7丁目55番地
破産者 田原 碧(旧姓阿部)
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第20号
兵庫県川西市錦松台25番22号
破産者 樽本 一男
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第21号
兵庫県川西市錦松台25番22号
破産者 樽本 啓子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第63号
兵庫県川西市花屋敷1丁目1番22-403号
破産者 山本 文恵

1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第226号
兵庫県芦屋市春日町6番20号302
破産者 加藤真粧美こと JUNG JIN J
ANG M I (鄭真粧美)(旧姓小笠原)

1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第241号
兵庫県西宮市上田東町4番79-609号、前住
所大阪市福島区鷺洲3丁目1番4-301号
破産者 上谷スミ子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第71号
神戸市西区王塚台1丁目79番地 王塚東シ
ティコート308号
破産者 L a L a L a こと 小田 正幸
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第16号
和歌山県岩出市山521番地の1 (A-202号)
破産者 大家 君枝
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第81号
和歌山県有田市宮原町新町298番地1 県営
住宅宮原団地1号棟2階12号
破産者 前嶋 利宣
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第84号
和歌山市西庄509番地38、前住所和歌山市西
庄509番地31
破産者 長谷川由真(旧姓岩崎)
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第100号
和歌山県海草郡紀美野町下佐々1237番地
破産者 尾崎 政人
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第102号
和歌山市新中通1丁目34番地 シティハイツ
ニューロード503号
破産者 岩佐 浩伸
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第104号
和歌山市神前171番地1 ファンシェット神前201号
破産者 森 恵三
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第7号
鹿児島県大島郡瀬戸内町清水14 シーサイドヴィレッジ清水、(申立時の住所兼住民票上の住所)島根県益田市常盤町2番34号ヤマトビル3F、(住民票上の前住所)広島県東広島市黒瀬町橋原633番地3 モーデⅡ101号
破産者 山崎 幸太
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部
令和7年(フ)第38号
長崎県諫早市多良見町市布1408番地3 モダンバラツツオ多良見IC203号
破産者 深艸 元輝
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年(フ)第39号
長崎県諫早市新道町186番地2
破産者 池邊小百合(旧姓田中)
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年(フ)第41号
長崎県大村市小路口町328番地5 竹松アパートB1棟3号、前住所長崎県大村市富の原1丁目1464番地1 かけひらマンション303
破産者 山口 博子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第124号
大分市大字横尾3935番地の7 第3コーポ石田5-C
破産者 稚田 幸徳
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第137号
代替住所A(旧住所 大分県別府市朝見1丁目4番37号)
破産者 高橋 菜奈
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第140号
大分市古国府3丁目10番8-408号 クロスロード
破産者 高橋 啓二
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第153号
大分県別府市大字内竈1256番地の7 市営亀川住宅A棟104号
破産者 福田 稔
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第165号
大分市萩原1丁目4番28-406号ヴェルジュ萩原
破産者 後藤 和昭
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第176号
大分市寺崎町1丁目6番32号レジデンス寺崎3-101
破産者 藤澤 和美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第180号
大分県別府市大字鶴見4035番地の7 県営扇山東住宅2A-1-11号
破産者 是永 俊六
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第151号
鹿児島市宇宿3丁目38番19号 上山ハイツ305号、前住所鹿児島市和田1丁目5番3号第6シティハイツ203号
破産者 今村 祐輔
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第163号
鹿児島市西田2丁目7番8号 Y'sビルⅠ503号
破産者 山中美和子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第171号
鹿児島市東佐多町2234番地5 東佐多住宅1205号、前住所鹿児島市郡山町1251番地1
破産者 藤井 郁美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第186号
鹿児島市桜ヶ丘5丁目32番地17 コーポサンライズ201号
破産者 鮫島 豪
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第187号
鹿児島市宇宿1丁目1番1号 バーシティ宇宿208号
破産者 川野 照美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第50号
鹿児島県鹿屋市串良町有里4500番地6
破産者 高松 優子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第67号
北海道勇払郡安平町追分中央1番地39 追分中央公営住宅 B棟201号室、申立時の住所北海道上川郡美瑛町字美馬牛第2(申立時の住民票記載の住所)北海道勇払郡安平町追分若草1丁目45番地 若草アパートB棟 201号室
破産者 佐々木千里(旧姓富永)
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第39号
北海道帶広市清流西4丁目10番地6
破産者 池下 雄基
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第51号
北海道帶広市白樺16条東12丁目1番地 サクラメント3号室
破産者 石毛 司
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第60号
北海道帶広市東12条南4丁目1番地28 春日ハイツ・サン305
破産者 後藤 直樹
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第50号
北海道紋別郡湧別町中湧別北町30番地の6
花園団地C-3
破産者 田澤 実孝
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第44号
 青森県五所川原市字蓮沼14番地 市営住宅
 10-8、旧住所青森県五所川原市中央1丁目
 9番地
 破産者 山田 洋子
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第100号
 岩手県大船渡市末崎町字大浜382番地
 破産者 尾崎 春菜
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第24号
 山形県米沢市館山5丁目1番29号
 破産者 鈴木ひとみ
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第39号
 山形県西置賜郡白鷹町高岡1070、住民票上の
 住所山形県西置賜郡白鷹町大字高玉3825番地
 2
 破産者 佐藤 里美
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第5号
 福島県郡山市富久山町福原字陣場57番地の11
 エクセラントゥール201号、前住所福島県相
 馬市小泉字根岸293番地の1 GRAN T
 REE III101号室
 破産者 二俣 優子
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第53号
 福島県いわき市平下平窪字四左工門内54番地
 の2 リバーサイド・スワンA202、開始決
 定時の住所福島県会津若松市八日町8番22号
 アグリーアブル103
 破産者 佐藤ひろみ
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第57号
 福島県いわき市平字作町1丁目4番地の13
 第2石崎アパート1F西
 破産者 橋本 啓次
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第161号
 茨城県水戸市河和田2丁目17番地の7
 破産者 佐藤 俊子
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第81号
 茨城県つくばみらい市狸穴1395番地46 介護
 付き有料老人ホーム ハートワンつくばみら
 い、前住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚
 1421番地
 破産者 秋山 洋治
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第73号
 群馬県館林市大街道2丁目6番5号
 破産者 石神 栄理
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第81号
 群馬県太田市鳥山下町709番地5 ラウルス
 21-203号
 破産者 平井由美子
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第83号
 群馬県太田市大原町398番地23、前住所群馬
 県桐生市境野町7丁目1819番地の7
 破産者 速度 隆一
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第84号
 群馬県太田市西新町76番地13
 破産者 江口 理佳
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 前橋地方裁判所太田支部

令和5年(フ)第430号
 東京都日野市大坂上3丁目11-1 都営日野
 大坂上3丁目アパート11-306、開始決定時
 の住所東京都府中市多磨町1丁目12-1-
 102
 破産者 渡辺 武啓
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6251号
 東京都品川区大井6丁目11-4
 破産者 高橋美津保
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1422号
 東京都葛飾区細田3丁目9-15-504
 破産者 菅原エリー(旧姓高野)
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2381号
 東京都杉並区堀ノ内1丁目5-1-208
 破産者 森 友美(旧姓渡邊・赤井)
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2123号
 東京都府中市若松町1丁目9番地の11ペレ
 サ東府中102
 破産者 土屋 博臣
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第41号
 東京都八王子市越野23番地4 めぞん一刻308
 号
 破産者 服部 匠
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第178号
 東京都武蔵野市境南町4丁目21番15号コ
 ポ・ハープ203
 破産者 田中 瞳
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第287号
 東京都府中市若松町4丁目38番地の14
 破産者 秋山 浩平
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第335号
 代替住所A(旧住所 埼玉県川口市元郷3丁
 目4番13号フェリシダー101号)
 破産者 本田 詩織(旧姓高畠)
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第517号
 東京都立川市羽衣町3丁目12番5号グラン
 ドール小川101号
 破産者 前田 一美
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第539号
 東京都東久留米市本町3丁目5番11号オレン
 ジハピネス201
 破産者 辻川 昌美
 1 決定年月日 令和7年7月22日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第574号 東京都立川市曙町1丁目25番5号ミルト・ヴェーレ301号、破産手続開始申立時の住所 東京都西多摩郡瑞穂町南平2丁目54番地43E フェリーチェ202号 破産者 川鍋 直子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第101号 石川県河北津幡町字南中条6号22番地6 破産者 上乗みつき 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1518号 大阪市西区南堀江1丁目5番8号 502 破産者 中島 智徳 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第102号 奈良県生駒市辻町243番地16 東生駒コ一ボ B棟 101 破産者 勝間由美子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第179号 神奈川県厚木市及川2丁目23番27号 サンリットエアリー102 破産者 石橋 純 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第163号 静岡県三島市梅名379番地の1 ウィンフィールド202 破産者 栗原 正夫 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第1688号 大阪府守口市八雲西町1丁目11番1-203号、前住所大阪府門真市三ツ島2丁目20番5-105号 破産者 高橋 桃華(旧姓古川) 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第109号 奈良市西登美ヶ丘2丁目F9番408号 破産者 酒井 謙 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第221号 相模原市中央区共和3丁目9番24号 リバーハイツII103 破産者 鈴村かすみ 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第266号 京都市下京区河原町通正面にある万屋町322番地 ライオンズマンション京都河原町第2704 破産者 森田 豊喜 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第37号 兵庫県小野市大島町1501番地ザ・ニューブライト大島C号 破産者 平井 海渡 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所社支部	令和7年(フ)第49号 鳥取県米子市熊党186番地 レオパレスメルベーコII206号 破産者 今野 美琴 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第224号 神奈川県座間市相模が丘3丁目7番26号 ファミール相模が丘102号 破産者 高橋しのぶ(旧姓奥津) 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第397号 京都市伏見区醍醐南西裏町10番地2 グループホームセルン醍醐、前住所京都市伏見区醍醐と泉町90番地グランシャリオB棟202号 破産者 山手 雄希 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第9号 奈良県桜井市大字大福933番地 破産者 中西 美樹 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第51号 鳥取県米子市西福原7丁目7番19号 202号 破産者 西村蓮汰郎 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第153号 新潟市西区内野町1108番地 カナルハウスII 201 破産者 多田 彩華 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第407号 京都市南区久世殿城町38番地 第二若葉荘202 破産者 北川 兼美 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第20号 奈良県天理市櫟本町1600番地 天理県営住宅B02棟104号 破産者 磯部かんな 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第53号 鳥取県米子市米原8丁目4番59号 破産者 高橋 雅樹 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第77号 石川県野々市市二日市2丁目59番地 プラドール雅101号、従前の住所石川県野々市市田尻町52番地 破産者 泉 勝人 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1046号 大阪府豊中市庄内幸町2丁目23番26号 破産者 佐藤 千夏(旧姓藤村・勝元) 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第87号 奈良県大和郡山市小泉町1402番地1 サニーシャトウF201号室 破産者 新谷 展明 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第647号 岡山市南区新保1324番地 メゾンウィスパー1号棟206 破産者 渋山 森重 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第24号 岡山市北区野田1丁目1番36号 グランデール野田710 破産者 遠藤奈津美 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第89号 奈良市帝塚山3丁目8番9号 破産者 佐野 鳩将 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第24号 岡山市北区野田1丁目1番36号 グランデール野田710 破産者 遠藤奈津美 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第24号 岡山市北区野田1丁目1番36号 グランデール野田710 破産者 遠藤奈津美 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第124号	岡山市中区藤崎463、住民票上の住所岡山市南区並木町1丁目10番9号 ニコニコビル403 破産者 杉山 明文 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第179号	岡山市東区西大寺射越388番地7 破産者 三鳴小百合 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第181号	岡山市北区辰巳18番地108 ラシェールB201 破産者 高野 麻衣 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第196号	岡山市中区神下468番地 東岡山B 市営住宅2-101 破産者 石本 浩徳 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第204号	岡山市北区今6丁目14番10号 プレアール今303号 破産者 近澤 幸次 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第214号	岡山市北区内山下1丁目10番20号 606 破産者 酒巻 大輔 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第224号	岡山県高梁市川上町 騰 数1321番地 破産者 岩渕 貞利 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第225号	岡山県倉敷市林253番地1 サンフェリーチェ105 破産者 熊本 華衣 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第239号	広島市佐伯区三宅5丁目382番地1 101、開始決定時の住所広島市佐伯区五日市駅前2丁目13番25-102号 破産者 木坂 莉菜 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第28号	山口市下小鰐4039番地10 144号 破産者 上野 裕美 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第89号	愛媛県松山市南吉田町1363番地5 ドルチエ・ヴィータ103号 破産者 佐藤 彰次 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第25号	佐賀県武雄市若木町大字川古5858番地1 破産者 橋渡 恵美 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第31号	佐賀県西松浦郡有田町上山谷乙1075番地 破産者 福島 直記 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第32号	佐賀県西松浦郡有田町上山谷乙1075番地 破産者 福島 晶子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第39号	佐賀県西松浦郡有田町黒川甲1784番地2 破産者 篠原 君江 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第40号	佐賀県藤津郡太良町大字大浦己1147番地52 破産者 栗原利枝子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部
小規模個人再生による再生計画認可	
令和6年(再イ)第42号	茨城県常陸大宮市野中町3275-13 再生債務者 あつまや泉店こと 宇留野謙二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年(再イ)第285号	令和7年7月18日 水戸地方裁判所
令和7年(再イ)第8号	福岡市南区長住3丁目2番25-301号 再生債務者 城山 順伸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第5号	令和7年7月17日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(再イ)第18号 福岡市東区箱崎1丁目28番3号 再生債務者 森王 義浩 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第14号	令和7年7月14日 福岡地方裁判所第4民事部
鹿児島県霧島市国分湊2番地2 再生債務者 前原 弘文 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係	令和7年7月14日

令和6年(再イ)第464号 大阪市鶴見区諸口3丁目5番16-310号 再生債務者 玉木 久美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(再イ)第13号 相模原市中央区横山台1丁目7番6号 ソレイユF号室 再生債務者 千代島秀人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所相模原支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(再イ)第14号 福岡県宗像市自由ヶ丘南3丁目3番地14 再生債務者 伊福 勇志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 福岡地方裁判所第4民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第26号 富山市水橋中村734番地1 再生債務者 牧野 豊 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 富山地方裁判所民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第86号 福岡市南区大楠3丁目3番8号 アベニュー 大楠505号 再生債務者 田島 翔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 福岡地方裁判所第4民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第1号 大阪市都島区御幸町2丁目2番10号 再生債務者 石田 和久 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第2号 大分県国東市国東町安国寺681番地7 再生債務者 小笠原 崇 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月22日 大分地方裁判所杵築支部再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第7号 相模原市南区下溝2623番地16 再生債務者 濱 和成 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月17日 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(再イ)第4号 群馬県高崎市八幡原町1113番地3 再生債務者 小池 瑞世	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(再イ)第4号 岡山県津市大田39番地1 ヒロタサンボートⅢ203号室 再生債務者 野村 直助	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月22日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第10号
富山市高畠町1丁目10番67-201号 グラン
ドコートII
再生債務者 内田 哲郎
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月17日 富山地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第3号
香川県観音寺市柞田町甲973番地2
再生債務者 西川 香織
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月22日
高松地方裁判所観音寺支部
令和7年(再イ)第23号
北海道江別市元町3番地の10
再生債務者 谷内 晃央
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第48号
札幌市西区西野3条5丁目2番1-202号
再生債務者 奥村 勤
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第5号
北海道北斗市七重浜2丁目14番48-102号
Shine
再生債務者 駿河由加理

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月22日 函館地方裁判所
令和6年(再イ)第16号
茨城県北茨城市中郷町下桜井974番地47
再生債務者 村山 雅美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
水戸地方裁判所日立支部
令和7年(再イ)第4号
静岡県三島市徳倉3丁目28番15号
再生債務者 宮代 佑亮(旧姓菊池)
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(再イ)第78号
福岡市博多区那珂3丁目21番24-202号 K
1 リバーサイド御笠
再生債務者 竹田 直輝
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第5号
山形県米沢市春日3丁目6番19号
再生債務者 泉谷 勝広
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日 山形地方裁判所米沢支部

令和6年(再イ)第10号
栃木県真岡市亀山3丁目23番地17(前住所)
栃木県真岡市高勢町3丁目127番地高勢町待
機宿舎201号
再生債務者 塩崎 茂
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
宇都宮地方裁判所真岡支部
令和7年(再イ)第27号
埼玉県狭山市狭山台2丁目9番地の9
再生債務者 中野 啓祐
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第40号
愛知県半田市亀崎町1丁目84番地の6
再生債務者 荒木 大輔
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第67号
愛知県海部郡大治町大字長牧字中道27番地の
5
再生債務者 鈴木 遥翔

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月18日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第2号
松江市上本庄町381番地3
再生債務者 CHON KYONG TE 田
京太(通称中林京太)
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月22日
松江地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第1号
熊本市東区月出2丁目4番47号
再生債務者 廣崎久美子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月22日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第3号
熊本市北区大窪5丁目6番5号
再生債務者 和田 浩二
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月22日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
経済産業省共済組合定款の一部変更について
経済産業省共済組合定款(平成13年3月30日制定)の一部を次のように変更する。
令和7年7月1日
経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣 武藤 容治
第4条第2項中「国立研究開発法人産業技術総合研究所運営統括本部DEI人事部長」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所研究環境整備本部ベネフィット推進部長」に改める。
附 則
この変更は、令和7年7月1日から施行する。

令和6年度経済産業省共済組合の決算に関する公告

令和7年8月4日

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省共済組合

1 短期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	2,950	流動負債	81
		固定負債	930
		剩 余 金	1,939
合 計	2,950	合 計	2,950

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	11,494	経常収益	10,632
特別損失	0	特別利益	65
		当期損失金	797
合 計	11,494	合 計	11,494

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	87	流動負債	29
固定資産	13	剩 余 金	71
合 計	100	合 計	100

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	49	経常収益	46
		当期損失金	3
合 計	49	合 計	49

3 保健経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	560	流動負債	15
		剩 余 金	545
合 計	560	合 計	560

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	267	経常収益	305
当期利益金	38		
合 計	305	合 計	305

4 医療経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	478	流動負債	11
固定資産	1	剩 余 金	468
合 計	479	合 計	479

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	88	経常収益	91
当期利益金	3		
合 計	91	合 計	91

5 貯金経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	18,191	流動負債	49,789
固定資産	32,544	剩 余 金	946
合 計	50,735	合 計	50,735

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	351	経常収益	433
当期利益金	82		
合 計	433	合 計	433

6 貸付経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	517	流動負債	3
固定資産	733	剩 余 金	1,247
合 計	1,250	合 計	1,250

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	66	経常収益	22
特別損失	1	当期損失金	45
合 計	67	合 計	67

7 財形経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
固定資産	53	固定負債	53
合 計	53	合 計	53

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
経常費用	1	経常収益	1
合 計	1	合 計	1

令和6年度日本鉄道共済組合の決算に関する公告

令和7年8月4日

神奈川県横浜市中区本町6-50-1
日本鉄道共済組合

1 長期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	3,404	流動負債	0
固定資産	123,272	剩 余 金	126,676
合 計	126,676	合 計	126,676

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	37,856	経常収益	38,585
特別損失	0	特別利益	2
当期利益金	731	当期損失金	0
合 計	38,587	合 計	38,587

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	90	流動負債	8
固定資産	401	固定負債	9
合 計	492	剩 余 金	475
合 計	492	合 計	492

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	350	経常収益	350
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	350	当期損失金	0
合 計	350	合 計	350

上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消の公告

令和7年7月中の上場会社等監査人名簿への登録又は登録抹消を受けた公認会計士・監査法人は、次のとおりにつき、公認会計士法第34条の34の11の規定により公告する。

令和7年8月4日

日本公認会計士協会

[登録]

登録者名称

登録年月日

登録番号

よあけ監査法人

令和7年7月1日 第3119号

[登録抹消]

(該当事項なし。)

弁理士登録公告

令和7年7月16日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録

月 日	登録番号	氏 名
7月16日	23745	瀬良 聰機
7月16日	23746	原田 隆興

登録抹消

年月日	登録番号	氏 名	事 由
令和7年3月26日	10600	正林 真之	死亡抹消

令和7年6月30日	8384	前田 実	申請抹消
-----------	------	------	------

令和7年6月30日	9285	山下 亮一	申請抹消
-----------	------	-------	------

令和7年6月30日	10213	小山 尚人	申請抹消
-----------	-------	-------	------

令和7年6月30日	11350	鈴木 一弘	申請抹消
-----------	-------	-------	------

令和7年7月1日	23415	岡田 滋美	申請抹消
----------	-------	-------	------

令和7年7月16日	8508	伊藤 高英	退会処分(滞納)
-----------	------	-------	----------

令和7年7月16日	13469	川村 武	退会処分(滞納)
-----------	-------	------	----------

令和7年7月16日	21708	谷 史郎	退会処分(滞納)
-----------	-------	------	----------

令和7年8月4日	日本弁理士会		
----------	--------	--	--

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1 処分をした弁護士会 東京弁護士会

2 処分を受けた弁護士

氏 名 小松 健治

登録番号 38273

事務所 東京都千代田区紀尾井町3-29

紀尾井町第二山本ビル2階

フォートレス法律事務所

3 処分の内容 戒告

4 処分が効力を生じた年月日

令和7年7月15日

令和7年7月18日 日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、身長160cm、推定50歳から60歳代

上記の者は、令和6年8月20日午前10時0分、東京都練馬区北町5丁目5番6のアパート内で倒れているところを発見されました。死亡日時は令和6年8月19日未明頃です。身元を確認できる親族がおらず、本人の特定に至らなかったため、当区がご遺体を火葬に付し、ご遺骨を保管しております。お心当たりの方は、練馬区福祉部生活福祉課管理係までお申し出ください。

令和7年8月4日

東京都 練馬区長 前川 翔男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、30歳代(推定)の男性

上記の者は、令和7年6月30日午後9時、柏崎市大字笠島802番地東日本旅客鉄道株式会社笠島駅から西方550メートルの海岸で発見されました。

死亡年月日は死後数か月から1年以内と認められます。死亡場所は不明。死因不詳。遺体は身元不

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1 処分をした弁護士会 東京弁護士会

2 処分を受けた弁護士

氏 名 小松 健治

登録番号 38273

事務所 東京都千代田区紀尾井町3-29

紀尾井町第二山本ビル2階

フォートレス法律事務所

3 処分の内容 戒告

4 処分が効力を生じた年月日

令和7年7月15日

令和7年7月18日 日本弁護士連合会

明のため、令和7年7月16日火葬に付し、遺骨を柏崎市の施設に収蔵・保管していますので心当たりの方は、柏崎市環境課環境保全係まで申し出てください。

令和7年8月4日

新潟県

柏崎市長 櫻井 雅浩

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・死亡日時不詳、身長約176センチメートルの身元不明男性

上記の者は、令和7年3月9日に静岡市葵区屋形町36番地の7川崎整体院にて発見された全身骨格標本様であり、海外から輸入された人骨を使用した骨格標本である蓋然性が極めて高いものの、当該標本の購入事実が確認できなかったことから、身元不明の遺体として警察署に通報がありました。

身元不明のため、静岡市が静岡中央警察署から遺体の引渡しを受け、静岡市静岡斎場において火葬し、愛宕靈園(静岡市営墓地)にて遺骨を安置しました。心当たりの方は静岡市葵福祉事務所までお申し出ください。

令和7年8月4日

静岡県

静岡市長 難波 喬司

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の年齢推定20~40歳程度の男性

上記の者は、令和7年5月12日午後9時31分頃に静岡市葵区相生町23番3号相生町第2踏切から東方33メートル地先静岡鉄道株式会社線路内にて死亡。

身分証等不所持であり身元不明のため、静岡市が静岡中央警察署から遺体の引渡しを受け、静岡市静岡斎場において火葬し、愛宕靈園(静岡市営墓地)にて遺骨を安置しました。心当たりの方は静岡市葵福祉事務所までお申し出ください。

令和7年8月4日

静岡県

静岡市長 難波 喬司

解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都渋谷区神宮前二丁目一三番一八号

イーロックジャパン株式会社

代表清算人 奉 基嘉

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都杉並区永福四丁目一九番一〇号ユニ

オントウロワ三一〇 株式会社シーリー

代表清算人 泉 義彦

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都杉並区下高井戸三丁目二〇番一八号

持株会承継機構有限会社

清算人 中川 秀宜

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都三鷹市大沢一丁目一一番三号

原田機工株式会社

代表清算人 原田裕美子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都葛飾区柴又五丁目一七番四号

株式会社ザ・ベストプランニング

代表清算人 木村 金蔵

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都杉並区永福四丁目一九番一〇号ユニ

オントウロワ三一〇 株式会社シーリー

代表清算人 泉 義彦

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日存続期間満了により令和七年八月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号東京

ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタ

ワード東ソーリ株式会社内

公益財団法人東ソーリ奨学会

代表清算人 江守新八郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都千代田区富士見一丁目七番五号

株式会社玄黄社

代表清算人 岩田ヤエ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号西新

宿三井ビルディング三階

東京ビジコン株式会社

代表清算人 渡辺 博

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都中央区京橋二丁目七番一九号

一般社団法人アセツトファインанс福岡

橋A1ビル四階

エターナル・ホールディング株式会社

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日存続期間満了により令和七年八月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都中央区吉祥寺南町三丁目五番一号

有限会社ブランビ七

清算人 江口 純子

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都渋谷区広尾一八二

株式会社M.R.T.パートナーズ

代表清算人 大澤 孝行

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号西新

宿三井ビルディング三階

東京ビジコン株式会社

代表清算人 野坂 照光

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都中央区元赤坂一丁目一番七号

一般社団法人T.S.M.119

新井 貴雄

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都中央区京橋二丁目七番一九号

アセツトファインанс福岡中洲合同会社

清算人 新井 貴雄

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都練馬区西大泉五丁目三四番三〇号

合同会社カマナリソーシズ

代表清算人 鎌田 陽一

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

東京都練馬区上石神井二丁目三番二号

株式会社石神井計器製作所

代表清算人 駒崎 隆裕

解散公告

当社は、令和7年5月30日開催の社員総会により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

京都府京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二七番地第二キヨートビル四〇二

合同会社 Astravia Pixeis

代表清算人 飯澤 直之

解散公告

当法人は、令和7年3月31日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

大阪市西淀川区大野三丁目二番三八号

特定非営利活動法人ひとねつと

清算人 未永 義孝

解散公告

当法人は、令和7年5月20日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

神戸市長田区浪松町五丁目一番一九号

一般社団法人須磨海岸の魅力推進協議会

代表清算人 山田 博補

解散公告

当社は、令和7年7月17日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

和歌山県岩出市相谷一二四番地の二一

株式会社鋼劍

代表清算人 上田 剑太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当法人は、令和7年6月10日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

岡山県浅口郡里庄町大字里見六〇四二番地の六

一般社団法人結羽川和佳枝

代表清算人 羽川和佳枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

広島県廿日市市宮内一〇九九番地一

株式会社スパロー

代表清算人 梶山 俊也

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

大分県大分市今津留二丁目三番一六号

株式会社ありの子

代表清算人 川邊 誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

宮崎市城ヶ崎四丁目一番地二六

株式会社ひかり設計

代表清算人 平川 優子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

香川県小豆郡土庄町甲一六四三番地八

有限会社渡部建設

代表清算人 渡部 明美

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

宮崎市大字新名爪一八三六番地

えがお株式会社

代表清算人 赤澤 多恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

鹿児島市桜ヶ丘八丁目三五番一號(鹿児島大学大学院医歯学総合研究科運動機能修復

学講座整形外科学内)

特定非営利活動法人鹿児島骨盤ク協議会

清算人 濑戸口啓夫

解散公告(第一回)

当公社は、令和7年7月14日青森県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

青森県八戸市市内丸一丁目一一番一號

八戸市土地開発公社

代表清算人 石田慎一郎

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年7月31日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

千葉県佐倉市鎌木町三八四番地一

医療法人社団内田医院

清算人 内田 朝彦

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年6月23日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

大坂府岸和田市土生町二丁目一一番四三号

医療法人ひとみ会山本眼科医院

清算人 山本 起義

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年4月30日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

大阪府岸和田市土生町二丁目一一番四三号

医療法人ひとみ会山本眼科医院

清算人 山本 起義

解散公告(第一回)

当法人は、令和6年6月30日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

大阪府寝屋川市楠根南町二八番一〇号

医療法人嶋元医院

清算人 嶋元 佳子

解散公告(第一回)

当公社は、令和6年6月30日をもって解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月4日

大阪府寝屋川市楠根南町二八番一〇号

医療法人嶋元医院

清算人 嶋元 佳子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月二十四日佐賀地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙三五五一番地
宗教法人淨土宗西山觀音庵

佐賀市駅南本町五一五サンシャインM二〇一号室
鬼塚・吉村法律事務所
清算人 弁護士 鬼塚 拓也

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

長崎県諫早市中通町一六七二
農事組合法人雪浦開拓畜産組合
清算人 平木 勇

解散公告(第二回)

当法人は、昭和二十七年十月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年八月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月十九日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号
宗教法人神習教三山田村分教会

清算人 町田 敦
清算人 山本 宗孝

解散公告(第二回)

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

解散公告(第二回)

石川県珠洲市若山町中三三の部八番地
農事組合法人なか営農組合
清算人 寺家谷 勉

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月三十日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年八月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

福井県越前市瓜生町三三字上岸ノ上二六一
二
清算人 白藤 昭武

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月十九日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年八月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番一四号
新大阪コープラス・八光ビルマンショ

敷地売却組合
清算人 山本 宗孝

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月二十二日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

解散公告(第二回)

神戸市垂水区塩屋町一丁目五番八号
第2シーサイドパレス塩屋管理組合法人
清算人 奥田 剛

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

福井県越前市瓜生町三三字上岸ノ上二六一
二
清算人 白藤 昭武

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第十七期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計七件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付しました。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

資産合計 一九、六二八、七六五円
負債合計 一九、六二八、七六五円

正味信託財産

令和七年八月四日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
清算人 奥田 剛

配当公告

名古屋市西区花の木一丁目一五番一五号バン
ペール・グラン花の木一〇〇一号、従前の住
所名古屋市緑区滝ノ水四丁目九二二番地
破産者 森 和敏

配当公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債
権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七
月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下
さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から
除斥します。

令和七年八月四日

配当公告

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三
医療法人美仁会
清算人 風間 正美

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の
翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間
内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可
により解散したので、当組合に債権を有する者は、
本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日
から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除
斥します。

令和七年八月四日

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第二期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十
件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付し
た。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

資産合計 一九、六二八、七六五円
負債合計 一九、六二八、七六五円

正味信託財産

令和七年八月四日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
清算人 山本 宗孝

配当公告

名古屋市西区花の木一丁目一五番一五号バン
ペール・グラン花の木一〇〇一号、従前の住
所名古屋市緑区滝ノ水四丁目九二二番地
破産者 森 和敏

配当公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債
権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七
月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下
さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から
除斥します。

令和七年八月四日

配当公告

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三
医療法人美仁会
清算人 風間 正美

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の
翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間
内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可
により解散したので、当組合に債権を有する者は、
本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日
から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除
斥します。

令和七年八月四日

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第二期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十
件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付し
た。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

資産合計 一九、六二八、七六五円
負債合計 一九、六二八、七六五円

正味信託財産

令和七年八月四日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
清算人 山本 宗孝

配当公告

名古屋市西区花の木一丁目一五番一五号バン
ペール・グラン花の木一〇〇一号、従前の住
所名古屋市緑区滝ノ水四丁目九二二番地
破産者 森 和敏

配当公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債
権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七
月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下
さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から
除斥します。

令和七年八月四日

配当公告

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三
医療法人美仁会
清算人 風間 正美

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の
翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間
内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可
により解散したので、当組合に債権を有する者は、
本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日
から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除
斥します。

令和七年八月四日

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第二期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十
件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付し
た。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

資産合計 一九、六二八、七六五円
負債合計 一九、六二八、七六五円

正味信託財産

令和七年八月四日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
清算人 山本 宗孝

配当公告

名古屋市西区花の木一丁目一五番一五号バン
ペール・グラン花の木一〇〇一号、従前の住
所名古屋市緑区滝ノ水四丁目九二二番地
破産者 森 和敏

配当公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債
権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七
月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下
さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から
除斥します。

令和七年八月四日

配当公告

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三
医療法人美仁会
清算人 風間 正美

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の
翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間
内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可
により解散したので、当組合に債権を有する者は、
本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日
から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除
斥します。

令和七年八月四日

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第二期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十
件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付し
た。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

資産合計 一九、六二八、七六五円
負債合計 一九、六二八、七六五円

正味信託財産

令和七年八月四日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
清算人 山本 宗孝

配当公告

名古屋市西区花の木一丁目一五番一五号バン
ペール・グラン花の木一〇〇一号、従前の住
所名古屋市緑区滝ノ水四丁目九二二番地
破産者 森 和敏

配当公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債
権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七
月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下
さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から
除斥します。

令和七年八月四日

配当公告

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三
医療法人美仁会
清算人 風間 正美

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の
翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間
内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可
により解散したので、当組合に債権を有する者は、
本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日
から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除
斥します。

令和七年八月四日

公益信託エスペック地球環境研究・技術基金第二期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十
件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付し
た。

二、財産目録(令和七年三月三十一日現在)

資産合計 一九、六二八、七六五円
負債合計 一九、六二八、七六五円

正味信託財産

令和七年八月四日
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
公益信託エスペック地球環境研究・技術基金
代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
清算人 山本 宗孝

配当公告

名古屋市西区花の木一丁目一五番一五号バン
ペール・グラン花の木一〇〇一号、従前の住
所名古屋市緑区滝ノ水四丁目九二二番地
破産者 森 和敏

配当公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債
権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年七
月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下
さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から
除斥します。

令和七年八月四日

配当公告

鹿児島県奄美市名瀬有屋町一五番地三
医療法人美仁会
清算人 風間 正美

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年五月二十四日開催の総会の
翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間
内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月四日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地
宗教法人岩川神社
清算人 國柄 進一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年七月十八日大阪市長の認可
により解散したので、当組合に債権を有する者は、
本公告第一回掲載(令和七年七月三十一日)の翌日
から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除
斥します。

令和七年八月四日

第5期決算公告		令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号		
株式会社コア・コンサルティング・		
グループ		
代表取締役 和田 莢明		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	9,298,301
	固定資産	861,789
	合計	10,160,091
負純 資 債 産 及 の び部	流動負債	3,975,860
	賞与引当	223,849
	固定負債	3,752,011
	株主資本	3,619,393
	利益剰余金	2,564,837
	その他利益剰余金	101,000
	(うち当期純利益)	2,463,837
		2,463,837
	合計	10,160,091

第24期決算公告	
令和7年6月23日	東京都千代田区外神田一丁目5番1号
朝霞・三園ユーティリティサービス	
株式会社	
代表取締役 黒津 健之	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)	
科	目
資の 産部	流動資産
	合計
	1,071,443
	1,071,443
負純 資 産 及 び部	流动負債
	資本
	資本
	資本
	資本
	その他資本
	利益
	その他利益
	(うち当期純損失)
	△
	△
	(240,297)
	合計
	1,071,443

第12期決算公告		令和7年8月4日
東京都渋谷区円山町3番6号		
フリービットスマートワークス株式会社		
代表取締役 清水 高		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	78,806 7,187 85,993
負純 債資 産及 のび部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 (うち当期純損失)	136,477 6,391 △56,875 10,000 △66,875 △66,875 (6,969) 合計
		85,993

第10期決算公告		令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号		
		株式会社UH5
代表取締役 井上 明怜		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	63,204
	固定資産	12,508,750
	合計	12,571,954
負純 資 債 産 及 び部	流動負債	9,027
	固定負債	12,361,193
	株主資本	152,173
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	1,860,000
	利益剰余金	1,860,000
	その他の利益剰余金	△1,807,826
	(うち当期純損失)	△1,807,826
	評価・換算差額等	(11,964)
合計	49,559	
		12,571,954

第3期決算公告			
令和7年8月4日			
東京都豊島区南池袋二丁目9番9号			
株式会社エヌオーアイ			
代表取締役 井上 明怜			
貸借対照表の要旨			
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)			
科	目	金額	
資の 産部	流動資産	460,521	
	固定資産	5,297,062	
	合計	5,757,584	
負純 資産 及の び部	流動負債	28,500	
	固定負債	5,304,969	
	株主資本	△20,511	
	資本剰余金	10,000	
	利益剰余金	△30,511	
	その他利益剰余金	△30,511	
	(うち当期純損失)	(10,173)	
	評価・換算差額等	444,625	
合計	5,757,584		

第4期決算公告				
令和7年8月4日				
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号				
株式会社第二通信				
代表取締役 大橋 弘幸				
貸借対照表の要旨				
(令和7年3月31日現在)				(単位:千円)
科	目	金	額	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	18,746,931 7,682,725 26,429,657		
負純 資産 及の び部	流動負債 株主資本 資本剰余 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	404,980 26,024,677 10,000 10,000 10,000 26,004,677 26,004,677 (27,123,847)		
		26,429,657		

第22期決算公告		令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号		
株式会社ネットワークサービス		
代表取締役 和田 拓士		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	155,305 △174 155,131
負純 債資 産及 び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	11,206 143,925 90,000 3,943 3,943 49,982 18,556 31,426 (2,538)
	合計	155,131

第2期決算公告					
令和7年8月4日					
東京都豊島区南池袋二丁目9番9号					
株式会社オブタ					
代表取締役 井上 明怜					
貸借対照表の要旨					
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)					
科 目		金額			
資の 産部	流動資産	資産合計	4,691,615		
	固定資産		2,324,685		
	合計		7,016,301		
負純 資産 及の び部	流動負債	債権合計	30,912		
	固定負債		6,679,845		
	株主資本		32,453		
	利益剰余金		10,000		
	その他利益剰余金		22,453		
	(うち当期純利益)		22,453		
	(23,813)				
	評価・換算差額等		273,089		
	合計		7,016,301		

第2期決算公告					
令和7年8月4日					
東京都豊島区南池袋二丁目9番9号					
株式会社アイビー					
代表取締役 井上 明恵					
貸借対照表の要旨					
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)					
科 目			金額		
資の 産部	流動資産	固定資産	253,418		
	合計		47,343		
300,761					
負純 資 産 及 の び部	流動負債	固定負債	1,702		
	合計		470,000		
△170,862					
資 産 及 の び部	資本	資本	10,000		
	利益	剰余金	△180,862		
△180,862					
資 産 及 の び部	その他利益	剰余金	(うち当期純損失)		
	評価	・換算差額等	(177,449)		
△78					
合計			300,761		

保育所型認定こども園ひまわりいしうちこども園リニューアル工事に係る入札のお知らせ

次通り一般競争入札に付します。
令和7年8月4日
社会福祉法人ひまわり福祉会
理事長 森永 勝

1. 工事名 ひまわりいしうちこども園
リニューアル工事

2. 工事場所 広島県広島市佐伯区五日市
町石内6496-5

3. 工事概要 大規模修繕工事

4. 予定価格 有(落札決定後に公表)

5. 入札参加資格等 詳細については令和
7年8月8日までに下記へご連絡下さい。
(社福)ひまわり福祉会本部 担当: 渡邊
電話: 082-872-2121
Mail: [ikiruchikara@
himawari-fukushikai.com](mailto:ikiruchikara@himawari-fukushikai.com)

第 21 期 決 算 公 告				
令和 7 年 8 月 4 日				
東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号				
株式会社 ノーブルコミュニケーションズ				
代表取締役 細谷 宗司				
貸借対照表の要旨				
(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位:千円)				
科 目	金 額			
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,913,991 4,879 2,918,870		
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	2,261,796 418,303 238,771 90,000 148,771 22,500 126,271 (17,242)		
	合計	2,918,870		

第21期決算公告					
令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号					
株式会社エイチ・ティ・ソリューションズ 代表取締役 太田紗央理					
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)					
科 目				金額(千円)	
資の 産部	流動資産	固定資産	資産	101,090	
	流動資産	固定資産	資産	385	
	合計		計	101,475	
負純 資產 及の び部	流動負債	貿易引当金	負債	11,406	
	貿易引当金	預金	他	264	
	預金	資本	資本	11,142	
	資本	本益餘金	本益餘金	90,069	
	本益餘金	準備金	準備金	10,000	
	準備金	その他利益	その他利益	80,069	
	その他利益	当期純利益	当期純利益	2,500	
	当期純利益	うち当期純利益	うち当期純利益	77,569	
	うち当期純利益	計		(8,343)	
	△		△	101,475	

第32期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社京王ホールディングス
代表取締役 細谷 宗司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	1,625,408
固 定 資 産	186,185
合 計	1,811,594
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	1,561,229
株 主 資 本	250,364
資 本 剰 余 金	100,000
資 本 準 備 金	25,000
利 益 剰 余 金	125,364
利 益 準 備 金	10,992
その他の利益剰余金	114,372
(うち当期純損失)	(13,836)
合 計	1,811,594

第28期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社コアアセットマネジメント
代表取締役 工藤 優

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	3,571,541
固 定 資 産	1,265,559
合 計	4,837,100
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	100,951
株 主 資 本	565,720
資 本 剰 余 金	4,170,429
資 本 準 備 金	100,000
利 益 剰 余 金	28,586
その他の資本剰余金	28,586
利 益 準 備 金	4,041,842
その他の利益剰余金	4,041,842
(うち当期純利益)	(824,114)
合 計	4,837,100

第20期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社Hi-Bit
代表取締役 細谷 宗司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	191,530
合 計	191,530
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	209,101
株 主 資 本	△17,570
資 本 剰 余 金	10,000
資 本 準 備 金	381,000
利 益 剰 余 金	381,000
利 益 準 備 金	△408,570
その他の利益剰余金	25,250
(うち当期純利益)	△433,820
(うち当期純損失)	(6,173)
合 計	191,530

第10期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社ピスケス
代表取締役 和田 拓士

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	53,553
合 計	53,553
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	592
株 主 資 本	52,960
資 本 剰 余 金	60,000
資 本 準 備 金	42,921
その他の資本剰余金	1,707
利 益 剰 余 金	41,213
利 益 準 備 金	△49,960
その他の利益剰余金	△49,960
(うち当期純損失)	(3,294)
合 計	53,553

第9期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社トレジャーガイド
代表取締役 和田 拓士

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	3,809
合 計	3,809
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	623
株 主 資 本	3,186
資 本 剰 余 金	10,000
資 本 準 備 金	97,816
その他の資本剰余金	2,500
利 益 剰 余 金	95,316
利 益 準 備 金	△104,630
その他の利益剰余金	△104,630
(うち当期純損失)	(3,535)
合 計	3,809

第11期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社ビューティー¹
代表取締役 和田 拓士

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	3,664
固 定 資 産	25
合 計	3,690
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	1,301
株 主 資 本	2,388
資 本 剰 余 金	10,000
資 本 準 備 金	1,192,819
その他の資本剰余金	2,500
利 益 剰 余 金	1,190,319
利 益 準 備 金	△1,200,430
その他の利益剰余金	△1,200,430
(うち当期純損失)	(4,173)
合 計	3,690

第25期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社HBD¹
代表取締役 鮑 俊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	4,948,390
固 定 資 産	10,403,645
合 計	15,352,035
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	2,340,705
賞 与 引 当 金	63,561
そ の 他	2,277,144
株 主 資 本	13,011,330
資 本 剰 余 金	100,000
利 益 剰 余 金	12,911,330
利 益 準 備 金	25,000
その他の利益剰余金	12,886,330
(うち当期純利益)	(1,570,915)
合 計	15,352,035

第31期決算公告

令和7年8月4日
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社セレクトネットワーク¹
代表取締役 佐藤 勇規

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	22,172,378
固 定 資 産	179,554
合 計	22,351,932
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	14,361,042
株 主 資 本	7,990,890
資 本 剰 余 金	100,000
資 本 準 備 金	26,252
その他の資本剰余金	25,250
利 益 剰 余 金	1,002
利 益 準 備 金	7,864,638
その他の利益剰余金	7,864,638
(うち当期純利益)	(696,351)
合 計	22,351,932

第21期決算公告 令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社リエゾン¹
代表取締役 山田 淳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	130,357
固 定 資 産	2,103
合 計	132,461
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	162,903
株 主 資 本	△30,441
資 本 剰 余 金	25,000
資 本 準 備 金	7,276,719
その他の資本剰余金	450,000
利 益 剰 余 金	6,826,719
利 益 準 備 金	△7,332,161
その他の利益剰余金	25,064
(うち当期純利益)	(703,844)
合 計	132,461

第15期決算公告 令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社ネットワークコンサルティング¹
代表取締役 三木田のどか

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	16,407,170
固 定 資 産	28,610
合 計	16,435,781
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	13,803,151
賞 与 引 当 金	17,115
そ の 他	13,786,035
株 主 資 本	2,632,629
資 本 剰 余 金	110,000
利 益 剰 余 金	2,522,629
利 益 準 備 金	27,500
その他の利益剰余金	2,495,129
(うち当期純利益)	(1,553,140)
合 計	16,435,781

第19期決算公告 令和7年8月4日

東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社GOLUCK¹
代表取締役 保永 一雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	842,560
固 定 資 産	177,476
合 計	1,020,036
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	252,136
賞 与 引 当 金	5,508
そ の 他	246,628
株 主 資 本	767,900
資 本 剰 余 金	101,000
利 益 剰 余 金	666,900
利 益 準 備 金	25,250
その他の利益剰余金	641,650
(うち当期純利益)	(75,404)
負債・純資産合計	1,020,036

第21期決算公告 令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社シンク¹
代表取締役 渡邊 裕樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	3,576,194
固 定 資 産	5,977
合 計	3,582,171
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債 本 資 本	2,606,272
株 主 資 本	975,899
資 本 剰 余 金	101,000
利 益 剰 余 金	874,899
利 益 準 備 金	25,250
その他の利益剰余金	849,649
(うち当期純利益)	(377,462)
合 計	3,582,171

第7期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社F R E E J O B		代表取締役 矢野 寛貴
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 499,787	
	固定資産 17,634	
資 産 合 計	517,421	
負純 資産 及の び部	流動負債 206,624 賞与引当金 2,421 その他 204,202 株主資本 310,797 資本剰余金 100,000 その他資本剰余金 910,000 利益剰余金 910,000 △699,202 その他利益剰余金 699,202 (うち当期純利益) (94,168)	
負債・純資産合計	517,421	

第7期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社アイ・イーグループ		代表取締役 工藤 俊
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 7,838,445	
	固定資産 11,305	
資 産 合 計	7,849,751	
負純 資産 及の び部	流動負債 6,699,237 賞与引当金 1,122 その他 6,698,114 株主資本 294,310 資本剰余金 856,203 利益剰余金 101,000 △755,203 利益準備金 25,250 その他利益剰余金 729,953 (うち当期純利益) (101,056)	
負債・純資産合計	7,849,751	

第7期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
オフィスサービス株式会社		代表取締役 近藤 悅平
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 78,967	
	資 産 合 計	78,967
負純 資産 及の び部	流動負債 7,732 株主資本 71,234 資本剰余金 51,000 その他資本剰余金 29,810 利益剰余金 △9,575 利益準備金 1,293 その他利益剰余金 △10,869 (うち当期純損失) (20,151)	
負債・純資産合計	78,967	

第4期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社クラリス		代表取締役 坂口 路将
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 23,613	
	固定資産 49,579	
資 産 合 計	73,192	
負純 資産 及の び部	流動負債 298,244 賞与引当金 4,194 その他 294,049 株主資本 △225,051 資本剰余金 9,990 △235,041 △235,041 (うち当期純損失) (91,179)	
負債・純資産合計	73,192	

第4期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社コミュニケーション		代表取締役 山田 淳
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 143,539	
	固定資産 14,685	
資 産 合 計	158,225	
負純 資産 及の び部	流動負債 76,181 賞与引当金 1,142 その他 75,038 株主資本 82,043 資本剰余金 100,000 △110,000 △110,000 △127,956 △127,956 (うち当期純損失) (21,226)	
合 計	158,225	

第9期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社STREAM		代表取締役 大村 俊貴
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 233,513	
	資 産 合 計	233,513
負純 資産 及の び部	流動負債 260,711 賞与引当金 1,532 その他 259,179 株主資本 △27,198 資本剰余金 100,000 △91,000 △91,000 △1,037,198 △1,037,198 (うち当期純利益) (14,368)	
負債・純資産合計	233,513	

第1期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
さくらリビングサービス株式会社		代表取締役 丸島 宏之
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 20,200	
	合 計	20,200
負純 資産 及の び部	流動負債 12,269 賞与引当金 630 その他 11,639 株主資本 7,931 資本剰余金 10,000 △2,068 △2,068 (うち当期純損失) (2,068)	
合 計	20,200	

第1期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
インシュラントグループ株式会社		代表取締役 大和田征矢
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 45,431,047	
	固定資産 22,980,167	
資 産 合 計	68,411,215	
負純 資産 及の び部	流動負債 58,533,974 株主資本 9,877,240 資本剰余金 100,000 その他資本剰余金 9,900,000 利益剰余金 9,900,000 △122,759 △122,759 (うち当期純損失) (122,759)	
合 計	68,411,215	

第2期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社N F		代表取締役 三木田のどか
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 1,866	
	合 計	1,866
負純 資産 及の び部	流動負債 5,462 株主資本 △3,595 資本剰余金 300 その他利益剰余金 △3,895 (うち当期純損失) (3,648)	
合 計	1,866	

第9期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社H M & A		代表取締役 康 書陽
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 501,606	
	合 計	501,606
負純 資産 及の び部	流動負債 878 株主資本 500,727 資本剰余金 30,025 資本準備金 30,025 利益剰余金 440,677 △440,677 (うち当期純損失) (7,350)	
合 計	501,606	

第2期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社ウェルテックホールディングス		代表取締役 内藤 竜平
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 3,117	
	固定資産 316,081	
資 産 合 計	319,198	
負純 資産 及の び部	流動負債 80,798 株主資本 238,399 資本剰余金 10,000 その他資本剰余金 227,624 利益剰余金 775 △2,500 △1,724 (うち当期純利益) (241,277)	
合 計	319,198	

第1期決算公告		令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社パートナーリング		代表取締役 形部 孝広
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 34,346	
	固定資産 1,424	
資 産 合 計	35,771	
負純 資産 及の び部	流動負債 35,443 賞与引当金 2,617 その他 32,826 株主資本 328 資本剰余金 10,000 △9,671 △9,671 (うち当期純損失) (9,671)	
合 計	35,771	

第40期決算公告 令和7年8月1日
愛媛県松山市空港通二丁目9番8号
共立工営株式会社
代表取締役 吉原潔

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	518,215
固 定 資 産	125,989
合 計	644,205
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) 自己 株式 評価・換算 差額等	73,293 13,174 565,396 22,500 559,396 5,625 553,771 (34,491) △16,500 △7,658
合 計	644,205

第59期決算公告 令和7年6月30日
香川県仲多度郡多度津町西港町15番地
株式会社南電器製作所
代表取締役 小川弘敬

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	1,186,154
固 定 資 産	515,483
合 計	1,701,637
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) 自己 株式 評価・換算 差額等	685,775 67,571 948,291 140,000 51,120 51,120 757,171 18,296 738,875 (71,612)
合 計	1,701,637

第41期決算公告

令和7年6月23日
山口県岩国市日の出町2番1号
ユニセル株式会社
代表取締役 馬場健二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	563,801
固 定 資 産	108,172
合 計	671,973
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) 自己 株式 評価・換算 差額等	1,121,595 4,500 △ 454,122 10,000 △ 464,121 2,500 △ 466,621 (60,971)
合 計	671,973

第30期決算公告

令和7年6月27日
大分県別府市大字内竈1399番地の1
エフサステクノロジーズ太陽株式会社
代表取締役社長 塩福宣雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	364,238
固 定 資 産	26,540
合 計	390,779
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益)	66,016 10,406 314,357 20,000 294,357 799 293,558 (10,109)
負債・純資産合計	390,779

第15期決算公告 令和7年8月4日

北九州市若松区ひびきの北4番35号
株式会社ソフトエナジーコントロールズ
代表取締役 江口勇治

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	14,925,817
固 定 資 産	1,574,386
合 計	149,088
資 産 合 計	16,649,292
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益)	13,309,986 500 3,338,806 100,000 3,238,806 3,238,806 (2,815,942)
負債・純資産合計	16,649,292

第33期決算公告 令和7年6月23日

高知県高知市仁井田字新築4351-1
株式会社協同プロセスこうち
代表取締役社長 佐竹一夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	31,710
固 定 資 産	24,409
合 計	56,119
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 (賞与引当金) 固 定 負債 (退職給付引当金) 株 主 資 本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純損失)	25,922 (1,004) 50,980 (4,200) △20,783 24,000 △44,783 △44,783 (24,138)
合 計	56,119

第8期決算公告 令和7年8月4日
北海道石狩市新港中央二丁目730番地1
石狩地域バイオマス発電株式会社
代表取締役社長 福田明泰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	1,087
固 定 資 産	2,174
合 計	3,261
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純損失) 評価・換算 差額等	254 3,616 △430 10 △440 △440 (215) △179
負債・純資産合計	3,261

第6期決算公告 令和7年8月4日

静岡市清水区折戸二丁目1番3号
一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会
代表理事 宮崎總一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	7,513
固 定 資 産	0
合 計	7,513
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益)	319
負債合計	319
一般正味財産	7,194
正味財産合計	7,194
合 計	7,513

第14期決算公告 令和7年6月27日
大分市大字旦野原910番地の58
ジェイコム大分エンジニアリング株式会社
代表取締役 小森智幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	445,052
固 定 資 産	21,318
合 計	21,065
有形 固定 資 産	146
無形 固定 資 産	107
投資 その他の 資産	
合 計	466,370
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益)	65,594 400,776 40,000 360,776 1,200 359,576 (25,825)
合 計	466,370

第3期決算公告 令和7年6月27日
東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
株式会社セブン・ジェイ・デジタル・パートナーズ
代表取締役 柏木正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	37
固 定 資 産	22
合 計	60
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純損失)	1 4 53 30 30 △6 △6 (3)
合 計	60

第21期決算公告 令和7年6月28日

埼玉県蓮田市大字上平野639番地の3
ケイアイプレスト株式会社
代表取締役 小林勝彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	1,403,388
固 定 資 産	12,569
合 計	2,885
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純損失)	1,073,676 173,623 171,544 20,000 151,544 151,544 (26,430)
負債・純資産合計	1,418,842

第6期決算公告 令和7年8月4日

北海道石狩市新港中央二丁目730番地1
北海道木質バイオマス株式会社
代表取締役社長 中島啓介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	4
固 定 資 産	0
合 計	4
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負債 債本 資本 金 利益 剰余 金 利益 準備 金 その他利益 剰余金 (うち当期純損失)	0 0 4 50 △46 △46 (2)
負債・純資産合計	4

第26期決算公告

令和7年6月30日
東京都中央区新川一丁目5番17号
日本ワムネット株式会社
代表取締役社長 長谷川浩司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	470,116
	固定資産	718,482
	合計	1,188,598
負純 資 産 及 の び部	流動負債	203,486
	固定資本	0
	資本	985,111
	資本金	200,050
	利益	785,061
	利益	50,012
	その他の利益	735,049
	利益	(135,489)
	合計	1,188,598

第7期決算公告

令和7年8月4日 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

A i R O株式会社

代表取締役 中村 仁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	31
	資産合計	31
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2
	株主資本	29
	資本金	75
	資本準備金	101
	その他資本	75
	利益	26
	利益	△147
	その他の利益	△147
	利益	(36)
	負債・純資産合計	31

第2期決算公告

令和7年3月31日 東京都港区元麻布三丁目1番6号

アストリッド・ジャパン株式会社

代表取締役 チャーン・チー・ウイー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	146,778,970
	固定資産	17,513,841
	資産合計	164,292,811
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2,523,991
	株主資本	347,920,810
	資本金	△186,151,990
	資本準備金	1
	その他資本	△186,151,991
	利益	△186,151,991
	その他の利益	(161,590,807)
	利益	△186,151,991
	負債・純資産合計	164,292,811

第36期決算公告 令和7年8月4日

富山県高岡市福岡町矢部1009番地
S Tメタルス株式会社
代表取締役 井上 雅夫

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,632,198
	固定資産	850,531
	合計	3,482,730
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2,357,882
	株主資本	77,451
	資本金	1,041,424
	資本利益	100,000
	資本利益	223,000
	その他の資本	718,424
	その他の資本	718,424
	その他の資本	(61,690)
	その他の資本	5,971
	合計	3,482,730

第39期決算公告 令和7年8月4日

富山市掛尾町626番地
富山ファースト・ディーン株式会社
代表取締役社長 島倉 勇人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,386,040
	固定資産	118,929
	合計	1,504,969
負純 資 産 及 の び部	流動負債	478,735
	株主資本	0
	資本金	1,102,373
	資本利益	20,000
	資本利益	1,082,373
	その他の資本	5,000
	利益	1,077,373
	利益	(78,735)
	自己株式	△71,582
	評価・換算差額等	△4,557
	合計	1,504,969

第12期決算公告 令和7年8月4日

富山市天正寺1083番地
株式会社ネクスター
代表取締役 牧野 健一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	41,980
	固定資産	1,865
	合計	43,846
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2,205
	株主資本	—
	資本金	41,640
	資本利益	3,000
	資本利益	38,640
	その他の資本	38,640
	利益	(9,210)
	合計	43,846

第11期決算公告

令和7年8月4日 東京都渋谷区円山町3番6号
フリービットインベストメント株式会社
代表取締役 清水 高

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	370,876	流動負債	18,869		
固定資産	314,167	固定負債	24,767		
		株主資本	606,271		
		資本金	50,000		
		資本利益	550,000		
		その他の資本	300,000		
		利益	250,000		
		利益	6,271		
		その他の利益	6,271		
		評価・換算差額等	(54,469)		
		その他の評価	35,135		
		差額金	35,135		
合計	685,044	合計	685,044		

第100期決算公告 令和7年8月4日

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
ジーシックスリアルエーステート株式会社
代表取締役 梶原 豊秀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	444,993
固定資産	13,798,033
	負債合計
	5,258,653
株主資本	8,984,373
資本金	200,000
資本利益	4,869,291
その他の資本	4,869,291
利益	3,920,575
利益	41,421
その他の利益	3,879,154
自己株式	(473,632)
純資産合計	8,984,373
資産合計	14,243,027
	負債・純資産合計
	14,243,027

第22期決算公告

令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社ハローコミュニケーションズ
代表取締役 三木田のどか

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	16,385,103	流動負債	7,524,235		
固定資産	178,164	賞与引当金	6,653		
		その他の負債	7,517,582		
		固定負債	27,965		
		株主資本	9,011,066		
		資本金	101,000		
		資本利益	150		
		その他の資本	150		
		利益	8,909,916		
		利益	25,250		
		評価・換算差額金	8,884,666		
		その他の評価	(1,146,865)		
資産合計	16,563,267	負債・純資産合計	16,563,267		

第13期決算公告 令和7年6月30日

東京都港区芝三丁目33番1号
三井住友トラスト・キャリアパートナーズ株式会社
取締役社長 米澤奈津彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	316,147	流動負債	46,512		
固定資産	18,289	(うち賞与引当金)	(12,949)		
		固定負債	34,594		
		退職給付引当金	34,594		
株主資本		株主資本	253,330		
資本金		資本金	100,000		
資本利益		その他の資本	100,000		
その他の資本		利益	53,330		
利益		その他の利益	53,330		
評価・換算差額金		(うち当期純利益)	(4,259)		
その他の評価		資産合計	334,436		
差額金		負債・純資産合計	334,436		

第19期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
株式会社セールスパートナー
代表取締役 日高 誠一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,881,823	流動負債	6,648,067
固定資産	1,320,059	賞与引当金	24,590
		役員報酬引当金	3,949
		その他の	6,619,527
		固定負債	11,248
		株主資本	4,542,801
		資本金	101,000
		利益剰余金	4,441,801
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	4,416,551
		(うち当期純利益)	(9,887,524)
		評価・換算差額等	△234
資産合計	11,201,882	負債・純資産合計	11,201,882

第19期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

株式会社メンバースモバイル

代表取締役 松尾 直

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,811,593	流動負債	11,523,962
固定資産	374,171	賞与引当金	3,600
		役員報酬引当金	900
		その他の	11,519,461
		固定負債	353,560
		株主資本	7,308,241
		資本金	101,000
		資本剰余金	7
		その他資本剰余金	7
		利益剰余金	7,207,234
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	7,181,984
		(うち当期純利益)	(1,702,045)
資産合計	19,185,765	負債・純資産合計	19,185,765

第18期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区東池袋一丁目12番5号
株式会社ひまわりビジネスサービス
代表取締役 佐々城俊昭

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	278,999	流動負債	70,356
固定資産	2,250	株主資本	210,893
		資本金	101,000
		資本剰余金	9
		その他資本剰余金	9
		利益剰余金	109,883
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	84,633
		(うち当期純利益)	(105,324)
資産合計	281,249	負債・純資産合計	281,249

第19期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

匠ワランティアンドプロテクション株式会社

代表取締役 犬山陽一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,305,018	流動負債	2,396,690
固定資産	92,535	賞与引当金	11,521
		役員報酬引当金	2,400
		その他の	2,382,769
		株主資本	863
		資本金	100,000
		資本剰余金	16,617
		その他資本剰余金	16,617
		利益剰余金	△115,753
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	△141,003
		(うち当期純損失)	(127,962)
資産合計	2,397,554	負債・純資産合計	2,397,554

第20期決算公告

令和7年8月4日

東京都渋谷区恵比寿一丁目24番4号ASKビル2階
レッド・ウイング・ジャパン株式会社

代表取締役 小林 由生

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,326,230	流動負債	1,108,791
固定資産	249,586	固定負債	937,796
		(製品保証引当金)	(2,259)
		(退職給与引当金)	(47,888)
		株主資本	529,228
		資本金	95,000
		資本剰余金	85,000
		資本準備金	85,000
		利益剰余金	349,228
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	346,728
		(うち当期純利益)	(194,153)
資産合計	2,575,816	負債・純資産合計	2,575,816

第3期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社Cloud3

代表取締役 山田 淳

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	932,473	流動負債	792,945
固定資産	9,166	賞与引当金	1,709
		その他の	791,236
		株主資本	148,694
		資本金	10,000
		資本剰余金	180,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	170,000
		利益剰余金	△41,305
		その他利益剰余金	△41,305
		(うち当期純利益)	(555,835)
資産合計	941,640	負債・純資産合計	941,640

第64期決算公告

令和7年8月4日

広島県大竹市東栄二丁目1番18号
日本製紙大竹サポート株式会社

代表取締役 伊藤 学

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	291,375
固定資産	693
資産合計	292,069
科 目	金 額
流動負債	133,148
賞与引当金	100,222
固定負債	45,648
退職給付引当金	45,648
株主資本	113,271
資本金	62,000
資本剰余金	27,664
資本準備金	27,664
利益剰余金	23,607
利益準備金	2,001
その他利益剰余金	21,606
(うち当期純利益)	(6,647)
負債・純資産合計	292,069

第37期決算公告

令和7年7月19日

愛知県名古屋市西区城町237番地

株式会社タム・タム

代表取締役 安藤 治

貸借対照表の要旨 (令和7年5月20日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	2,581,617
固定資産	719,843
資産合計	3,301,460
科 目	金 額
流動負債	1,373,352
固定負債	1,327,153
株主資本	600,955
資本金	49,000
資本剰余金	36,032
資本準備金	27,516
その他資本剰余金	8,516
利益剰余金	515,921
利益準備金	600
その他利益剰余金	515,321
(うち当期純利益)	(43,471)
負債・純資産合計	3,301,460

第27期決算公告

令和7年5月15日

愛媛県松山市問屋町2番1号
株式会社フジセキュリティ
代表取締役 吉田勇夫貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,898,062	流動負債	800,257
固定資産	437,448	(うち賞与引当金)	(51,461)
		固定負債	168,586
		(うち退職給付引当金)	(7,309)
		(うち役員退職慰労引当金)	(7,047)
		株主資本	1,366,666
		資本金	66,700
		利益剰余金	1,299,966
		利益準備金	16,472
		その他利益剰余金	1,283,494
		(うち当期純利益)	(88,519)
資産合計	2,335,510	負債・純資産合計	2,335,510

第68期決算公告

令和7年8月4日

広島市安佐北区三入一丁目19番7号
広島森永乳業株式会社
代表取締役社長 竹塚真義貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	1,052,218
固定資産	2,593,672
有形固定資産	2,587,473
無形固定資産	556
投資その他の資産	5,643
繰延資産	93,546
資産合計	3,739,436
流動負債	1,674,027
賞与引当金	65,500
固定負債	221,316
退職給付引当金	220,567
株主資本	1,844,093
資本金	215,000
利益剰余金	1,629,093
利益準備金	35,511
その他利益剰余金	1,593,582
(うち当期純利益)	(200,615)
負債・純資産合計	3,739,436

第7期決算公告

令和7年8月4日 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
三林株式会社
代表取締役 表正晃

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	139	流動負債	921
固定資産	2,751	固定負債	665
		株主資本	89
		資本金	20
		利益剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	49
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	41
		(うち当期純利益)	(41)
		評価・換算差額等	1,214
		その他有価証券評価差額金	1,214
資産合計	2,890	負債・純資産合計	2,890

第10期決算公告

令和7年8月4日 茨城県神栖市奥野谷字浜野6170番32
かみすパワー株式会社
代表取締役社長 南部博之

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,215	流動負債	2,346
固定資産	13,270	固定負債	15,609
		メンテナンス費用引当金	350
		の他	15,259
		株主資本	3,529
		資本剰余金	102
		利益準備金	3,427
		その他利益剰余金	26
		(うち当期純利益)	3,402
		評価・換算差額等	(1,094)
資産合計	21,485	負債・純資産合計	21,485

第1期決算公告

令和7年6月30日 東京都中央区日本橋本町1丁目5番4号
アンドファーマ株式会社
(旧商号 JGE株式会社)
代表取締役 岩本紳吾

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	122	流動負債	99
固定資産	36,419	固定負債	—
		株主資本	36,443
		資本金	100
		資本剰余金	36,344
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	36,344
		利益剰余金	△0
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△0
		(うち当期純損失)	(0)
資産合計	36,542	負債・純資産合計	36,542

第18期決算公告

令和7年8月4日 東京都渋谷区初台一丁目46番3号
株式会社C X Dネクスト
代表取締役社長 中村誠

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,003,986	流動負債	684,141
固定資産	120,692	賞与引当金	2,022
		固定負債	3,154
		株主資本	437,383
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	507,495
		その他資本剰余金	482,495
		利益剰余金	△170,112
		その他利益剰余金	△170,112
		(うち当期純損失)	(74,209)
資産合計	1,124,678	負債・純資産合計	1,124,678

第42期決算公告

令和7年8月4日 東京都港区高輪二丁目15番21号
株式会社テクノコシダ
代表取締役 荒井博雄貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,594,188,720	流動負債	1,393,525,330
固定資産	948,407,881	賞与引当金	56,101,437
繰延資産	922,200	固定負債	366,310,894
		退職給付引当金	121,610,018
		株主資本	783,682,577
		資本金	68,400,000
		利益剰余金	715,282,577
		利益準備金	17,100,000
		その他利益剰余金	698,182,577
		(うち当期純利益)	(29,265,045)
資産合計	2,543,518,801	負債・純資産合計	2,543,518,801

第12期決算公告

令和7年8月4日 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅クリーンパワー株式会社
代表取締役社長 中島啓介

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	552	流動負債	13,863
固定資産	14,367	賞与引当金	17
		固定負債	13,846
		株主資本	3,051
		資本剰余金	△1,995
		資本準備金	105
		その他資本剰余金	5
		利益剰余金	5
		利益準備金	△2,105
		その他利益剰余金	21
		(うち当期純損失)	△2,126
			(2,130)
資産合計	14,919	負債・純資産合計	14,919

第1期決算公告

2025年8月4日

東京都中央区京橋3-1-1
WeWork 東京スクエアガーデン14F
ミライズエネチェンジ株式会社
代表取締役 柏野 善隆

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	926,699	流動負債	221,127
固定資産	5,210,429	(賞与引当金)	(34,920)
		固定負債	306,950
		株主資本	5,609,050
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,900,000
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	5,800,000
		利益剰余金	△390,949
		その他利益剰余金	△390,949
		(うち当期純損失)	(390,949)
資産合計	6,137,128	負債・純資産合計	6,137,128

第37期決算公告

令和7年6月20日

富山県射水市戸破1845番地
S H C 株式会社
代表取締役社長 原口 浩一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	756,486	流動負債	561,965
固定資産	852,611	(引当金)	103,800
		株主資本	(103,800)
		資本金	943,332
		資本剰余金	310,000
		資本準備金	140,351
		利益剰余金	140,351
		利益準備金	492,981
		その他利益剰余金	39,265
		(うち当期純利益)	453,716
資産合計	1,609,097	負債・純資産合計	1,609,097

第1期決算公告

令和7年8月4日

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社LERZ

代表取締役 岡本 真哉

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,774	流動負債	2,969
固定資産	12,880	固定負債	8,010
負債合計		10,979	
株主資本	3,675	販売費及び一般管理	45
資本剰余金	2,005	営業外収益	0
資本準備金	2,005	営業外費用	288
利益剰余金	2,005	経常損失	334
その他利益剰余金	△334	税引前当期純損失	334
純資産合計	3,675	法人税・住民税及び事業税	0
資産合計	14,655	当期純損失	334
負債・純資産合計		14,655	

損益計算書の要旨
(自令和6年5月1日)
(至令和7年4月30日)

(単位:百万円)

科目	金額
販売費及び一般管理	45
営業外収益	0
営業外費用	288
経常損失	334
税引前当期純損失	334
法人税・住民税及び事業税	0
当期純損失	334

第48期決算公告 令和7年8月4日

山梨県甲府市川田町389番地
株式会社セントラル物産

代表取締役 光藤千恵子

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在)

科目	金額(千円)
資産の部	
流動資産	323,562
固定資産	56,917
資産合計	380,479
負純資産及のび部	
流動負債	264,604
固定負債	63,125
負債合計	327,729
株主資本	52,750
資本剰余金	10,500
資本準備金	42,250
利益剰余金	42,250
その他利益剰余金	(62,758)
純資産合計	52,750
負債・純資産合計	380,479

第15期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
光通信株式会社

代表取締役 高橋 正人

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	223,356	流動負債	6,999
固定資産	1,164,340	固定負債	1,097,220
投資その他の資産	1,164,340	株主資本	73,802
		資本金	101
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	73,676
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	73,676
		評価・換算差額等	209,974
資産合計	1,387,696	負債・純資産合計	1,387,696

損益計算書の要旨
(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	48,661
営業費用	225
営業総利益	48,435
販売費及び一般管理	640
業外収益	47,794
業外費用	15,409
経常利益	18,594
特別利益	44,610
特別損失	—
税引前当期純利益	44,600
法人税・住民税及び事業税	9,328
当期純利益	△1,871
	37,143

第7期決算公告 令和7年8月4日
長野県伊那市荒井3495番7
ICT伊那みらいでんき株式会社

代表取締役 向山 賢悟

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資産の部	
流動資産	186
固定資産	3
資産合計	189
負純資産及のび部	
流動負債	58
固定負債	—
株主資本	131
資本剰余金	25
資本準備金	25
利益剰余金	81
その他利益剰余金	81
負債・純資産合計	189

第6期決算公告

令和7年8月4日

東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
株式会社UH Partners 2

代表取締役 井上 明恵

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,132	流動負債	570
固定資産	192,107	固定負債	141,778
投資その他の資産	192,107	株主資本	20,955
		資本金	101
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	20,854
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	20,829
		評価・換算差額等	37,935
資産合計	201,239	負債・純資産合計	201,239

損益計算書の要旨
(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	8,538
営業費用	—
営業総利益	8,538
販売費及び一般管理	34
業外収益	8,504
業外費用	0
経常利益	1,842
特別利益	6,661
特別損失	—
税引前当期純利益	6,661
法人税・住民税及び事業税	△2,549
当期純利益	157
	9,053

第12期決算公告 令和7年8月4日
三重県桑名郡木曽岬町新輪一丁目21番
木曽岬メガソーラー株式会社

代表取締役社長 加藤 義樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資産の部	
流動資産	143
固定資産	2
資産合計	144
負純資産及のび部	
流動負債	16
固定負債	—
株主資本	128
資本剰余金	50
資本準備金	50
利益剰余金	28
その他利益剰余金	28
(うち当期純利益)	(27)
負債・純資産合計	144

第48期決算公告 令和7年6月27日
神戸市東灘区深江浜町5番の1
株式会社神戸まるかん
代表取締役 西谷 賢亮

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,282,877
流動資産	1,194,155
固定資産	1,282,877
合 計	2,477,032
負純 資産 及の び部	
流動負債	904,932
固定負債	199,355
株主資本	1,355,840
資本利益	40,000
利益剰余金	1,315,840
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	1,305,840
(うち当期純利益)	(44,930)
評価・換算差額等	16,905
合 計	2,477,032

第6期決算公告

令和7年8月4日 東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
株式会社UH Partners 3
代表取締役 井上 明治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	7,382,420	流動負債	345,207
固定資産	69,327,631	株主資本	61,516,609
投資その他の資産	69,327,631	資本剰余金	5,118,998
		資本準備金	101,000
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	5,017,998
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	4,992,748
		評価・換算差額等	9,729,236
資産合計	76,710,051	負債・純資産合計	76,710,051

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	4,262,969
営業費用	455,700
営業総収益	3,807,269
販売費及び一般管理費	11,363
営業外収益	3,795,906
営業外費用	—
営業常別収益	864,005
営業常別損失	2,931,901
特別損失	—
税引前当期純利益	2,931,901
法人税・住民税及び事業税	△1,904,819
法人税等調整額	△4,552
当期純利益	4,841,273

第10期決算公告 令和7年8月4日

岡山県岡山市北区津島中1丁目1番1号

岡山大インキュベータ213号

フェムトディプロイメント株式会社

代表取締役 渡部 明治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	34
流動資産	29
固定資産	34
合 計	63
負純 資産 及の び部	
流動負債	73
固定負債	191
株主資本	△201
資本剰余金	90
資本準備金	554
利益剰余金	554
利益準備金	△845
その他利益剰余金	△845
(うち当期純損失)	(81)
合 計	63

第5期決算公告

令和7年8月4日 東京都豊島区南池袋二丁目9番9号

株式会社エスアイエル

代表取締役 井上 明治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	3,807,811	流動負債	59,881
固定資産	45,333,355	株主資本	29,637,317
投資その他の資産	45,333,355	資本剰余金	7,546,556
		資本準備金	101,000
		その他資本剰余金	40,231
		利益剰余金	25,250
		利益準備金	14,981
		その他利益剰余金	7,405,324
		評価・換算差額等	7,405,324
資産合計	49,141,166	負債・純資産合計	49,141,166

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	2,709,299
営業費用	7,800
営業総収益	2,701,499
販売費及び一般管理費	—
営業外収益	2,701,499
営業外費用	29
営業常別収益	398,394
営業常別損失	2,303,134
特別損失	—
税引前当期純利益	2,303,134
法人税・住民税及び事業税	△649,214
法人税等調整額	48,703
当期純利益	2,903,646

2024年度決算公告

2025年8月4日 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目2-15事務機ビル3階7号室

一般社団法人九州半導体・デジタルリノベーション協議会 代表理事 山口 宜洋

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	36,116
流動資産	3,304
固定資産	36,116
合 計	39,420
負純 資産 及の び部	
流動負債	809
固定負債	0
合 計	809
一般正味財産	38,611
正味財産合計	38,611
合 計	39,420

第27期決算公告

令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

テレコムサービス株式会社

代表取締役 石田 耕平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	40,269,694	流動負債	36,972,629
固定資産	123,038	固定負債	1,842,810
有形固定資産	2,350	株主資本	1,577,292
無形固定資産	3,169	資本剰余金	101,000
投資その他の資産	117,518	その他資本剰余金	113
		利益剰余金	113
		利益準備金	1,476,178
		その他利益剰余金	25,250
		評価・換算差額等	1,450,928
資産合計	40,392,732	負債・純資産合計	40,392,732

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
売上高	44,285,214
原価	—
総利益	44,285,214
販売費及び一般管理費	43,529,631
営業外収益	755,582
営業外費用	211,183
営業常別損失	173,162
特別損失	793,603
税引前当期純利益	0
法人税・住民税及び事業税	793,603
法人税等調整額	242,598
当期純利益	△7,322
	558,327

第36期決算公告

令和7年6月30日 茨城県那珂市向山1002番地8

MNFサービス株式会社

代表取締役 上脇 好春

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	135,364
流動資産	819
固定資産	135,364
合 計	136,183
負純 資産 及の び部	
流動負債	78,296
固定負債	540
株主資本	57,347
資本利益	22,000
利益剰余金	35,347
利益準備金	5,500
その他利益剰余金	29,847
(うち当期純利益)	(17,112)
合 計	136,183

第19期決算公告

令和7年8月4日 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

スマートビーリングサービス株式会社

代表取締役 稲本 健太

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	54,122,332	流動負債	53,412,423
固定資産	144,655	株主資本	854,564
有形固定資産	787	資本剰余金	101,000
無形固定資産	128,853	利益剰余金	753,564
投資その他の資産	15,014	利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	728,314
資産合計	54,266,988	負債・純資産合計	54,266,988

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
売上高	3,242,917
原価	2,442,282
総利益	800,634
販売費及び一般管理費	1,112,629
営業外費用	311,994
営業常別損失	446,765
特別損失	172
税引前当期純利益	134,598
法人税・住民税及び事業税	1,779
法人税等調整額	132,818
当期純損失	170,106
	△13,401
	23,886

第2期決算公告

令和7年8月4日
東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
株式会社アスコット・メディック
代表取締役 中林 肇

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流 動 資 産	37,408
資 産 合 計	37,408
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	589
固 定 負債	2,500
資 本 資 本	34,319
資 本 余 金	30,200
資 本 準 備 金	30,200
利 益 利 益	32,000
その 他 利 益	△26,081
利 益 利 益	△26,081
その 他 利 益	(1,739)
負債・純資産合計	37,408

合併 公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況及び要旨は次のとおりです。

(甲) <http://www.ascotcorp.co.jp/>
(乙) 左記のとおりです

第37期決算公告 令和7年8月4日

東京都江東区北砂三丁目5番4-208号

小宮興産株式会社

代表取締役 小宮 肇

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	41,338
固 定 資 産	1,458,142
資 産 合 計	1,499,481
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	25,064
固 定 負債	1,023,000
資 本 資 本	451,416
資 本 余 金	30,000
資 本 準 備 金	80,000
利 益 利 益	80,000
その 他 利 益	341,416
利 益 利 益	341,416
その 他 利 益	(3,199)
合 計	1,499,481

準備金の額の減少公告
当社は、令和7年8月31日を効力発生日とする小宮不動産株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしましたので公告します。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

(甲) 左記のとおりです
(乙) 左記のとおりです

第1期決算公告 令和7年6月26日

東京都港区六本木一丁目6番1号

株式会社まちのわホールディングス

代表取締役 入戸野真弓

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	564,274
固 定 資 産	653
資 産 合 計	564,928
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	3,916
固 定 負債	561,011
資 本 資 本	100,000
資 本 剰 余 金	464,274
資 本 準 備 金	100,000
その 他 資 本 剰 余 金	364,274
利 益 利 益	△3,262
その 他 利 益 剰 余 金	△3,262
(うち 当期純損失)	(3,262)
負債・純資産合計	564,928

第33期決算公告 令和7年8月4日

長野県長野市小島田町80番地

新光テクノサーブ株式会社

代表取締役社長 松林 克幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産 部	
流 動 資 産	198
固 定 資 産	18
資 産 合 計	216
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	79
固 定 負債	5
(うち 退職金引当金)	(5)
資 本 資 本	131
利 益 利 益	40
利 益 剰 余 金	91
利 益 準 備 金	10
その 他 利 益 剰 余 金	81
(うち 当期純利益)	(14)
合 計	216

第11期決算公告

令和7年8月4日

東京都江東区潮見1丁目2番地5号3階

株式会社I-XME

代表取締役 神田 彰彦

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産 部	
流 動 資 産	31,432,217
固 定 資 産	477,001
資 産 合 計	31,909,218
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	16,455,175
固 定 負債	15,454,043
資 本 資 本	20,000,000
利 益 利 益	△4,545,957
その 他 利 益	△4,545,957
(うち 当期純損失)	(2,252,684)
負債・純資産合計	31,909,218

資本金の額の減少公告

当社は、令和7年8月31日を効力発生日とする小宮不動産株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしましたので公告します。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第57期決算公告 令和7年6月27日

岡山県倉敷市粒江2396番地の1

第一紙工株式会社

代表取締役 京本裕一朗

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	199,213
固 定 資 産	68,112
資 産 合 計	267,325
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	192,435
固 定 負債	3,600
資 本 資 本	71,290
利 益 利 益	30,000
利 益 剰 余 金	41,290
利 益 準 備 金	210
その 他 利 益 剰 余 金	41,080
(うち 当期純利益)	(8,208)
合 計	267,325

第56期決算公告 令和7年8月4日

沖縄県那覇市字仲井真379番地2

しらゆり産業株式会社

代表取締役 嘉数 昇康

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産 部	
流 動 資 産	12,075,033
固 定 資 産	278,639,957
資 産 合 計	290,714,990
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	7,176,004
固 定 負債	52,446,672
資 本 資 本	231,092,314
利 益 利 益	88,100,000
その 他 利 益	49,384,000
利 益 剰 余 金	49,384,000
利 益 準 備 金	93,608,314
利 益 剰 余 金	12,025,000
利 益 準 備 金	81,583,314
利 益 越利益	(4,008,539)
利 益 剰 余 金	290,714,990

合併 公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

第4期決算公告 令和7年6月26日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目7番3号

株式会社まちのわ

代表取締役 入戸野真弓

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	523,007
固 定 資 産	223,637
資 産 合 計	746,645
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負債	121,804
固 定 負債	624,840
資 本 資 本	100,000
利 益 利 益	100,000
利 益 剰 余 金	424,840
利 益 準 備 金	424,840
その 他 利 益 剰 余 金	(60,565)
利 益 剰 余 金	746,645
負債・純資産合計	746,645

第70期決算公告

令和7年8月4日

神奈川県厚木市金田900番地

株式会社大栄製作所

代表取締役 菊池 文孝

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産 固定資産	1,514,381 817,143
	資産合計	2,331,525
負債及び純資産の部	流动負債 (賞与引当金) (役員賞与引当金) 固定負債 (退職給付引当金) (役員退職慰労引当金)	419,065 (64,150) (3,000) 210,941 (92,198) (9,765)
	負債合計	630,007
	株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	1,623,069 60,000 1,588,259 15,000 1,573,259 (7,644) △25,190 78,449 78,449
	純資産合計	1,701,518
	負債・純資産合計	2,331,525

第54期決算公告

2025年8月4日

神奈川県厚木市旭町4丁目15番33号

厚木ガス総合設備株式会社

代表取締役 森 健二

貸借対照表の要旨

(2025年4月30日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産 固定資産	1,310,536 172,322
	資産合計	1,482,858
負債及び純資産の部	流动負債 賞与引当金 完成工事補償引当金 その他負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金	118,403 8,440 1,348 108,613 122,361 104,565 17,795
	負債合計	240,764
	株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	1,241,422 21,000 1,220,422 5,250 1,215,172 (19,786) 672 672
	純資産合計	1,242,094
	負債・純資産合計	1,482,858

第78期決算公告

令和7年5月23日

秋田県秋田市旭北錦町1番14号

菱明三菱電機機器販売株式会社

代表取締役 審田 謙一

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産 固定資産	1,573 333
	資産合計	1,907
負債及び純資産の部	流动負債 賞与引当金 役員賞与引当金 その他負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金	600 30 20 550 43 3 40
	負債合計	643
	株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	1,263 20 1,277 13 1,263 (15) △34 0 0
	純資産合計	1,263
	負債・純資産合計	1,907

第20期決算公告

令和7年8月4日

東京都千代田区大手町一丁目4番2号

株式会社中袖クリーンパワー

代表取締役社長 清水 裕司

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金 額
資産の部	流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	2,447 623 235 13 375
	資産合計	3,070
負債及び純資産の部	流动負債 メンテナンス費用引当金 賞与引当金 その他の負債 固定負債 メンテナンス費用引当金 その他の負債	661 59 2 600 1,102 934 168
	負債合計	1,763
	株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,307 100 1,207 25 1,182 (663)
	純資産合計	1,307
	負債・純資産合計	3,070

第25期決算公告

令和7年8月4日

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

ナックハウスパートナー株式会社

代表取締役 岡田 康生

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産 固定資産	1,141,135 97,143
	資産合計	1,238,279
負債及び純資産の部	流动負債 賞与引当金 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	318,050 26,284 179,975 65,825 739,811 100,000 120,000 519,811 25,150 494,661 (15,415) 441 441
	負債・純資産合計	1,238,279

第103期決算公告

令和7年8月4日

東京都中央区日本橋三丁目12番1号

パーカー加工株式会社

代表取締役社長 尾崎 文一

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産 固定資産	13,442,874 11,564,320
	資産合計	25,007,195
負債及び純資産の部	流动負債 賞与引当金 役員賞与引当金 その他負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 その他負債	1,512,551 346,400 10,500 1,155,651 1,352,968 1,260,233 73,937 18,798
	負債合計	2,865,520
	株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	21,547,017 416,000 188,586 188,586 20,942,431 123,000 20,819,431 (1,516,397) 594,656 594,656
	純資産合計	22,141,674
	負債・純資産合計	25,007,195

第33期決算公告

令和7年3月28日 東京都中央区晴海一丁目8番10号オフィスタワーX
シンジエンタジャパン株式会社 代表取締役社長 小林 久哉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	26,466	流动負債	13,298
固定資産	3,871	賞与引当金	478
有形固定資産	1,315	固定負債	7,092
無形固定資産	1	株主資本	9,947
投資その他の資産	2,554	資本剰余金	475
		資本準備金	3,802
		その他資本剰余金	3,592
		利益剰余金	210
		利益剰余金	5,670
		利益剰余金	215
		その他利益剰余金	5,455
資産合計	30,337	負債・純資産合計	30,337

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	28,171
原価	21,751
総利益	6,420
一般管理	5,675
販売費	745
営業業外収益	111
営業常別収益	275
営業特損	582
税引前当期純利益	0
法人税、事業税	10
法人税等調整額	572
当期純利益	214
税引前当期純利益及び 法人税、事業税	18
当期純損失	340

第9期決算公告

令和7年8月4日 東京都新宿区揚場町1番18号
MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社 代表取締役 谷口健太郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,177	流动負債	7,772
固定資産	32,215	賞与引当金	23
		固定負債	12,378
		負債合計	20,151
		株主資本	17,242
		資本剰余金	2,155
		資本準備金	2,150
		利益剰余金	2,150
		その他利益剰余金	12,937
		純資産合計	17,242
資産合計	37,393	負債・純資産合計	37,393

告

損益計算書の要旨
(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	1,719
原価	1,262
総利益	457
一般管理	797
販売費	339
営業業外損失	△141
営業常別損失	481
営業特損	△14
税引前当期純損失	495
法人税、事業税	2
法人税等調整額	△378
当期純損失	120

第5期決算公告

令和7年8月4日 大阪市北区天神橋四丁目12番4号天満シミズビル1階
株式会社Fee 代表取締役 松本 佳奈

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	12,351	流动負債	17,303
固定資産	47,172	固定負債	27,435
繰延資産	2,275	負債合計	44,738
		株主資本	17,060
		資本剰余金	31,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	△43,939
		その他利益剰余金	△43,939
		(うち当期純損失)	(3,107)
		純資産合計	17,060
資産合計	61,799	負債・純資産合計	61,799

第11期決算公告

令和7年8月4日 福井県敦賀市吳羽町2番1号
敦賀グリーンパワー株式会社 代表取締役社長 中島 啓介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額
流动資産	2,544
固定資産	7,221
資産合計	9,766
負債及び純資産の部	
流动負債	4,301
賞与引当金	5
固定負債	4,296
メンテナンス費用引当金	11,358
その他の負債	115
負債合計	11,243
株主資本	△6,125
資本剰余金	5
資本準備金	5
利益剰余金	△6,135
その他利益剰余金	△6,135
(うち当期純損失)	(1,208)
評価・換算差額等	231
繰延ヘッジ損益	231
純資産合計	△5,893
負債・純資産合計	9,766

官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報をお問い合わせください。書面の交付をご希望の方は、最寄りの官報サービスセンターにお問合せください。
(官報サービスセンター一覧)



官報掲載事項記載書面

内閣府

第13期決算公告

令和7年8月4日

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

伊豆高原学園PFI株式会社

代表取締役 狩野 太平

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 75,393,710
資産合計	75,393,710
負純 資産 及の び部	流動負債 38,985,659
	株主資本 36,408,051
	資本利益 30,000,000
	利益剰余金 6,408,051
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 6,408,051 (672,488)
負債・純資産合計	75,393,710

第34期決算公告

令和7年8月4日

北海道室蘭市仲町12番地

北海製鉄株式会社

代表取締役 岩見 恒司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	46,011	流動負債	66,785
固定資産	40,313	固定負債	1,017
有形固定資産	39,667	株主資本	18,523
無形固定資産	645	資本剰余金	80
		資本準備金	18,420
		その他資本剰余金	9,245
		利益剰余金	9,175
		その他利益剰余金	23
資産合計	86,325	負債・純資産合計	86,325

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	160,416
売上原価	157,960
売上総利益	2,456
販売費及び一般管理費	1,764
営業利益	691
営業外収益	2
営業外費用	692
経常利益	2
税引前当期純利益	2
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1

第47期決算公告 令和7年8月4日

東京都世田谷区給田五丁目9番18号

富士映画株式会社

代表取締役 池亀 真弘

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動資産 21,215,422
	固定資産 95,312,030
資産合計	116,527,452
負純 資産 及の び部	流動負債 157,924,779
	固定負債 2,250,000
負債合計	160,174,779
	株主資本 △43,647,327
	資本利益 10,000,000
	利益剰余金 △53,647,327
	その他利益剰余金 (うち当期純損失) △53,647,327 (1,059,041)
純資産合計	△43,647,327
負債・純資産合計	116,527,452

第26期決算公告 令和7年8月4日

東京都世田谷区給田三丁目26番3-901号

富士ロケーションサービス株式会社

代表取締役 池亀 真弘

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動資産 159,705,559
	固定資産 35,751,795
資産合計	195,457,354
負純 資産 及の び部	流動負債 29,411,521
	固定負債 112,709,692
負債合計	142,121,213
	株主資本 53,336,141
	資本利益 15,000,000
	利益剰余金 38,336,141
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 38,336,141 (13,822,031)
純資産合計	53,336,141
負債・純資産合計	195,457,354

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。左記のとおりなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月4日 東京都世田谷区給田三丁目26番3-901号 (甲) 富士ロケーションサービス株式会社 代表取締役 池亀 真弘 東京都世田谷区給田五丁目9番18号 (乙) 富士映画株式会社 代表取締役 池亀 真弘

第2期決算公告

令和7年8月4日

東京都調布市佐須町三丁目35番地3

アセンドゾーンロジ株式会社

代表取締役 金子 和喜

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 11,246
	固定資産 605
	繰延資産 317
資産合計	12,168
負純 資産 及の び部	流動負債 26,131
	固定負債 26,131
	株主資本 △13,963
	資本利益 3,000
	利益剰余金 △16,963
	その他利益剰余金 (うち当期純損失) △16,963 (11,409)
純資産合計	△13,963
負債・純資産合計	12,168

甲の貸借対照表の要旨

令和7年8月4日

東京都調布市深大寺東町七丁目28番地37

アセンドゾーン株式会社

代表取締役 伊藤 昌一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 46,089
	固定資産 148,509
資産合計	194,598
負純 資産 及の び部	流動負債 32,943
	固定負債 120,067
	合計 153,010
	株主資本 41,588
	資本利益 2,000
	利益剰余金 39,588
	その他利益剰余金 (うち当期純損失) 39,588 (31,687)
純資産合計	41,588
負債・純資産合計	194,598

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。左記のとおりなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月4日 東京都調布市深大寺東町七丁目28番地37 (甲) アセンドゾーン株式会社 代表取締役 伊藤 昌一 東京都調布市佐須町三丁目三五番地三 (乙) アセンドゾーンロジ株式会社 代表取締役 金子 和喜

決算公告 令和7年8月4日

福岡県北九州市八幡西区

割子川二丁目3番22号

北九送電株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 341,495
	固定資産 36,291
資産合計	377,786
負純 資産 及の び部	流動負債 87,563
	固定負債 41,957
	株主資本 248,266
	資本利益 10,000
	資本剰余金 5,000
	資本準備金 5,000
	利益剰余金 233,266
	利益準備金 200
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 233,066 (53,099)
合計	377,786

決算公告 令和7年8月4日

福岡県大野城市山田一丁目2番26号

九建架線工事株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,584,406
	固定資産 2,639,506
資産合計	5,223,912
負純 資産 及の び部	流動負債 511,048
	固定負債 1,277,789
	株主資本 3,435,075
	資本利益 47,000
	資本剰余金 3,500
	資本準備金 3,500
	利益剰余金 3,384,575
	利益準備金 11,750
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 3,372,825 (158,246)
合計	5,223,912

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。左記のとおりなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年8月4日 福岡県大野城市山田一丁目2番26号 (甲) 九建架線工事株式会社 代表取締役 入倉 雄二 (乙) 北九送電株式会社 代表取締役 入倉 雄二

第3期決算公告

2025年8月4日

東京都中央区京橋3-1-1
WeWork東京スクエアガーデン14F
ENECHANGE EV ラボ株式会社
代表取締役 内藤 義久

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	739,845	流动負債	309,688
固定資産	30,000	固定負債	300,000
資本		株主資本	160,157
資本		資本金	5,000
資本		資本剰余金	1,269,519
資本		資本準備金	4,000
その他資本剰余金		その他資本剰余金	1,265,519
利益剰余金		利益剰余金	△1,114,362
その他利益剰余金		その他利益剰余金	△1,114,362
(うち当期純損失)		(うち当期純損失)	(1,114,362)
資産合計	769,845	負債・純資産合計	769,845

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和7年8月4日

高知市一宮二八二六番地

(甲) 高知液化瓦斯株式会社

代表取締役 和田 英樹

代表取締役

山田 洋介

第58期決算公告

令和7年8月4日

高知市一宮2826番地

高知液化瓦斯株式会社

代表取締役 和田 英樹

貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	82,998	流动負債	15,269
固定資産	95,062	株主資本	163,417
繰延資産	626	資本剰余金	36,000
		資本準備金	23,500
		利益剰余金	23,500
		利益準備金	139,534
		その他利益剰余金	9,000
		その他利益剰余金	130,534
		(うち当期純利益)	(1,549)
		自己株式	△35,617
資産合計	178,686	負債・純資産合計	178,686

第57期決算公告

令和7年8月4日

高知市一宮2827番地

株式会社ケンガス

代表取締役 山田 洋介

貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	106,356	流动負債	26,592
固定資産	6,288	固定負債	20,000
資本		株主資本	66,052
資本		資本剰余金	30,000
資本		資本準備金	3,980
その他資本剰余金		その他資本剰余金	1,200
利益剰余金		利益剰余金	2,780
利益剰余金		利益準備金	62,275
その他利益剰余金		その他利益剰余金	6,300
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	55,975
自己株式		自己株式	(34,796)
資産合計	112,644	負債・純資産合計	112,644

第56期決算公告

令和7年6月13日

札幌市中央区北4条西1丁目1番地

ホクレンくみあい飼料株式会社

代表取締役社長 中村伊三雄

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	8,496
固定資産	8,121
資本	流動負債 (賞与引当金)
資本	固定負債 (親会社長期借入金)
資本	資本 (役員退職慰労引当金)
資本	資本 (退職給付引当金)
資本	資本 (資産除去債務)
資本	資本 (繰延税金負債)
資本	資本 (株主資本)
資本	資本 (資本剰余金)
資本	資本 (資本準備金)
資本	資本 (利益剰余金)
資本	資本 (その他利益剰余金)
資産合計	16,617
	負債・純資産合計 16,617

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	60,403	経常利益	142
売上原価	59,273	特別利益	0
売上総利益	1,130	特別損失	83
販売費及び一般管理費	1,036	税引前当期純利益	59
営業利益	93	法人税、住民税及び事業税	20
営業外収益	61	法人税等調整額	—
営業外費用	12	当期純利益	38

第56期決算公告

令和7年8月4日 札幌市中央区南1条西14丁目291番地190

社会医療法人医仁会

理事長 中村 博彦

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	5,173
固定資産	5,479
有形固定資産	4,645
無形固定資産	73
その他の資産	759
流動負債 (賞与引当金)	1,506
固定負債 (退職給付引当金)	237
その他の流動負債	1,269
固定負債	4,336
退職給付引当金	2,253
その他固定負債	2,083
負債合計	5,843
積立金	4,809
設立等積立金	3,468
繰越利益積立金	1,341
純資産合計	4,809
資産合計	10,652
	負債・純資産合計 10,652

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
事業収益 (本業収益)	12,539	事業外収益 (事業外費用)	30
(附帯業務)	(12,389)	(事業外費用)	80
(収益事業)	(144)	経常損失	299
(事業)	(6)	特別損失	0
事業費	12,788	特別損失	0
(本業)	(12,562)	税引前当期純損失	299
(附帯業務)	(224)	法人税、住民税及び事業税	0
事業損失	(1)	当期純損失	299
	248		